



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市小児医療費助成条例施行規則
 の一部を改正する規則(第70号)…………… 3387

◇川崎市子ども・子育て支援法施行細
 則の一部を改正する規則(第71号)…………… 3390

告 示

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止
 (第438号)…………… 3394

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止
 (第439号)…………… 3394

◇指定障害児通所支援の事業の廃止
 (第440号)…………… 3394

◇指定障害児通所支援の事業の廃止
 (第441号)…………… 3395

◇指定障害児通所支援の事業の廃止
 (第442号)…………… 3395

◇指定障害福祉サービス事業者の指定
 (第443号)…………… 3395

◇指定特定相談支援事業者の指定(第
 444号)…………… 3395

◇指定障害児通所支援事業者の指定
 (第445号)…………… 3396

◇指定一般相談支援事業者の指定(第
 446号)…………… 3396

◇指定障害児相談支援事業者の指定
 (第447号)…………… 3397

◇自転車等の撤去と保管(第448号)…………… 3397

◇道路区域の変更(第449号)…………… 3397

◇道路の供用開始(第450号)…………… 3398

◇予防接種の業務を行う医師(第451
 号)…………… 3398

◇川崎市重度障害者医療費助成条例施
 行規則に基づく医療証の更新(第452
 号)…………… 3398

◇公印の改刻(第453号)…………… 3398

◇生活保護法等による指定医療機関の
 指定(第454号)…………… 3399

◇生活保護法等による指定施術機関の
 指定(第455号)…………… 3399

◇生活保護法等による指定医療機関の
 廃止(第456号)…………… 3399

◇生活保護法等による指定医療機関の
 変更(第457号)…………… 3399

◇自転車等の撤去と保管(第458号)…………… 3399

◇生活保護法等による指定介護機関の
 変更(第459号)…………… 3400

◇生活保護法等による指定介護機関の
 廃止(第460号)…………… 3400

◇地縁による団体の認可(第461号)…………… 3400

◇令和3年第3回川崎市議会定例会の
 招集(第462号)…………… 3400

◇指定代理納付者の指定(第463号)…………… 3400

◇認定特定非営利活動法人の代表者の
 変更(第464号)…………… 3401

◇個人情報保護条例の規定による個人
 情報ファイルの届出(第465号)…………… 3401

◇個人情報保護条例の規定による目的
 外利用等の届出(第466号)…………… 3401

◇道路の供用開始(第467号)…………… 3401

◇自転車等の撤去と保管(第468号)…………… 3401

◇都市計画マスタープラン川崎区構
 想、幸区構想及び中原区構想の改定
 並びに図書縦覧(第469号)…………… 3402

公 告

◇開発行為に関する工事の完了(第831
 号)…………… 3402

◇開発行為に関する工事の完了(第832
 号)…………… 3402

◇一般競争入札の執行(第833号)…………… 3402

◇開発行為に関する工事の完了(第834
 号)…………… 3414

◇一般競争入札の執行(第835号)…………… 3415

◇開発行為に関する工事の完了(第836
 号)…………… 3416

◇一般競争入札の執行(第837号)…………… 3417

◇一般競争入札の執行(第838号)..... 3417

◇大師公園等の指定管理者の公募(第839号)..... 3424

◇一般競争入札の執行(第840号)..... 3425

◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第841号)..... 3426

◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第842号)..... 3427

◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第843号)..... 3427

◇一般競争入札の執行(第844号)..... 3427

◇一般競争入札の執行(第845号)..... 3428

◇一般競争入札の執行(第846号)..... 3430

◇一般競争入札の執行(第847号)..... 3431

◇一般競争入札の執行(第848号)..... 3433

◇一般競争入札の執行(第849号)..... 3435

◇一般競争入札の執行(第850号)..... 3436

◇一般競争入札の執行(第851号)..... 3438

◇一般競争入札の執行(第852号)..... 3440

◇一般競争入札の執行(第853号)..... 3441

◇一般競争入札の執行(第854号)..... 3443

◇一般競争入札の執行(第855号)..... 3445

◇一般競争入札の執行(第856号)..... 3453

◇一般競争入札の執行(第857号)..... 3455

◇一般競争入札の執行(第858号)..... 3457

◇一般競争入札の執行(第859号)..... 3458

◇一般競争入札の執行(第860号)..... 3460

◇一般競争入札の執行(第861号)..... 3461

◇一般競争入札の執行(第862号)..... 3462

◇道路位置の廃止(第863号)..... 3464

◇開発行為に関する工事の完了(第864号)..... 3464

◇開発行為に関する工事の完了(第865号)..... 3464

◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第866号)..... 3464

◇開発行為に関する工事の完了(第867号)..... 3465

公告(調達)

◇一般競争入札の執行(第323号)..... 3465

◇落札者等の公示(第324号)..... 3466

◇落札者等の公示(第325号)..... 3466

◇落札者等の公示(第326号)..... 3467

3467◇一般競争入札の公告(第327号)..... 3467

◇一般競争入札の公告(第328号)..... 3470

◇落札者等の公示(第329号)..... 3472

税公告

◇差押調書(謄本)の公示送達(第151号)..... 3472

◇納税通知書の公示送達(第152号)..... 3772

◇税額決定通知書の公示送達(第153号)..... 3473

◇課税額変更(取消)通知書の公示送達(第154号)..... 3473

◇差押調書(謄本)の公示送達(第155号)..... 3473

◇差押調書(謄本)の公示送達(第156号)..... 3473

◇差押調書(謄本)の公示送達(第157号)..... 3473

◇差押調書(謄本)の公示送達(第158号)..... 3474

◇差押調書(謄本)の公示送達(第159号)..... 3474

訓令

◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第6号)..... 3474

上下水道局告示

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新(第40号)..... 3475

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第41号)..... 3478

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第42号)..... 3479

◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第43号)..... 3479

上下水道局公告

◇一般競争入札の執行(第66号)..... 3480

◇一般競争入札の執行(第67号)..... 3491

◇一般競争入札の執行(第68号)..... 3493

◇一般競争入札の執行(第69号)..... 3494

◇一般競争入札の執行(第70号)..... 3496

◇一般競争入札の執行(第71号)..... 3500

◇一般競争入札の執行(第72号)..... 3503

交通局公告

◇一般競争入札の執行(第74号)..... 3504

◇一般競争入札の執行(第75号)..... 3505

◇一般競争入札の執行(第76号)..... 3506

◇一般競争入札の執行(第77号)..... 3508

病院局公告

◇一般競争入札の執行(第36号)..... 3511

◇一般競争入札の執行(第37号)..... 3513

◇一般競争入札の執行(第38号)..... 3515

◇一般競争入札の執行(第39号)..... 3516

病院局公告(調達)

◇落札者等の公示(第18号)…………… 3518

教育委員会告示

◇教育委員会臨時会の招集(第17号)…………… 3518

選挙管理委員会告示

◇公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程(第5号)…………… 3518

監査公表

◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第7号)…………… 3519

◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第8号)…………… 3539

◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第9号)…………… 3552

◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第10号)…………… 3565

区公告

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第121号)…………… 3584

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第122号)…………… 3584

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第123号)…………… 3584

◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第124号)…………… 3584

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第29号)…………… 3584

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第44号)…………… 3584

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第45号)…………… 3585

◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(中原区第46号)…………… 3585

◇住民票の職権消除(中原区第47号)…………… 3585

◇印鑑登録の抹消(中原区第48号)…………… 3585

◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第62号)…………… 3585

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第63号)…………… 3586

◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第64号)…………… 3586

◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(高津区第65号)…………… 3586

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第66号)…………… 3586

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第67号)…………… 3586

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第33号)…………… 3586

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第33号)…………… 3587

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第34号)…………… 3587

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第35号)…………… 3587

◇住民票の職権消除(麻生区第49号)…………… 3587

◇印鑑登録の抹消(麻生区第50号)…………… 3587

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第51号)…………… 3588

◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第52号)…………… 3588

辞 令

◇8月20日付け…………… 3588

正 誤

◇第1,825号…………… 3588

規 則

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第70号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。
第11条を次のように改める。

第11条 削除

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

乳 小児(乳幼児等)医療証交付申請書

(宛先)川崎市長

次のとおり、乳幼児等の医療費助成に係る医療証の交付を申請します。

なお、医療費助成を受けるに当たり必要な限度で、所得状況その他助成に関する事項の調査について市長に委任します。

		申請年月日	年 月 日				
1 申請者	フリガナ				住 所	(〒)	
	氏名					電話番号	- -
	生年月日	年 月 日生	今年の1月1日現在の住所				
	個人番号					前年の1月1日現在の住所	
	配偶者の有無	1 有 2 無	乳幼児等との続柄			1 父 2 母 3 その他()	
2 配偶者	フリガナ				住 所	申請者住所と(1 同じ 2 異なる) (〒)	
	氏名						
	生年月日	年 月 日生	個人番号				
3 乳幼児等	フリガナ				住 所	申請者住所と(1 同じ 2 異なる) (〒)	
	氏名						
4 乳幼児等の加入保険状況	生年月日	年 月 日生(歳)	保険の種類			1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済	
	被保険者等	世帯主・組合員・被保険者の氏名	乳幼児等との続柄	1 父 2 母 3 その他()			
	被保険者記号及び番号	記号 番号	保険加入日	年 月 日			
	保険者	保険者番号	保険者名				
5 乳幼児等と申請者との関係	申請者による監護の有無	1 有 2 無	他 制 度 適 用 の 有 無	生活保護	1 有 2 無		
	同 一 生 計 の 有 無 (申請者が父母の場合)	1 有 2 無		重度障害者医療	1 有 2 無		
	生 計 維 持 の 有 無 (申請者が父母以外の場合)	1 有 2 無		ひとり親家庭等医療	1 有 2 無		

第6号様式を次のように改める。

第6号様式

		(乳) 小児入院医療費助成申請書	
		(宛先) 川崎市長	
		年 月 日	
次のとおり、小児医療費助成に係る医療費の助成を申請します。			
なお、医療費助成を受けるに当たり必要な限度で、所得状況その他助成に関する事項の調査について市長に委任します。			
1 申 請 者	フリガナ		住 所 (〒)
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
	個 人 番 号		
	配 偶 者 の 有 無	1 有 2 無	
2 配 偶 者	フリガナ		住 所 申請者住所と(1 同じ 2 異なる) (〒)
	氏 名		
3 小 児	フリガナ		住 所 申請者住所と(1 同じ 2 異なる) (〒)
	氏 名		
4 小 児 の 加 入 保 険 状 況	保 険 の 種 類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済	
	被 保 険 者 等	世帯主・組合員・ 被保険者の氏名	小児との 続 柄 1 父 2 母 3 その他 ()
	保 険 者	被 保 険 者 記 号 及 び 番 号	記号 番号 保険加入日 年 月 日
		保 険 者 番 号	保 険 者 名
5 小 児 と 申 請 者 の 関 係	申 請 者 に よ る 監 護 の 有 無	1 有 2 無	
	同 一 生 計 の 有 無 (申請者が父母の場合)	1 有 2 無	
	生 計 維 持 の 有 無 (申請者が父母以外の場合)	1 有 2 無	
6 申 請 の 内 容	診 療 を 受 け た 期 間	病 院 等 の 名 称	申 請 額
	年 月 日から 年 月 日まで		円
	年 月 日から 年 月 日まで		円
	年 月 日から 年 月 日まで		円
7 振 込 先	振 込 先 金 融 機 関	銀 行 本 店 信 用 金 庫 支 店 農 協 その他 ()	
	口 座 番 号	普 通 当 座	フリガナ 口座名義人

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第71号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「受けている者」の次に「、小規模住居型児童養育事業を行う者」を加え、同表備考第1項中「、第4項及び第6項」を「及び第5項」に改め、同表備考第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同表備考中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第10項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同表備考第9項とする。

第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式

施設等利用給付認定（変更）申請書(法第30条の4第1号認定用)

1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、申請者
 や同居親族の市町村住民税課税状況その他施設等利用給付認定に際し、官公署に対し必要な文書
 の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
 2 申請書等に記載した事項については、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に必要と認
 められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
 3 施設等利用費は、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者が受領することがありま
 す。
 4 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請

受付	収受印
入力	
確認	

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

(宛先) 川崎市 区長

申請日 年 月 日

(保 申請者 護 者)	フリガナ				住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 区
	氏名				住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 区
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				
	日中の連絡先（電話番号） *確実に連絡の取れる順に記入してください。					
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	③	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）
子 ども	フリガナ				生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	
個人番号 <input type="text"/>						

認定を希望する期間 年 月 日 から 小学校就学前 年 月 日 まで

<利用(予定を含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園)又は特別支援学校幼稚部を記入してください。>

フリガナ	<input type="text"/>	所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話番号 (<input type="text"/>)
名称	<input type="text"/>	利用開始予定日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

<同居者を全員記入してください。>

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	フリガナ	性別	続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	氏名			個人番号	
1	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	世帯主	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
2	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
3	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
4	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
5	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
6	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>
7	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="text"/>

第13号様式

施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号認定用)

1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、申請者
や同居親族の市町村住民税課税状況その他施設等利用給付認定に際し、官公署に対し
必要な文書
の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2 申請書等に記載した事項については、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給
に必要と認
められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3 施設等利用費は、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者が受領するこ
とがありま
す。
4 新年度4月1日利用開始の場合は、認定事務が集中し、実本等に日時を要するため、申

受付 収受印
入力
確認

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付認定を申請します。

(宛先)川崎市 区長
申請日 年 月 日
フリガナ 住所 〒 区
氏名 住所が市外の場合 市内転入後の住所 〒 区
生年月日 年 月 日
日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入してください。
① 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他() ② ③
子ども フリガナ 氏名 性別 □男 □女 続柄 生年月日 年 月 日 個人番号
認定区分 □申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)。
□申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)。
保育を必要とする理由 (子から見た続柄) 父・母・その他() □就労 □妊娠出産 □疾病障害等 □介護看護 □災害復旧 □求職活動等 □就学 □その他()
認定を希望する期間 年 月 日 から □小学校就学前 □年 月 日 まで

<同居者を全員記入してください。>

Table with 6 columns: No., Name (フリガナ), Gender, Household Status, Birth Date (年 月 日), and Contact Info (就労・通学・通園先又は単身赴任先). Rows 1-7.

<必ず裏面も記入してください。>

<幼稚園、認定こども園又は特別支援学校幼稚部を利用する(予定を含む。)方は記入してください。>

フリガナ	所在地	〒	—	電話番号	()
名称	利用開始予定日	年	月	日	

<認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する(予定を含む。)方は記入してください。>

フリガナ 施設又は事業所の名称	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 — 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 — 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 — 電話番号 ()	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 — 電話番号 ()	年 月 日

<保育を必要とする理由に応じて記入してください。>

働いている場合	母親の状況		父親の状況		
	就労種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他： ()	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他： ()		
勤務先	名称		所在地		
	所在地		電話番号		
通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入してください。)			
前年1月1日以降の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名： から ② 就労先名： から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名： から ② 就労先名： から			
妊娠有無(申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日				
就学中の場合	学校名				
	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通学時間 約 分 (往復時間を記入してください。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () *複数手段がある場合は全てに○をつけてください。 通学時間 約 分 (往復時間を記入してください。)		
	就学の目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ()			
	期間	年 月 日まで			
	卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労		
疾病・障害等の場合	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

<表面の「認定区分」が第3号に該当する場合に記入してください。>

転居予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (転居先：) (転居時期： 年 月 日頃)
認定希望日の前年1月1日現在の住所	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ (父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の教育・保育の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の教育・保育の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第438号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
ユースタイルラボ ラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所 武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪35 ハイムシルク203号室	居宅介護 重度訪問介護	令和3年6月30日	1415201126

川崎市告示第439号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社ツクイ	ツクイ川崎 新百合丘	川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング6階 610号室	居宅介護 重度訪問介護	令和3年7月31日	1415600822
株式会社ツクイ	ツクイ川崎 新百合丘	川崎市麻生区万福寺一丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング6階 610号室	同行援護	令和3年7月31日	1415600822

川崎市告示第440号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社Big Forest	JOY KIDS	川崎市川崎区浅田3-10-11 アンシャンテ1階1A号室	放課後等 デイサービス	令和3年5月31日	1455000453

川崎市告示第441号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20
 第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の
 規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 クラ・ゼミ	こどもサポート教室 「きらり」新城駅前校	川崎市中原区新城5丁目8-3 第二望月ビル1階1号室	児童発達支援 放課後等 デイサービス	令和3年 6月30日	1455200392

川崎市告示第442号

指定障害児通所支援の事業の廃止について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20
 第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の
 規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 IDEC-Global	Smile-heart-Melody	川崎市中原区下新城3-8-19	放課後等 デイサービス	令和3年7月31日	1455300234

川崎市告示第443号

指定障害福祉サービス事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し
 ます。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ウェルメディック・ ジャパン	ティエル訪問介護 ステーション	川崎市川崎区本町 1-8-2 トラストビル2階	居宅介護 重度訪問介護	令和3年 8月1日	1415001542
株式会社Initial	みぞのくち めだか販売店	川崎市高津区下作延 1-1-42	就労継続支援 B型	令和3年 8月1日	1415301108
ケイエスガード 株式会社	就労継続支援 B型事業所 ケイエスガード	川崎市川崎区南町12-1 パートナーズ川崎2階	就労継続支援 B型	令和3年8 月1日	1415001443

川崎市告示第444号

指定特定相談支援事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
 めの法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第
 1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のと
 おり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社 アライフ	アライフ相談室	川崎市多摩区菅稲田堤三丁目17番 1-305 プラザサニーサイド	計画相談支援	令和3年8月1日	1435401177
株式会社A T	指定相談支援 アットコレット 新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合ヶ丘207A	計画相談支援	令和3年8月1日	1435600919
株式会社A T	指定相談支援 アットコレット 宿河原	川崎市多摩区宿河原3-2-1 三和ビル1F	計画相談支援	令和3年8月1日	1435401169
株式会社A T	指定相談支援 アットコレット 鈴木町	川崎市川崎区旭町2-17-4 ハイツ穂高201	計画相談支援	令和3年8月1日	1435001555

川崎市告示第445号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に
基づき別表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
レッツワーク 株式会社	児童発達支援 レッツワーク	川崎市幸区南加瀬四丁目19番9号 グレイス・ハイツ102号	児童発達支援	令和3年8月1日	1455100303
イニシアス 株式会社	TAKUMI武蔵小杉	川崎市中原区中丸子356 StRuricol 101	児童発達支援	令和3年8月1日	1455200574
イニシアス 株式会社	TAKUMI武蔵小杉	川崎市中原区中丸子356 StRuricol 101	放課後等 デイサービス	令和3年8月1日	1455200574
社会福祉法人 県央福祉会	ぼるく中原	川崎市中原区下小田中1-6-11	児童発達支援	令和3年8月1日	1455200582
社会福祉法人 県央福祉会	ぼるく中原	川崎市中原区下小田中1-6-11	放課後等 デイサービス	令和3年8月1日	1455200582

川崎市告示第446号

指定一般相談支援事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の
規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条30の規定に基づき別表のとおり告示
します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社アライフ	アライフ相談室	川崎市多摩区菅稲田堤 三丁目17番1-305 プラザサニーサイド	地域移行支援	令和3年8月1日	1435401177
合同会社 ドリームスタジアム	相談支援事業所 ドリームスタジアム かわさき	川崎市高津区二子三丁目 16番19号	地域移行支援	令和3年8月1日	1435301047

川崎市告示第447号

指定障害児相談支援事業者の指定について
 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1
 項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別
 表のとおり告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
合同会社アライフ	アライフ相談室	川崎市多摩区菅稲田堤 三丁目17番1-305 プラザサニーサイド	障害児相談支援	令和3年8月1日	1475400469
株式会社AT	指定相談支援 アットコレット 新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺 1-8-7 パストラル新百合ヶ丘207A	障害児相談支援	令和3年8月1日	1475600399
株式会社AT	指定相談支援 アットコレット 宿河原	川崎市多摩区宿河原 3-2-1 三和ビル1F	障害児相談支援	令和3年8月1日	1475400451
株式会社AT	指定相談支援 アットコレット 鈴木町	川崎市川崎区旭町2-17-4 ハイツ穂高201	障害児相談支援	令和3年8月1日	1475000640

川崎市告示第448号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川
 崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、
 第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
 づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
 第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の
 規定に基づき告示します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
 所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま
 で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時
 まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する
 休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を
 経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない
 ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処
 理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第449号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定
 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
 て、令和3年8月17日から令和3年8月31日まで一般の
 縦覧に供します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北加瀬第16号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番3先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番5先	2.80	24.90	
新	北加瀬第16号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先	3.40	24.90	
旧	北加瀬第30号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番3先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番3先	2.12	32.99	
新	北加瀬第30号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先	3.06	32.99	

川崎市告示第450号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年8月17日から令和3年8月31日まで一般の縦覧に供します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
北加瀬第16号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先	
北加瀬第30号線	川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先 川崎市幸区北加瀬三丁目494番1先	

川崎市告示第451号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和3年8月19日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
三輪 純	三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8 ライフ溝口店2F
中谷 行宏	登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1 イル・マーレ2F
中村 全	中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1
三瓶 正史	百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1

川崎市告示第452号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田紀彦

- 更新日
令和3年10月1日
- 更新期間
令和3年9月6日から令和3年9月30日まで
- 更新方法
医療証の更新は、令和3年9月6日から令和3年9月30日までの間に郵送での交付により行います。
- 医療証の効力
現医療証は令和3年9月30日限りで無効とし、新医療証は令和3年10月1日から令和4年9月30日まで有効とします。

ただし、令和4年9月30日より前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

また、令和4年9月より前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とし、再認定後の障害程度が本制度の対象であることを確認した場合には、令和4年9月30日まで有効とします。

川崎市告示第453号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田紀彦

- 川崎市民生委員推薦会委員長印
 - 使用開始日 令和3年9月1日
 - 一般公印 ひな形番号 48の4

- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 健康福祉局
地域包括ケア推進室 1個



2 川崎市社会福祉審議会委員長印

- (1) 使用開始日 令和3年9月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 48の4
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 健康福祉局
地域包括ケア推進室 1個



川崎市告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別紙省略)

令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別紙省略)

令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

(別紙省略)

令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

(別紙省略)

令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第458号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用
 - 自転車 2,500円
 - 原動機付自転車 5,000円
 - 自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
 - 自転車等の鍵
 - 印鑑
 - 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年8月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和3年8月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第461号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 名称

小田四丁目町内会

2 規約に定める目的

地域的な共同生活を行うことにより、会員相互の親睦と生活の改善向上を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

3 区域

川崎市川崎区小田4丁目12番1号から39番13号まで

4 主たる事務所の所在地

川崎市川崎区小田4丁目15番16号

5 代表者の氏名及び住所

鈴木 雄幸

川崎市川崎区小田4丁目36番13号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

令和3年8月25日

川崎市告示第462号

令和3年第3回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年8月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日時 令和3年9月2日（木曜日） 午前10時
- 2 場所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第463号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示します。

令和3年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 指定代理納付者の住所及び名称

所在地 東京都港区虎ノ門2-10-4

オークラブプレステージタワー8階

名称 株式会社エム・ピー・ソリューション

代表者名 代表取締役 佐藤 栄治

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容

区役所区民課や市税事務所等において発行する証明書等の手数料

3 指定日

令和3年8月20日

川崎市告示第464号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項の届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和3年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

名称	変更年月日	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人 アクト川崎	令和3年 7月10日	代表者の 氏名	竹井 斎	廣瀬 健二

川崎市告示第465号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第2項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和3年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長	1 件
------	-----
- 2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第466号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和3年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 目的外利用

ア 市長	3 件
イ 教育委員会	2 件
 - (2) 外部提供

ア 市長	9 件
イ 消防長	3 件
- 2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第467号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年8月30日から令和3年9月13日まで一般の

縦覧に供します。

令和3年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
諏訪 第18号線	川崎市高津区諏訪3丁目111番1先	
	川崎市宮前区諏訪3丁目111番1先	

川崎市告示第468号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり
- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想を改定しましたので、次のとおり告示し、この図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 図書の種類及び名称

- ・川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想
- ・川崎市都市計画マスタープラン幸区構想
- ・川崎市都市計画マスタープラン中原区構想

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

公 告

川崎市公告第831号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区栗谷一丁目6200番1

ほか7筆の一部

1,950平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

多摩区西生田二丁目7番1

株式会社 プラッシュガーデン

代表取締役 遠藤 俊明

3 予定建築物の用途

共同住宅

(案件1)

計画戸数：19戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年7月30日

川崎市指令 ま宅審(イ)第64号

令和3年6月24日

川崎市指令 ま宅審(イ)第25号(変更)

川崎市公告第832号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区下麻生一丁目850番8

ほか11筆の一部

2,982平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年8月7日

川崎市指令 ま宅審(イ)第45号

令和2年10月28日

川崎市指令 ま宅審(イ)第75号(変更)

川崎市公告第833号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名	市道有馬120号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬8丁目27番地先
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)	次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参加資格	(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 県道扇町川崎停車場舗装道補修（切削）工事
	履行場所 川崎市川崎区新川通10番地先
	履行期限 契約の日から95日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 中原区内都市計画道路東京丸子横浜線(上丸子跨線部)道路築造(その5)工事
	履 行 場 所 川崎市中原区新丸子東3丁目地先
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月13日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 大陸天公園改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区二子4丁目18-1
	履 行 期 限 契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月1日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 市道生田260号線道路補修(L型側溝)工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田4丁目10番地先
	履 行 期 限 契約の日から180日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月1日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	川崎市新本庁舎太陽光発電設備設置工事
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	履行期限	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月13日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	高津消防署久地出張所外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市高津区久地4丁目11番19号
	履行期限	契約の日から令和4年1月14日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 川崎中学校防球ネット改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区下並木50番地
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月27日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名 武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第5施設（照明設備）補修工事
	履行場所 川崎市中原区新丸子東3丁目1303番
	履行期限 契約の日から110日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	令和3年9月8日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	日本民家園本館換気その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枅形7丁目1番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月17日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月13日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎富士見球技場照明塔新設電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目1番9号
	履 行 期 限	契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月27日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件名 幸市民館・図書館トイレ改修その他工事（第1期）
	履行場所 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2
	履行期限 契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名 野川中学校防球ネット改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区西野川2丁目2番1号
	履行期限 契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	<p>(9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月27日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件14)

競争入札に付する事項	件名 とどろきアリーナシャッター改修その他工事
	履行場所 川崎市中原区等々力1番3号
	履行期限 契約の日から令和4年2月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「シャッター取付」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建具」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名	南平第2住宅個別改善工事(2号棟)
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台615番1の一部
	履 行 期 限	契約の日から令和4年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月27日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件16)

競争入札に付する事項	件名	道路冠水表示板設置工事
	履行場所	川崎市川崎区駅前本町19番地先
	履行期限	契約の日から令和4年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月3日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第834号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区神木本町3丁目1917番1

- ほか6筆の一部
2,777平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市中区宮川町1-4
有限会社 スタートル
代表取締役 桐生 貴久
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：19戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年12月17日
川崎市指令 ま宅審(イ)第94号
令和3年1月14日
川崎市指令 ま宅審(イ)第98号(変更)

川崎市公告第835号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立特別支援学校スクールバス車両の賃貸借及び保守(令和4年3月25日リース)

(2) 履行場所

川崎市立特別支援学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和11年3月31日まで

(4) 調達概要

ア 特別支援学校の児童生徒が通学等に際し使用するスクールバス車両について賃貸借及び保守を行う。

イ 詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間(平成29年度～令和3年度)のいずれかの年度において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札に関する事務を担当する所属

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課支援教育係
二ノ宮担当

電 話 044-200-3287(直通)

F A X 044-200-2853

E-Mail 88sidou@city.kawasaki.jp

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出期間

令和3年8月19日(木)から令和3年8月25日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

また、川崎市教育委員会のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000131717.html>)からダウンロードすることができます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送の場合、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 交付日時

令和3年8月26日(木)

令和3・4年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合、電子メールで配信します。

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は上記3の場所において、令和3年8月19日(木)から令和3年8月25日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで縦覧に供します。

また、川崎市教育委員会のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000131717.html>)

からダウンロードすることができます。

6 仕様書及び入札に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 受付期間
令和3年8月26日(木)から令和3年8月31日(火)(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、FAX及び電子メール後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
- (4) 回答方法
令和3年9月3日(金)午後5時までにFAX又は電子メールにて回答します。電話等による結果の問い合わせには一切応じません。
- (5) その他
ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。
イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。
ウ 万一質問したにも関わらず、期日までに回答がなかった場合は電話にてご連絡ください。

7 競争入札参加資格の喪失

- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

- (1) 入札の方法
入札は、所定の入札書をもって行います。入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間)の金額)を記載してください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書留郵便による応札とします。
※封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、令和3年9月10日(金)【必着】までに3の宛先に必ず書留郵便により送付してください。また、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
- (2) 開札の日時及び場所
ア 開札日時
令和3年9月13日(月)午前9時00分
イ 開札場所
上記3に同じ。

※ 郵送により応札を実施しますので、来庁いただく必要はありません。

※ 入札結果につきましては、開札後、速やかにお知らせいたします。

- (3) 再度入札等の実施
落札者がいない場合、または、くじにより落札者を決定する場合は、別途事業者に連絡の上、実施いたします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書の作成
契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において、閲覧することができます。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書によります。
- (2) 公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第836号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月19日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区西野川1丁目3168番1
616平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区西野川1丁目33-24
石川 透
- 3 予定建築物の用途
長屋住宅
計画戸数：8戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年6月15日
川崎市指令 ま宅審(イ)第22号

川崎市公告第837号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 上下式防火衣
	履 行 場 所 市内各消防署8署
	履 行 期 限 令和4年1月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」種目「特殊作業服」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成23年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (6) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和3年10月5日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第838号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 生田小学校下校庭擁壁築造設計委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区生田7丁目16番地先
	履 行 期 限 令和4年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」に登録されている者。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道中野島72号線道路設計委託
	履行場所	川崎市多摩区中野島6丁目3番地内
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門：道路）又はRCCM「道路」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	生田緑地ばら苑管理用通路詳細設計業務委託
	履行場所	川崎市多摩区長尾2丁目地内
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 現場代理人は技術士（建設部門：道路）又は、RCCM「道路」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。 (5) 担当技術者は技術士（建設部門：道路又は都市計画及び地方計画）、RCCM「道路」又は「造園」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その14)
	履 行 場 所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月22日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その15)
	履 行 場 所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月24日16時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託（その16）
	履 行 場 所 川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可）確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>
契約条項を示す場所等	資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月22日16時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託（その17）
	履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p>

参加資格	(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月24日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名 土地境界確定等測量委託(その18)
	履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。 また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月21日14時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名 土地境界確定等測量委託(その19)
	履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期限 令和4年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

参加資格	<p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可）確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月24日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	土地境界確定等測量委託（その20）
	履行場所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限	令和4年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可）確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社員）であること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月21日10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その21)
	履 行 場 所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月22日10時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託 (その22)
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。</p> <p>(6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、同一公告日の土地境界確定等測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p> <p>また、配置予定の測量士(測量士補)は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係(自社員)であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月21日16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第839号

指定管理者の公募について、次のとおり公告します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる都市公園又はその一部の区域の名称及び所在地、施設の概要

(1) 名称及び所在地

- ア 大師公園 川崎市川崎区大師公園1
- イ 桜川公園 川崎市川崎区桜本1丁目14-3
- ウ 池上新田公園 川崎市川崎区池上町1-3
- エ 小田公園 川崎市川崎区小田4丁目20-38

(2) 施設の概要(面積及び主な施設)

合計面積 111,012㎡

- ア 大師公園 87,956㎡のうち、83,110㎡
(指定管理区域)
(公園区域内の防災備蓄倉庫、公園内プール、こども文化センター・老人いこいの家4,846㎡については指定管理区域外)
- (ア) 運動施設 (軟式野球場 1面、少年野球場 1面、ゲートボール場 1面、テニスコート 3面)
- (イ) 修景施設 (瀋秀園、噴水、カナル)
- (ウ) 園路・広場 (芝生広場、緑陰広場、子供広場、わんぱく広場、園路)
- (エ) 遊戯施設 (大型複合遊具、砂場)
- (オ) 休養施設 (四阿、ベンチ)
- (カ) 便益施設 (屋外トイレ2ヶ所、有料駐車場)
- (キ) 管理施設 (管理事務所 1棟)
- イ 桜川公園 28,104㎡のうち、11,095㎡
(指定管理区域)
- (ア) 運動施設 (軟式野球場 1面)
- (イ) 便益施設 (無料駐車場)
- (ウ) 管理施設 (管理事務所 1棟)
- ウ 池上新田公園 19,967㎡のうち、8,300㎡
(指定管理区域)
- (ア) 運動施設 (軟式野球場 1面)
- (イ) 便益施設 (無料駐車場)
- (ウ) 管理施設 (管理事務所 1棟)
- エ 小田公園 24,624㎡のうち、8,507㎡

(指定管理区域)

- (ア) 運動施設 (軟式野球場 1面)
- (イ) 便益施設 (無料駐車場)
- (ウ) 管理施設 (管理事務所 1棟)
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (1) 公園管理運営に関する業務
- (2) 瀋秀園管理運営に関する業務
- (3) 有料施設など運動施設の管理運営に関する業務
- (4) 川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については協議により別に定める。
- 3 指定予定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)
- 4 応募書類の提出
- (1) 応募書類の配布期間
令和3年8月20日(金)から令和3年9月21日(火)まで
- (2) 応募書類の受付期間
令和3年9月14日(火)から令和3年9月21日(火)まで(土・日・祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)持参によること(その他の方法不可)
- (3) 提出場所
川崎市川崎区役所道路公園センター管理課
所在地 川崎市川崎区大島1丁目25番10号
- (4) 提出書類
- ア 応募書
- イ 事業者に関する書類
- (ア) 団体の概要
- (イ) 共同事業体協定書兼委任状
- (ウ) 宣誓書
- (エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書
- (オ) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書
- ウ 事業計画書
- エ 収支予算書
- オ 応募者関係書類
- (ア) 団体の組織図
- (イ) 役員の名簿及び履歴書
- (ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する

書類

- (エ) 事業計画書(応募書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度)
- (オ) 収支予算書(同上)
- (カ) 事業報告書(応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度)
- (キ) 財産目録(同上)
- (ク) 貸借対照表(応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分)
- (ケ) 損益計算書又は収支計算書(同上)
- (コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案(直近実績3年度分)
- (サ) 企業単体の減価償却明細表(同上)
- (シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近実績1年度分)
- (ス) 管理運営実績(過去3年間の類似施設)
- (セ) 登記簿謄本
- (ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書(過去3年間)
- (タ) 法人等が作成したパンフレット等
- (チ) 前各号に掲げるほか、その他市長が必要と認める書類

※(ク)～(シ)が提出できない場合は、数値の算出根拠となる資料を提出すること。また、連結決算を行っていない場合には(シ)の提出は不要とする。

5 問い合わせ先

川崎市川崎区役所道路公園センター管理課
電話 044-244-3206

川崎市公告第840号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和3年度川崎市有施設バリアフリー調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内50施設
- (3) 履行期間 令和4年2月28日限り
- (4) 委託概要 本市の庁舎等建築物を対象に、バリアフリーに関する現地調査の実施、バリアフリー化に関する整備手法の検討及び報告書の作成を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「建設コンサルタント」種目「都市計画及び地方計画部門」で登録されていること。

(4) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士かつ公共建築物の設計、調査の業務経験を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

(1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

総務企画局公共施設総合調整室

電話:044-200-0755

(一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年8月31日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ
- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ
 - 一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。
 - (1) 受付場所
 - 川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)
 - 総務企画局公共施設総合調整室
 - 電話:044-200-0755
 - (2) 受付期間
 - 令和3年9月6日(月)から令和3年9月7日(火)まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
 - (3) 問い合わせ方法
 - 質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。
 - 質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)
 - (4) 回答方法
 - 一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和3年9月10日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 - 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
 - 次により入札を執行します。
 - (1) 入札・開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和3年9月14日(火)午前10時
 - イ 場所
 - 川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎4階)
 - 総務企画局会議室
 - (2) 入札保証金
 - 免除
 - (3) 落札者の決定方法
 - 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第841号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和3年9月8日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 放置されている場所(住宅名)

末長宗田市営住宅
蟹ヶ谷檜ヶ崎市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 1台(末長宗田市営住宅)

バイク 1台(蟹ヶ谷檜ヶ崎市営住宅)

川崎市公告第842号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分
について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和3年9月8日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 放置されている場所(住宅名)

上作延第2市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 2台(上作延第2市営住宅)

川崎市公告第843号

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分
について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、令和3年9月8日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 放置されている場所(住宅名)

2 放置自動車の台数

バイク 1台(大島市営住宅)

川崎市公告第844号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

幸区緑化活動団体支援事業業務委託

(2) 履行場所

緑化活動団体(43団体)が指定する幸区内の場所
40か所

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年11月15日まで

(4) 業務概要

幸区内の緑化活動団体へ花苗の提供を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において、令和3・4年度製造の業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されていること。
 - (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 入札参加申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、入札参加申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出してください。
- (1) 配付・提出場所及び問合せ先
〒212-8570
[住所等] 川崎市幸区戸手本町1-11-1
[担当課] 幸区役所まちづくり推進部地域振興課
電 話 044-556-6606(直通)
F A X 044-555-3130
E-mail 63tisin@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和3年8月25日(水)から令和3年9月3日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
 - (3) 提出書類
入札参加申込書
類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)
 - (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、次により一般競

争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月8日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、電子
メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配付・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配付・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月8日(水)から9月14日(火)まで
の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を
除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 63tisin@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-555-3130

(5) 回答方法

令和3年9月21日(火)午後5時までに、一般競
争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子
メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書、提出書類等について、虚偽の記
載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、所定の入札書をもって行います。入札
書は、入札件名を記載した封筒に入れて提出して
ください。また、入札を代理人に委任する場合は、
入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、
押印のうえ提出してください。

イ 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
載してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもつ
て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和3年9月27日(月) 午後3時00分

イ 入札・開札場所

川崎市幸区戸手本町1-11-1

幸区役所4階ラウンジ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格
をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格
をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金の要否

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配付・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配付・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告第845号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザふるさと劇場ワイヤレス設備整備
業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1-19-1 川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザのふるさと劇場に設置しているワイヤレス設備の交換、整備、調整試験等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登録されている者であること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電 話 044-200-2153(直通)

F A X 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年8月31日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月2日(木) 午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月2日(木)午前9時から令和3年9月6日(月)正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3707

(5) 回答方法

令和3年9月8日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月15日（水）午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第846号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 王禅寺処理センター減速機点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 契約日から令和4年1月28日（金）まで

(4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター

担当 山口、白木、渡邊

電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年8月25日(水)から令和3年8月31日(火)9時から17時まで

(日曜日及び12時から13時までの間を除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和3年9月7日(火)全社に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年9月7日(火)9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年9月7日(火)9時から令和3年9月9日(木)17時まで

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和3年9月14日(火)に、全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年9月16日(木)10時

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第847号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

消防出張所調査検討業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 総務企画局公共施設
総合調整室

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

宮前消防署宮崎出張所において、不足機能を建替以外の手法(スケルトン改修、増築等)により満たすことができるかの検討を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の実績(改修設計等)を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

総務企画局公共施設総合調整室

電話:044-200-2346(直通)

FAX:044-200-3627

E-mail:17koukyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年8月31日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参、もしくは郵送。郵送の場合、令和3年8月31日(火)午後5時必着とします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月2日(木)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年9月8日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 17koukyo@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3627

(5) 回答方法

令和3年9月13日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参、もしくは郵送してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）総務企画局公共施設総合調整室

(3) 入札書の受付期間

令和3年9月14日（火）～令和3年9月22日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送。郵送の場合、令和3年9月22日（水）午後5時必着とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和3年9月24日（金）午前11時 総務企画局公共施設総合調整室

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(8) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

有

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第848号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4年川崎市「成人の日を祝うつどい」入場管理システム等開発及び運用支援業務

(2) 履行場所

川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市とどろきアリーナ、他

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度本市有資格業者名簿に業種「その他業務」に登録されていること。

(4) 過去3年以内に本市、他官公庁又は民間において、本業務に類似した受託契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎14階
こども未来局青少年支援室 担当 林田
電話：044-200-2669 (直通)
FAX：044-200-3931
メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) を参照してください。

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年8月31日(火)まで

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月2日(木)午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和3年9月2日(木)から令和3年9月8日(水)午後5時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項

を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年9月10日(金)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月16日(木) 午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要件
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第849号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
幸区役所日吉合同庁舎空調設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
- (3) 履行期間
契約日から令和3年12月28日まで
- (4) 業務概要
幸区役所日吉出張所に設置されているガスヒートポンプエアコン(サンヨー製ビル用マルチエアコンSGP-J1シリーズ)14台の冷媒過熱器、シリンダーヘッド等の主要部品交換を含むオーバーホール整備、試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種

「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されている者であること。

- (3) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒212-0055

川崎市幸区南加瀬1-7-17

幸区役所日吉合同庁舎1階

日吉出張所 地域振興担当(担当 内村・工藤)

電話番号 044-599-1121(直通)

FAX番号 044-599-9955

電子メール 63hiyosi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月3日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、電子
メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年9月8日
(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時か
ら午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、
祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 63hiyosi@city.kawasaki.jp

イ FAX番号 044-599-9955

(5) 回答方法

令和3年9月15日(水)午後5時までに、一般競
争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子
メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封印して持参して
ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札
書に記載した金額の10%)を加算した金額をもっ
て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月17日(金)午後3時

イ 入札場所

〒212-0055

川崎市幸区南加瀬1-7-17

幸区役所日吉合同庁舎2階

第2会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ
先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第850号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

マイクロフィルムへの撮影業務委託

(2) 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

(3) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4、本市が指定する場所

(4) 委託概要

川崎市マイクロフィルム文書取扱規程(昭和46年川崎市訓令第2号)に基づくマイクロフィルムへの撮影業務の委託

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の「業種「電算関連業務」」に登録されていること。

(4) 川崎市内に本社又は事業所・営業所を有すること。

(5) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4
(川崎市役所第3庁舎3階)

総務局情報管理部行政情報課 柿崎、小宮担当
電話 044-200-2051(直通)

(2) 配布及び提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

いずれの場合も、9月1日(水)午後5時までに3(3)に掲げる書類の全てが3(1)に掲げる所管課へ確実に到着している必要があります。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ掲載した際に電子メールのアドレスを掲載している場合、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和3年9月3日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年9月8日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

令和3年9月10日(金)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

紙入札方式

ア 入札書の提出日時

令和3年9月17日(金)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎4階総務企画局会議室

- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
7(1)アと同じ
- (4) 開札の場所
7(1)イと同じ
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければならない。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
無
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第851号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
本町ポンプ場受変電設備等改修詳細設計業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区本町2丁目2番地
- (3) 履行期間
令和4年3月15日限り
- (4) 業務概要

本町ポンプ場の受変電設備・発電設備等の改修に関する詳細設計

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「設備設計」種目「電気設備設計」で登録されていること。
- (4) 以下のアからイに定めるいずれかの資格かつ、ウの業務経験を有する管理技術者を配置できること
ア 技術士（電気電子部門）
イ 第三種電気主任技術者以上の電気主任技術者資格
ウ 本業務の対象設備と同等以上の設備設計について、実績を有する者

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書、配置予定管理技術者に関する、上記2(4)アまたはイの資格者証の写し、ウの業務経歴書を提出しなければなりません。

(1) 配付場所

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(2) 配布開始日

令和3年8月25日（水）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

(4) 提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路施設課

電話：044-200-2821

(5) 受付期間

令和3年8月25日（水）から令和3年9月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

なお、郵送による提出の場合は、令和3年9月1日（水）午後5時00分必着とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等を令和3年9月6日（月）までに、令和3・4年度川崎市競争入札参

加資格審査申請書の委任先メールアドレスあてに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

ア 電子メールの場合

(ア) 質問書の送付先

53dousi@city.kawasaki.jp

※ 件名を「【質問書】本町ポンプ場受変電設備等改修詳細設計業務委託」としてください。

(イ) 質問書の受付期間

令和3年9月6日(月)から令和3年9月9日(木)まで

イ 持参の場合

(ア) 質問書の提出場所

上記3(4)と同じ

(イ) 質問書の受付期間

令和3年9月6日(月)から令和3年9月9日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

(2) 質問書の様式

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細ページからダウンロードしてください。

(3) 回答方法

令和3年9月15日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、メールアドレスを登録していない者については、FAXで送付します。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代表者以外の方が持参により提出する場合のみ。)

(2) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年9月27日(月)午前10時00分

(イ) 提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリバーク17階

建設緑政局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和3年9月22日(水)午後5時00分 必着

(イ) 提出場所

上記3(4)と同じ

※ 持参、郵送いずれの場合においても、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に上記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記してください。また、郵送の場合には、必ず書留郵便により送付してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札・開札の日時及び場所

上記7(2)アと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(6) 再度入札又はくじ引きの実施

再度入札又はくじ引きを実施する場合、郵送で応札を選択した者がいた時は、令和3年9月28日(火)に再度入札又はくじ引きを行います。なお、実施に当たっては、電話・電子メールにより対象者に連絡します。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要(10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) この公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) この公告に関する問合せ先は、上記3(4)に同じです。

川崎市公告第852号

入札公告

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
東扇島下水管産業廃棄物処分業務委託
- (2) 履行場所
委託業者処分施設内
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月18日まで
- (4) 業務概要
本委託は、川崎市が別途発注している「東扇島下水管実態調査委託(その3)」に係る産業廃棄物(汚泥)について、処理施設にて処分を行うものです。
汚泥処分：37t(予定)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録されている者
- (4) 以下の都県下(神奈川県、東京都、埼玉県)のいずれかにおいて、産業廃棄物処分業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること)を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所
〒210-0869
川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014
FAX 044-287-6038
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎

市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれており、神奈川県、東京都、埼玉県のいずれかであること)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年9月6日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年9月6日(月)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年9月7日(火)午前9時から令和3年9

月9日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年9月14日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月21日(火)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(2) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第853号

入札公告

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎港外郭施設調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎港内

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月18日まで

(4) 業務概要

本委託は、老朽化した外郭施設の現状調査を行うものであり、今後の修繕計画の資料に活用することを目的とするものである。

調査業務(計画準備、潜水調査、肉厚測定、報告書作成等) 1式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港」で登録されている者
- (4) 次の要件を満たす者を配置できること。

管理技術者は、技術士(建設部門:港湾及び空港)、技術士(総合技術監理部門:建設-港湾及び空港)、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎

市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に記載された要件を満たしていることを証する書類(資格証の写しなど)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年9月6日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和3年9月6日(月)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年9月7日(火)午前9時から令和3年9

月9日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年9月14日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月22日(水)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 前払金

「入札公表詳細」を参照のこと。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>) をご覧ください。
- (5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第854号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
とどろきアリーナ舞台音響設備(その2)長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区等々力1-3
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
とどろきアリーナに設置されているパワーアンブ、電源制御ユニット等の交換及び試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。
 - (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3-245

中原区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 044-744-3138(直通)

F A X 044-744-3346

E-mail 65tisin@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

- (3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付

します。

(1) 日時

令和3年9月3日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、電子
メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月6日(月)から令和3年9月10日
(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 65tisin@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-744-3346

(5) 回答方法

令和3年9月15日(水)午後5時までに、一般競
争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子
メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封印して持参して
ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札
書に記載した金額の10%)を加算した金額をもつ
て契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参に

よるほか、郵送による入札も可とします。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年9月21日(火)午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市中原区小杉町3-245

中原区役所5階会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

令和3年9月21日(火)午前8時30分 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、本
件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第855号

令和3年8月25日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生中学校高圧負荷開閉器改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生4丁目39番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	多摩老人福祉センター照明設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月25日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月15日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置その3工事
	履行場所 川崎市高津区久地4丁目27番地先他2箇所
	履行期限 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月22日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	中央卸売市場北部市場荷捌場棟動力電源増設工事	
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	
	履行期限	契約の日から令和4年3月25日まで	
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。		
	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。		
	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。		
	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。		
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。		
	(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。		
	(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。		
	契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
	入札日時等	令和3年9月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免		
契約書作成	要		
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。		
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。		

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	幸区内一般県道大田神奈川舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4丁目21番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から令和3年11月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参加資格	<p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	川崎駅西口周辺自転車等駐車場第2施設自転車ラック設置工事
	履行場所	川崎市幸区大宮町6番19
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	市道稗原線道路防護(擁壁)工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢2丁目20番地先
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)	次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。
	(6)	令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)	土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10)	主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内市道尻手黒川線歩道設置(改築)工事
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目24番地先
	履行期限	契約の日から120日間

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名 中の橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市多摩区菅1丁目4番地先
	履行期限 契約の日から令和4年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>

参加資格	(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内道路補修(緊急21-2)工事
	履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期限 契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5) 川崎市多摩区内に本社を有すること。
	(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。
	(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。
	(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 主要地方道丸子中山茅ヶ崎(蟻山坂工区)道路築造工事
	履行場所 川崎市高津区千年地内
	履行期限 契約の日から令和3年12月28日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
---------	--

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月9日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 市道新城6号線道路補修(打換)工事
	履行場所 川崎市中原区新城3丁目3番地先
	履行期限 契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p>

参 加 資 格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月9日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第856号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

車いす移送用自動車の賃貸借及び保守

(2) 納入場所及び履行場所

川崎市北部地域支援室

(川崎市麻生区百合丘2-8-2)

(3) 履行期間

令和4年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

車いす移送用自動車

詳細は仕様書によります。

イ 数量

1台

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」・種目「車両」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品の契約締結後、本市との間で決定した納入日までに確実に納入できること。

(5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

一般競争入札参加申込書及び入札説明書等は、川崎市のウェブサイト「入札情報かわさき」にてダウンロードできるほか、次の所でも配布・閲覧できます。

〒 215-0011

川崎市麻生区百合丘2-8-2

(北部リハビリテーションセンター2階)

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
北部地域支援室 中野担当

電 話 044-281-6621

F A X 044-966-0282

E-mail 40rihokub@city.kawasaki.jp

(2) 配付・閲覧・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月8日(水)までとします。

(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送(提出期間内必着)又は持参

※ 郵送による場合は、郵送した当日中に件名、会社名、担当者名、連絡先を記載した電子メールを上記3(1)へ送信してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和3年・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスに、令和3年9月10(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を送付します。

また、当該委託先アドレスを登録していない者には、令和3年9月10日(金)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を交付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての

者に対し、令和3年9月21日(火)までに、FAX又は電子メールにて送付します。

6 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札書等の提出方法

持参による提出とします。

(ア) 提出場所

川崎市北部地域支援室

川崎市麻生区百合丘2-8-2

北部リハビリテーションセンター3階会議室
(入札会場)

(イ) 提出日時

令和3年9月28日(火)午前11時

(2) 開札の場所及び日時

(ア) 場所 9(1)(ア)に同じ

(イ) 日時 9(1)(イ)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額

(ア) 入札は総価で行います。

(イ) この入札で調達する物品は福祉車両であるため非課税となります。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則(昭和39年4月1日川崎市規則第28号)第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 委員会に苦情申し立てが行われた場合、申し立ての検討期間中、契約締結後の手続きを一時停止することがあります。
- (3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。
- (4) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第857号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
八ヶ岳少年自然の家電話交換設備整備業務委託
- (2) 履行場所
長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
電話交換機及び多機能電話機の更新、試験調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登載されていること。

- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されていること。

- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル13階
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

電 話 044-200-1981(直通)

F A X 044-200-3950

E-mail 88syogai@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)から令和3年9月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

- (3) 提出方法

持参又は郵送(提出期間までに必着のこと)

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付日
令和3年9月3日(金)
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- 6 仕様に関する質問
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。
- (2) 質問受付期間
令和3年9月3日(金)から令和3年9月8日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXによります。
ア E-mail 88syogai@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3950
- (5) 回答方法
令和3年9月13日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。郵送の場合は、入札・開札日の前日までに必着とします。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和3年9月22日(水)午前10時
イ 入札場所
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル4階
教育委員会第2会議室(予定)
- (3) 入札書の提出方法
持参又は郵送
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手續き等
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 関連情報入手するための窓口は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第858号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

地域緑化推進地区花苗等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年11月15日(月)まで

3 履行場所

川崎市宮前区菅生3-43ほか27カ所

4 業務概要

花苗等の緑化資材の調達及び発注者が指定する場所への納品

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で搭載されていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
電 話 044-200-2380(直通)
FAX 044-200-3973
電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等

- (1) 配布期間
令和3年8月25日(水)から令和3年9月2日(木)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。
- (3) 参加資格確認申請書提出期間
令和3年8月25日(水)から令和3年9月2日(木)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)
- (4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書 1部

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

7により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

(1) 交付日

令和3年9月6日(月)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

9 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(2) 提出期間

令和3年9月6日(月)から令和3年9月8日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出方法

「6 担当部局」に持参または電子メールにて提出すること。

(4) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付します。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

ア 交付日

令和3年9月10日(金)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月17日(金)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階

建設緑政局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限ります。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

13 その他

(1) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できます。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

川崎市公告第859号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 業務名

小杉地区緑化推進重点地区計画改定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和4年3月22日まで

3 履行場所

川崎市中原区内

4 業務概要

(1) 業務目的

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第25条に基づいて策定された緑化推進重点地区計画のうち、小杉地区について、令和2年度に作成した改定基礎資料を基に、改定計画を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 改定計画案検討委員会の運営

イ 改定計画書等の作成

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中または川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「建設環境部門」で搭載されていること。

(3) 法人であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本業務に類似する計画策定に係る業務実績を有すること。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電話 044-200-2380(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53miky@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等

(1) 配布期間

令和3年8月25日(金)から令和3年9月2日(木)までの午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(3) 参加資格確認申請書提出期間

令和3年8月25日(金)から令和3年9月2日(木)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

(4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。

(6) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似業務の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

7により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

(1) 交付日

令和3年9月6日(月)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

9 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロード

(2) 質問先

「6 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和3年8月25日(金)から令和3年9月8日(水)までの午前9時から午後5時まで

(4) 回答方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に登載した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、当該アドレス宛て送付する。電子メールのアドレスを登録していない場合、直接受取りに来ること。

ア 交付日

令和3年9月10日(金)

直接受取りに来る場合、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 交付場所(受取りの場合)

「6 担当部局」のとおり

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

(1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行う。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とする。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年9月17日(金)午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパーク17階
建設緑政局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参に限る。

(4) 入札保証金

免除とする。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とする。

12 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとする。

ア 川崎市契約規則第33条の各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

- (2) 契約書作成の要否
必要とする。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できる。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

川崎市公告第860号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
岡本太郎美術館空気熱源ヒートポンプ設備整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区枳形7丁目1番5号
川崎市岡本太郎美術館
- (3) 履行期間
契約日から令和4年1月31日まで
- (4) 業務概要
岡本太郎美術館に設置されている空気熱源ヒートポンプの部品交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-0032

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898(直通)

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年8月25日(水)～令和3年9月2日(木)

(ただし、月曜日を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月7日(火)午後1時～午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月7日(火)～令和3年9月14日(火)

(ただし、月曜日を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出

してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

(5) 回答方法

令和3年9月16日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市多摩区枳形7-1-5

川崎市岡本太郎美術館

(3) 入札書の受付期間

令和3年9月28日(火)～令和3年10月1日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 入札書の提出方法

持参とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

(案件1)

令和3年10月5日(火)午前10時

川崎市岡本太郎美術館

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第861号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月27日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	新作市営住宅内道路敷等測量業務委託
	履行場所	川崎市高津区新作3丁目1361番13ほか
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年9月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第862号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月30日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 複写品の調達に係る単価契約
- (2) 履行場所 本市の指定する場所
- (3) 履行期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 調達概要 本市で使用する複写品(コピー)の調達に係る単価契約による協定詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「複写サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁に過去5年以内に業務を履行した類似の契約実績があること。
- (5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実に速やかに納入できること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：中田

電話：044-200-2190(直通)

FAX：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和3年8月30日(月)から令和3年9月6日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 納入実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 導入予定機種(複写機、周辺機器)について、その仕様を掲載したカタログ(電子データ可)

上記イ、ウの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録し

ている場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和3年9月8日(水)

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部市民税管理課 担当：神谷

電 話：044-200-2228(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問い合わせ期間

令和3年9月8日(水)から令和3年9月13日(月)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和3年9月15日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問い合わせには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

用紙代含む1コピーあたりの単価(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 複写機の保守費用

イ 複写機の保険料

ウ 複写機の輸送、設置、撤去等に係る費用

エ 複写に係る一切の消耗品(用紙・トナー等)の費用

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和3年9月17日(金) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

かわさき市税事務所4階 第一会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 協定書(契約書)の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第863号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和3年8月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田紀彦		
	道路位置の 地名・地番		
多摩区登戸2486-1、2487-1、2487-2、 2487-3、 2487-4、2487-6、2487-8、 2492、 2494、2495-1、2496-1、 2496-2、 2496-3、2497-1、2497-2、 2498、 2499、2500、2539-1、2539-2、 2540-3、2540-4、 無地番地の各一部 別図省略			
幅員	4.00メートル	延長	184.85メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第604号		廃止 年月日	令和3年 8月30日

川崎市公告第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区今井上町1番3
ほか1筆の一部
2,009平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市中原区今井上町8番2号

- 田邊 光男
- 3 予定建築物の用途
有料老人ホーム

計画戸数：1戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年3月6日
川崎市指令 ま宅審（イ）第124号

川崎市公告第865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区梶ヶ谷字金山1374番1
ほか4筆の（第3工区）
527平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区梶ヶ谷1375番地
村田 勝裕
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和2年2月26日
川崎市指令 ま宅審（イ）第117号
令和2年10月8日
川崎市指令 ま宅審（イ）第73号（変更）
令和3年4月15日
川崎市指令 ま宅審（イ）第5号（変更）
令和3年7月9日
川崎市指令 ま宅審（イ）第29号（変更）

川崎市公告第866号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和3年9月17日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号	場所
大型旅客バス 三菱ふそう 白	登録番号 なし 車台番号 MS821P10781	川崎市川崎区 東扇島58番1

川崎市公告第867号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅五丁目1137番1
ほか2筆の一部
706平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年5月21日
川崎市指令 ま宅審（イ）第15号

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第323号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 総合評価一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 令和3年度路面下空洞調査業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市内
 - (3) 履行期間 契約日から令和4年3月11日まで
 - (4) 業務概要
本調査業務委託は、路面の陥没事故を未然に防止するため路面下の空洞調査を行い、道路の保全と道路交通の安全確保を図るものです。
- 2 競争参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建設コンサルタント」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加申込書の配布及び提出
総合評価一般競争入札に参加を希望するものは、次

により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワー・リパーク 14階
建設緑政局道路管理部路政課 担当 高山
電 話 044-200-2813
F A X 044-200-3978
E-mail 53rosei@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年9月10日（金）から9月16日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前8時30分から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時を除く）
- (3) 提出方法
持参
- 4 確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、登録しているメールアドレスに、確認通知書を令和3年9月21日（火）までに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
入札説明書等は3(1)の場所において令和3年9月10日（金）から9月16日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く））まで縦覧に供するとともに、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
 - (1) 質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。
ア 質問書の提出場所
3(1)と同じ
イ 質問書の提出期間
令和3年9月22日（水）から9月28日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）
午前8時30分から午後5時まで
（ただし、正午から午後1時を除く）
ウ 質問書の提出方法
持参
 - (2) 回答
ア 回答日
令和3年9月30日（木）
イ 回答方法
回答については、入札参加者から質問が提出さ

れた場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を登録しているメールアドレスに送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

郵送又は持参

(2) 技術資料及び入札(見積)書の提出日時・場所

令和3年10月1日(金)午後5時

提出場所 3(1)と同じ

(3) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市財政局契約課のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 本案件は、総合評価一般競争入札の簡易型を採用します。

(2) 評価基準や技術資料の提出方法等の詳細については、本件の「総合評価一般競争入札説明書」に定めるところによるものとします。

(3) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得、路面下空洞調査業務委託総合評価一般競争入札要綱等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第324号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

福祉総合情報1次システム令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和3年5月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通 株式会社 川崎支店

支店長 村瀬 満高

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

5 契約金額

43,989,308円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第325号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

機器更新に伴う消防指令システム改修業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

消防局警防部指令課

川崎市川崎区南町20番地7

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 米本 期子

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

863,000,000円

- 6 相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第326号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市立殿町小学校等34校教育用コンピュータ機器貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年7月13日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
三菱HCキャピタル 株式会社 神奈川法人支店
支店長 佐久間 英俊
横浜市西区高島1丁目1番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）
193,398,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月25日

川崎市公告（調達）第327号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入（製造）物品及び数量

ア コンピューター	1500台
イ Chrome Education Upgrade	1500個
 - (2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
仕様書により指定する場所
 - (4) 納入期限
令和4年3月31日
 - (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は

本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「コンピューター」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年9月29日までに行ってください。
 - (4) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。
なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。
 - (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
 - (6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
- 3 仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。
 - (1) 窓口での閲覧の場合
 - ア 閲覧場所
川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 菅原
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階 電話044-200-2091
 - イ 閲覧期間
令和3年9月10日～令和3年9月29日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
 - (2) インターネットでの閲覧の場合
 - ア 閲覧場所
川崎市ホームページ「入札情報がわかさき」（アドレス <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
 - イ 閲覧期間
令和3年9月10日～令和3年9月29日
午前8時～午後8時
- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問

い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和3年9月10日～令和3年9月29日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

総合教育センター情報・視聴覚センター

担当 金谷

電話 044-844-3652

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和3年9月10日～令和3年

9月29日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい場合は、次の期間に上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に質問書を提出してください。

配布・提出期間 令和3年9月10日～令和3年9月29日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

質問書の配布についても、上記3(1)アの場所で行います。

なお、質問書は川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和3年10月11日 17時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和3年10月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和3年10月11日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和3年10月21日

午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

令和3年10月21日 午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市役所入札室 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル7階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和3年10月19日 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

(4) 議決を要する契約

ア 当該落札決定の効果は、令和3年第3回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

イ 本案件は川崎市財産条例第2条に基づき、動産の買入れにあたり市議会の議決を要しますので、令和3年第4回川崎市議会定例会における議決を得たときに契約を締結します。また、落札者にはその旨を記載した仮契約書を交付します。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

① Computer 1500 units

- ② Chrome Education Upgrade 1500 licenses
- (2) Time-limit for tender :
 - a By electronic bidding system
10:00 A.M. 21 October 2021
 - b Direct delivery
11:00 A.M. 21 October 2021
 - c By mail
19 October 2021
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all
the contract procedures

川崎市公告(調達)第328号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所
市内各区役所区民課 ほか
- (3) 履行期間
令和3年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 調達概要
 - ア 調達物品
入札説明書によります。
 - イ 数量
入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録され、かつ「A」ランクに格付けされ

- ていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年9月16日(木)までに行うこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績が過去2年間で2回以上あること。
 - (5) この調達物品を契約締結後確実にかつ速やかに納入することができること。
 - (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)、本業務の実施体制図を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
担当 桃園
電話：044-200-2259(直通)
FAX：044-200-3912
E-mail：25koseki@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)まで(土、日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
 - (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付
競争参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書を交付します。
- (1) 場所
3(1)に同じ
 - (2) 日時
令和3年9月28日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
 - (3) その他
ア 入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に、併せて入札説明書及び仕様書を無償で交付します。
イ 入札説明書と仕様書は、3(1)の場所において令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)

まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年9月28日(火)から令和3年10月5日(火)まで(土・日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)の電子メールアドレスあてに送付してください。また、質問書を電子メール送付後に、その旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し令和3年10月8日(金)までに電子メールにて送付します。なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。また、回答後の再質問についても受付しません。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログ3部を、10月15日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、契約金額総額で行います。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金

額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場 所 川崎市市民文化局会議室

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

イ 日 時 令和3年10月22日(金)午前11時

(3) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先 3(1)に同じ

イ 受領期限 令和3年10月21日(木)午後5時15分必着

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (6) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
The contract for the lease and maintenance of PCs and other necessary equipment for Basic Resident Registration Network System.
- (2) Location and deadline for tendering:
 - a Direct Delivery
 - i. Location Citizen's Culture Affairs Bureau Meeting Room
11-2, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki City
 - ii. Time 11:00 a.m. October 22, 2021 (Friday)
 - b Postal Delivery
 - i. Location KAWASAKI CITY OFFICE
Family Registry and Residence Service Section
Citizens' and Cultural Affairs Bureau
11-2, Ekimaehon-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0007 Japan
 - ii. Time 5:15 p.m. October 21, 2021 (Thursday)
 - c Language and currency used in the contract formalities must be in the Japanese language and currency.

川崎市公告(調達)第329号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市市営住宅総合管理システム機器等賃貸借及び保守契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
まちづくり局総務部庶務課経理係
川崎市川崎区宮本町6番地
(明治安田生命川崎ビル8階)
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー 株式会社
代表取締役 野上 誠
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
82,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月10日

税 公 告

川崎市税公告第151号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第152号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分以降	令和3年8月31日 (7月随時分)	計95件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和3年8月31日 (7月随時分)	計10件
令和3年度 (平成31年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	令和3年8月31日 (7月随時分)	計1件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	7月随時分以降	令和3年8月31日 (7月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第153号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (公的年金からの特別徴収)			計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第154号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分以降		計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第155号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第156号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月17日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第157号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第158号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第159号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

別表健康福祉局の部保健所の款中

「

動物愛護センター	動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 7:00~15:45 (2) 7:30~16:15 (3) 9:30~18:15 (4) 11:00~19:45 (5) 12:00~20:45	1 日勤 12:00~13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ 8日
----------	-----------------	-------------	--	---	--------------

」

を

「

	療養支援業務に従事する職員	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 10:00~18:45 (2) 10:45~19:30	1 日勤 12:00~13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1週間のうち 2日
動物愛護センター	動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 7:00~15:45 (2) 7:30~16:15 (3) 9:30~18:15 (4) 11:00~19:45 (5) 12:00~20:45	1 日勤 12:00~13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ 8日

」

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月27日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第6号

健康福祉局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第40号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定更新について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定更新したので、同規程第9条第2号の規定により告示します。

令和3年8月20日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- | | |
|--|--|
| <p>1 指 定 番 号 第520号
氏名又は名称 積和建設東京株式会社 西東京事業所
住 所 東京都町田市下小山田町2720番地4
代表者氏名 三浦 淳一
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>2 指 定 番 号 第546号
氏名又は名称 株式会社恵神
住 所 東京都町田市三輪緑山四丁目20番地4
代表者氏名 神原 敏雄
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>3 指 定 番 号 第559号
氏名又は名称 有限会社麻生商会
住 所 横浜市泉区和泉町6247番地の5
代表者氏名 麻生 隆美
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>4 指 定 番 号 第588号
氏名又は名称 株式会社大塚設備工業
住 所 東京都八王子市中野上町五丁目22番13号
代表者氏名 大塚 正男
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>5 指 定 番 号 第624号
氏名又は名称 幸伸工業株式会社
住 所 川崎市幸区北加瀬一丁目10番12号
代表者氏名 小沼 保</p> | <p>指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>6 指 定 番 号 第625号
氏名又は名称 株式会社ウォーターサプライ
住 所 横浜市神奈川区菅田町122番地4
代表者氏名 池田 善治
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>7 指 定 番 号 第642号
氏名又は名称 有限会社サンオポライト
住 所 川崎市川崎区塩浜一丁目5番4号
代表者氏名 高橋 三男
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>8 指 定 番 号 第645号
氏名又は名称 有限会社石井エンジニアリング
住 所 横浜市緑区長津田町2469番地東向地団地5棟534号
代表者氏名 石井 良実
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>9 指 定 番 号 第646号
氏名又は名称 三井設備株式会社
住 所 東京都千代田区内神田一丁目17番5号
代表者氏名 井上 代司洋
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>10 指 定 番 号 第647号
氏名又は名称 ミサワホーム建設株式会社
住 所 東京都杉並区高井戸東二丁目4番5号
代表者氏名 高橋 吉教
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>11 指 定 番 号 第648号
氏名又は名称 有限会社イシハラ住設
住 所 横浜市青葉区柿の木台18番地11
代表者氏名 石原 謙二
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> <p>12 指 定 番 号 第651号
氏名又は名称 株式会社丸一設備
住 所 川崎市川崎区塩浜三丁目16番11号
代表者氏名 森 達夫
指定更新日 令和3年8月20日
有効期限 令和8年9月29日</p> |
|--|--|

13	指 定 番 号 第652号 氏名又は名称 富田工業有限会社 住 所 横浜市旭区今宿南町2089番地 代表者氏名 富田 政士 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	代表者氏名 山根 純一郎 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
14	指 定 番 号 第654号 氏名又は名称 株式会社協同ビルテック 住 所 横浜市神奈川区神奈川本町14番地2 代表者氏名 河野 光子 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	21 指 定 番 号 第675号 氏名又は名称 株式会社伊藤住設 住 所 東京都練馬区大泉学園町二丁目21番30号 代表者氏名 関口 良伸 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
15	指 定 番 号 第655号 氏名又は名称 有限会社共伸設備 住 所 横浜市緑区三保町2461番地7 代表者氏名 八木 繁治 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	22 指 定 番 号 第678号 氏名又は名称 有限会社ハマ工業 住 所 横浜市瀬谷区南瀬谷一丁目57番地の13 代表者氏名 青木 宏彰 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
16	指 定 番 号 第665号 氏名又は名称 有限会社小糸設備 住 所 相模原市南区下溝1039番地6 代表者氏名 小糸 邦彦 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	23 指 定 番 号 第680号 氏名又は名称 有限会社尾形設備 住 所 神奈川県逗子市山の根二丁目10番30号 代表者氏名 尾形 晋一 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
17	指 定 番 号 第670号 氏名又は名称 株式会社大淵住設 住 所 川崎市高津区子母口717番地 代表者氏名 大淵 正夫 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	24 指 定 番 号 第681号 氏名又は名称 有限会社トウシン工業 住 所 相模原市南区相模大野七丁目26番2号 代表者氏名 伊藤 勝久 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
18	指 定 番 号 第671号 氏名又は名称 谷商設備株式会社 住 所 横浜市旭区本宿町78番地 代表者氏名 平野 靖和 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	25 指 定 番 号 第682号 氏名又は名称 三和工業株式会社 住 所 横浜市西区平沼一丁目33番7号 代表者氏名 小関 誠 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
19	指 定 番 号 第673号 氏名又は名称 有限会社豊沢工営 住 所 東京都町田市下小山田町1712番地 代表者氏名 豊澤 京 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日	26 指 定 番 号 第685号 氏名又は名称 清生土木有限会社 住 所 川崎市多摩区菅馬場二丁目21番1号 代表者氏名 金光 徳夫 指定更新日 令和3年8月20日 有効期限 令和8年9月29日
20	指 定 番 号 第674号 氏名又は名称 株式会社トラスト住宅設備 住 所 神奈川県大和市上草柳三丁目19番7号	27 指 定 番 号 第686号 氏名又は名称 株式会社田辺水道工務店 住 所 横浜市保土ヶ谷区仏向西17番14号 代表者氏名 田辺 徹二 指定更新日 令和3年8月20日

有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
28 指定番号	第688号	35 指定番号	第703号
氏名又は名称	オザワ総合設備株式会社	氏名又は名称	株式会社和興業
住 所	横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目214番地	住 所	横浜市泉区和泉中央南五丁目3番25号
代表者氏名	小澤 淳一	代表者氏名	齊木 和紀
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
29 指定番号	第689号	36 指定番号	第708号
氏名又は名称	有限会社鳥羽設備工業	氏名又は名称	高田管設株式会社
住 所	横浜市南区井土ヶ谷下町41番地の6	住 所	横浜市金沢区富岡東五丁目12番23号
代表者氏名	鳥羽 泰裕	代表者氏名	高田 亮一
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
30 指定番号	第691号	37 指定番号	第709号
氏名又は名称	有限会社日本配管サービス	氏名又は名称	有限会社石渡水道工業所
住 所	横浜市緑区新治町474番地1 ラトゥール104号	住 所	東京都町田市中町三丁目5番12号
代表者氏名	大畑 光弘	代表者氏名	長南 雅文
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
31 指定番号	第693号	38 指定番号	第710号
氏名又は名称	有限会社長野設備	氏名又は名称	株式会社根布工業
住 所	横浜市港北区新吉田町3348番地の1	住 所	神奈川県平塚市御殿二丁目14番26号
代表者氏名	長野 忠義	代表者氏名	根布 博之
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
32 指定番号	第694号	39 指定番号	第711号
氏名又は名称	株式会社東伸	氏名又は名称	株式会社ハスミ
住 所	横浜市都筑区川向町803番地1	住 所	横浜市旭区今宿東町1589番地5
代表者氏名	太田 実	代表者氏名	鈴木 一郎
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
33 指定番号	第696号	40 指定番号	第713号
氏名又は名称	株式会社喬生	氏名又は名称	有限会社相澤管工
住 所	東京都府中市宮西町四丁目9番地の10	住 所	東京都世田谷区大蔵六丁目18番13号
代表者氏名	臼井 一真	代表者氏名	相澤 千治
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
有効期限	令和8年9月29日	有効期限	令和8年9月29日
34 指定番号	第702号	41 指定番号	第718号
氏名又は名称	株式会社日建	氏名又は名称	有限会社シンセツ
住 所	横浜市保土ヶ谷区上菅田町418番地 186	住 所	川崎市宮前区犬蔵二丁目6番11号
代表者氏名	伊藤 雅文	代表者氏名	石田 英一
指定更新日	令和3年8月20日	指定更新日	令和3年8月20日
		有効期限	令和8年9月29日
		42 指定番号	第720号
		氏名又は名称	株式会社町田工業

住 所 東京都町田市森野四丁目15番8号
 代表者氏名 吉木 拓也
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

43 指定番号 第723号
 氏名又は名称 有限会社野口水道
 住 所 東京都あきる野市瀬戸岡299番地6
 代表者氏名 野口 吉夫
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

44 指定番号 第726号
 氏名又は名称 有限会社皆川興業
 住 所 横浜市保土ヶ谷区常盤台61番55号
 皆川興業ビル2階
 代表者氏名 皆川 五百城
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

45 指定番号 第727号
 氏名又は名称 有限会社カシワ商会
 住 所 川崎市幸区戸手一丁目6番9号
 代表者氏名 柏木 正広
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

46 指定番号 第730号
 氏名又は名称 株式会社アイ・テック
 住 所 東京都大田区西六郷一丁目23番2号
 代表者氏名 石川 直拓
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

47 指定番号 第731号
 氏名又は名称 森設備工業
 住 所 横浜市南区真金町二丁目21番地
 ハイムエマリナ30A
 代表者氏名 森 政義
 指定更新日 令和3年8月20日
 有効期限 令和8年9月29日

川崎市上下水道局告示第41号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和3年8月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第1804号
 氏名又は名称 株式会社ワーキングゲート
 住 所 東京都渋谷区南平台町15番地15-8F
 代表者氏名 松島 祐太郎
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 2 指定番号 第1805号
 氏名又は名称 株式会社K-CONNECT
 住 所 東京都大田区大森東三丁目7番7号
 レジデンスタカネ301
 代表者氏名 高島 京一郎
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 3 指定番号 第1806号
 氏名又は名称 株式会社井上建設
 住 所 横浜市瀬谷区阿久和西四丁目35番地5
 代表者氏名 井上 俊行
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 4 指定番号 第1807号
 氏名又は名称 ゼンスイシステム株式会社
 住 所 兵庫県尼崎市東七松町二丁目4番19号
 代表者氏名 笹井 一磨
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 5 指定番号 第1808号
 氏名又は名称 具志堅設備
 住 所 東京都江戸川区中葛西6丁目17番18-307号ジュエル葛西
 代表者氏名 具志堅 勝士
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 6 指定番号 第1809号
 氏名又は名称 有限会社山田土建
 住 所 神奈川県相模原市南区相模台六丁目30番19号
 代表者氏名 山田 康博
 指定年月日 令和3年9月1日
 有効期限 令和8年8月31日
- 7 指定番号 第1810号
 氏名又は名称 有限会社常伸設備
 住 所 東京都大田区矢口一丁目20番21号
 代表者氏名 菊池 和紀
 指定年月日 令和3年9月1日

有 効 期 限 令 和 8 年 8 月 31 日

川崎市上下水道局告示第42号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いま
したので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令 和 3 年 8 月 30 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

- 1 指 定 番 号 第318号
氏名又は名称 杉山管工設備株式会社
住 所 横浜市中区海岸通一丁目3番地
代表者氏名 (新) 大藤 晃弘
(旧) 河野 恭輔
変 更 年 月 日 令 和 3 年 6 月 22 日
- 2 指 定 番 号 第468号
氏名又は名称 (新) 株式会社原岡設備工業
(旧) 有限会社原岡設備工業
住 所 横浜市泉区上飯田町250番地の4
代表者氏名 原岡 誠
変 更 年 月 日 令 和 3 年 6 月 30 日
- 3 指 定 番 号 第579号
氏名又は名称 株式会社東京ピーシー
住 所 東京都北区浮間二丁目9番18号
代表者氏名 (新) 北村 敏彦
(旧) 北村 素行
変 更 年 月 日 平 成 21 年 12 月 1 日
- 4 指 定 番 号 第580号
氏名又は名称 株式会社サンポウ
住 所 東京都豊島区雑司が谷三丁目7番5号
代表者氏名 (新) 山岡 忠史
(旧) 山岡 佑一
変 更 年 月 日 平 成 23 年 3 月 20 日
- 5 指 定 番 号 第666号
氏名又は名称 有限会社佐野設備工業
住 所 (新) 東京都町田市小山町49番地2
(旧) 東京都町田市山崎町204番地5
代表者氏名 佐野 茂
変 更 年 月 日 令 和 元 年 7 月 8 日
- 6 指 定 番 号 第729号
氏名又は名称 株式会社田中ポンプ製作所
住 所 (新) 横浜市緑区小山町435番地8
(旧) 横浜市都筑区池辺町4515番地

- | | |
|------------|--|
| 代表者氏名 | (新) 田中 和行
(旧) 田中 幹雄 |
| 変 更 年 月 日 | (住所) 平成25年9月9日
(代表者氏名) 平成29年12月18日 |
| 7 指 定 番 号 | 第885号 |
| 氏名又は名称 | 有限会社ライフ・ホームメンテナンス |
| 住 所 | (新) 横浜市都筑区勝田町368番地
(旧) 横浜市都筑区北山田六丁目12
番15号 |
| 代表者氏名 | 高野 栄 |
| 変 更 年 月 日 | 令 和 3 年 7 月 5 日 |
| 8 指 定 番 号 | 第976号 |
| 氏名又は名称 | 旭水道株式会社 |
| 住 所 | 横浜市鶴見区矢向三丁目23番11号 |
| 代表者氏名 | (新) 矢野 靖子
(旧) 矢野 博邦 |
| 変 更 年 月 日 | 令 和 3 年 3 月 23 日 |
| 9 指 定 番 号 | 第1012号 |
| 氏名又は名称 | 有限会社安室設備 |
| 住 所 | (新) 神奈川県藤沢市菖蒲沢899番地
(旧) 神奈川県藤沢市葛原2286番地
の1 |
| 代表者氏名 | 安室 慶和 |
| 変 更 年 月 日 | 令 和 3 年 3 月 31 日 |
| 10 指 定 番 号 | 第1359号 |
| 氏名又は名称 | 旭シンクロテック株式会社 |
| 住 所 | 東京都港区港南二丁目13番34号 |
| 代表者氏名 | (新) 峯田 雅章
(旧) 加藤 満信 |
| 変 更 年 月 日 | 令 和 3 年 6 月 28 日 |
| 11 指 定 番 号 | 第1603号 |
| 氏名又は名称 | 株式会社相鉄ピュアウォーター |
| 住 所 | 横浜市泉区緑園四丁目3番28号 |
| 代表者氏名 | (新) 石井 聖康
(旧) 田中 成人 |
| 変 更 年 月 日 | 令 和 3 年 6 月 30 日 |

川崎市上下水道局告示第43号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いました
ので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令 和 3 年 8 月 30 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

v

1 指 定 番 号 第697号
 氏名又は名称 田口工業株式会社
 住 所 東京都世田谷区等々力七丁目4番16号
 代表者氏名 田口 武生
 廃止年月日 令和3年8月4日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第66号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月17日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度中部下水管内取付管更新工事
	履 行 場 所	川崎市高津区地内
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年9月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度北部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

<p>参 加 資 格</p>	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和3年9月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名</p>	<p>令和3年度西部下水管内取付管更新工事</p>
	<p>履 行 場 所</p>	<p>川崎市宮前区地内</p>
	<p>履 行 期 限</p>	<p>契約の日から令和4年3月15日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和3年9月13日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1641 459 1686">件名</td> <td data-bbox="467 1641 1425 1686">令和3年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1697 459 1731">履行場所</td> <td data-bbox="467 1697 1425 1731">水道施設管理箇所一円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1742 459 1776">履行期限</td> <td data-bbox="467 1742 1425 1776">令和3年10月1日から令和4年4月30日まで</td> </tr> </table>	件名	令和3年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)	履行場所	水道施設管理箇所一円	履行期限	令和3年10月1日から令和4年4月30日まで
件名	令和3年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)						
履行場所	水道施設管理箇所一円						
履行期限	令和3年10月1日から令和4年4月30日まで						
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p>						

参 加 資 格	<p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。</p> <p>カ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月7日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	令和3年10月1日から令和4年4月30日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。</p> <p>カ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月7日 午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度南部下水管内取付管布設第2号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	1号送水管1100mm-400mm仮移設工事
	履行場所	自：川崎市幸区小倉5-24先 至：横浜市鶴見区上末吉5-13-15先
	履行期限	契約の日から令和4年8月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期限	令和3年10月1日から令和4年4月30日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>（ア）令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>（イ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>（ウ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 川崎市多摩区、又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>カ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月7日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場No.4 しさ搬送機整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	令和3年9月13日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター東系No.18終沈汚泥かき寄せ機整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(9) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和3年9月8日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	<p>入江崎水処理センター燃料地下タンク改良工事</p>
	履行場所	<p>川崎市川崎区塩浜3-17-1</p>
	履行期限	<p>契約の日から325日間</p>
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	<p>ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和3年9月13日 午後1時30分</p> <p>(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件名	江川ポンプ場燃料地下タンク改良工事
	履行場所	川崎市中原区井田1-35-1
	履行期限	契約の日から令和4年3月15日限り
	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参 加 資 格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月13日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月17日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度 流量計保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1（鷺沼配水所内）ほか
	履 行 期 限	令和4年3月22日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和3年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	上下水道料金等業務システムに係る帳票印刷及び口座振替データ変換等業務委託
	履行場所	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市上下水道局営業課ほか
	履行期限	令和4年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」で登録されている者</p> <p>(4) 平成28年4月1日以降に、人口20万人以上の地方公共団体において、公共料金に係る帳票印刷及びデータ変換等の業務についての元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) ISO9001認証、ISO27001認証、及びプライバシーマークを取得している者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月7日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センターほか実施設計委託その34
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-14-2ほか
	履行期限	令和4年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に国、地方公共団体または地方公共法人が発注した委託業務において、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係る改築実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格または下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）またはRC CM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p> <p>エ 建築設計技術者は、一級建築士の資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月9日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	雨水管理総合計画の策定に向けた検討業務委託その1
	履 行 場 所	川崎市川崎区ほか
	履 行 期 限	令和4年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した委託業務において、下水道施設に関する雨水管理計画に係る業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士(上下水道部門:下水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月9日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に 付する事項	件 名	等々力水処理センター高度処理施設好気性ろ床用活性炭
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1等々力水処理センター
	履 行 期 限	令和4年2月28日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、種目「化学工業薬品」に記載されていること。</p> <p>(4) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和3年9月29日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第69号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	天王森ポンプ場ほか耐震診断業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区木月3-45-1ほか
	履 行 期 限	令和4年3月25日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した委託業務において、下水道施設(ポンプ場又は処理場)に係る耐震診断業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、技術士(上下水道部門:下水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)のいずれかの資格を有する者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月16日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平間導水管路面下調査業務委託
	履 行 場 所	自:川崎市中原区井田中ノ町1-22番地先 至:川崎市中原区井田中ノ町31-1番地先 ほか1件
	履 行 期 限	令和4年1月21日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「地質部門」で登録されている者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度断水・濁水・減水等広報業務委託(単価契約)その3
	履 行 場 所	川崎市内全域ほか
	履 行 期 限	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度加瀬水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 限	令和4年3月11日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消防設備保守点検」で登録されている者 (6) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した消防用設備保守点検業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。 (7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士は一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	水処理センター・ポンプ場耐水化基本・詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 限	令和4年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に、国、地方公共団体又は地方公共法人が発注した委託業務において、下水道の水処理施設、または、ポンプ場の耐水化に関する実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。</p> <p>ウ 建築設計技術者は、一級建築士の資格を有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月16日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第70号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	生田浄水場用地有効利用に伴う導水管50mm布設及び排水設備更新工事
	履 行 場 所	自：多摩区中野島2-15-8先 至：多摩区生田1-1-1先 ほか2件
	履 行 期 限	契約の日から180日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参 加 資 格	<p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和3年9月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	犬蔵地区ほか下水枝線第212号工事
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目、川崎市高津区梶ヶ谷4丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から165日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	南生田地区ほか下水幹枝線第213号工事
	履行場所	川崎市多摩区南生田3丁目、麻生区千代ヶ丘8丁目地内ほか
	履行期限	契約の日から345日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第71号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度北部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内ほか
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月27日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度西部下水管内取付管布設第2号工事
	履行場所	川崎市宮前区地内
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月21日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	令和3年度中部下水管内取付管布設第3号工事
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期限	契約の日から令和4年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参 加 資 格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和3年9月27日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第72号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度入江崎水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1ほか
	履 行 期 限	令和4年3月11日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消防設備保守点検」で登録されている者</p> <p>(6) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した消防用設備保守点検業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士は一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117</p>	
入札日時等	令和3年9月28日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p>	

そ の 他	詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	--

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第74号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月16日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
ドライブレコーダー映像解析用ノートパソコンの貸借保守
- (2) 履行場所
交通局の指定する場所
- (3) 履行期間
令和3年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 調達物品の特質
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「事務用機器」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年8月16日から令和3年8月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時

15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年8月30日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 中野
電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年9月6日 必着

(イ) 宛先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年9月6日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年9月8日 午前9時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市交通局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月20日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防用設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

交通局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 業務概要

消防法第17条の3の3「消防用設備等についての点検及び報告」及び消防法施行規則第31条の6「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」に基づき、川崎市交通局各営業所に設置されている消防用設備点検業務(詳細は仕様書による。)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消防設備保守点検」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成25年4月1日以降、消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。

(5) 消防用設備等の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務委に從事させること。また、当該消防設備士と雇用関係にあること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の実績を証明する書類(契約書及び仕様書の写し等)

ウ 2(5)の免状の写し及び雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 原田

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年8月20日から令和3年8月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」
→「交通局委託入札公表一覧」→「令和3年度」から
ダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも
配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年9月1日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 立石
電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総額で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書(上記5参照)で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年9月8日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年9月8日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年9月10日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第76号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月20日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ポータブル溶接ヒューム集塵機購入

(2) 履行場所

上平間営業所整備係、塩浜営業所整備係、井田営業所整備係、鷺ヶ峰営業所整備係

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年10月16日まで

(4) 業務概要

バス車両の車体溶接修理時使用機器としてポータブル溶接ヒューム集塵機を購入するもの。
詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4

号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「産業機器」、種目「建設・電気機器」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること
- (5) 当該入札に係る入札参加申込時に、納入予定物品の仕様書、製品のカタログ及び納入予定物品が、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第38条の21第1項に規定する全体換気と同等の措置とみなされる局所排気装置の代替品であることを証明できる資料を提出し、その書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書
納入予定物品仕様書(納入予定物品に関する提出書類を含む)

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 原田
電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年8月20日から令和3年8月27日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和3年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和3年9月3日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部 運輸課 須藤
電話 044-200-3240

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和3年9月10日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和3年9月10日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年9月21日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 契約書作成の要否
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第77号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和3年8月25日

川崎市交通事業管理者
交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
上平間営業所給油所棟改築その他工事
- (2) 履行期間
契約の日から令和4年12月28日まで
- (3) 履行場所
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要
 - ア 敷地概要
(ア) 敷地面積 6,366.70㎡
 - イ 建物概要
(ア) 主用途 給油所
(イ) 構造 鉄骨造
(ウ) 階数 地上1階
(エ) 建築面積 16㎡
(オ) 延べ面積 36㎡
 - ウ 工事内容
(ア) 建築 市営バス給油所棟改築
油庫、第1給油所、第2給油所、洗車場、
貯水槽、検車台、
貯油タンク撤去
舗装工事及び困障工事等の屋外附帯一式
(イ) 機械給油所棟改築及び屋外附帯工事に附属する機械設備工事一式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
 - ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
 - イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
 - ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
 - (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
 - (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。
 - (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
 - (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
 - (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
 - (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）（交通局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。なお、本工事に監理技術者補佐を専任で置く場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。
- 3 入札参加申込書等の提出方法・期間
- (1) 入札参加申込に必要な書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
 - ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
 - エ 建設業退職金共済制度加入履行証明
（本市の登録情報又は経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合のみ必要。発行から3

か月以内に証明を受けたものに限る。)

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

(2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
電話 044-200-2100

(3) 提出期間

令和3年8月25日から令和3年9月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 設計図書類の取得

本案件は、設計図書の電子化実施対象案件です。設計図書については、下記6の確認通知書とともに、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者は、令和3年9月9日の9時から16時までの間に財政局資産管理部契約課(建築契約係)に下記6の確認通知書及び電子媒体(CD-R)を持参し、設計図書の引渡しを受けてください。

5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※ 電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

令和3年10月7日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(2) 開札の日時

令和3年10月11日 午前10時00分

(3) 開札の場所

財政局資産管理部契約課建築契約係
(明治安田生命ビル13階)

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課(建築契約係 044-200-2100)に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場

合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課(まちづくり局施設整備部公共建築担当(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階)電話044-200-3013)です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届(第1号様式その1)(交通局所定の様式)

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証(両面)」及び「監理技術者講習修了証(両面)」の写し

※ 同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書(第2号様式)(交通局所定の様式)

※ 配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

す。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※ 技術者の専任が必要な案件について本市で営業所の専任技術者情報が確認できない場合は、「営業所における専任技術者証明書」の提出を求めます。

※ 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

(4) 監理技術者補佐の配置予定技術者届等(※特例監理技術者を配置予定の場合のみ提出)

ア 配置予定技術者届(第1号様式その3)(交通局所定の様式)

イ 配置予定監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者等の合格証等)

ウ 配置予定監理技術者補佐の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)

※ 特例監理技術者を配置する予定がある場合は、配置予定の当該監理技術者を既に配置している別の工事の工事監督部署に対し、その旨事前に説明を行うようにしてください。

※ 特例監理技術者が2現場を兼任するにあたって、各現場に監理技術者補佐を専任配置していないと建設業法違反となりますので、御注意ください。

(5) 下請契約に関する誓約書(第3号様式)(交通局所定の様式)

※ 必要な場合のみ提出

※ 本工事を一般建設業の許可を受けている者が受注する場合、下請契約の請負金額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となることは、法令上認められていません。

※ 下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※ 特定建設業の許可を有して監理技術者を配

置する場合は不要です。

※ 請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は不要です。

※ 一般競争入札参加資格において、特定建設業許可が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、一般建設業許可をもって特定建設業許可に代えることはできません（「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業許可でも可とする記載がある場合を除く）。また、一般競争入札参加資格において、監理技術者の配置が求められている場合、請負金額及び下請契約の請負金額に関わらず、主任技術者の配置をもって監理技術者に代えることはできません（「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とする記載がある場合を除く）。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(3) 前払金 有（必須）

中間前払金の適用については、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 下請負人の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者を下請負人とした場合は、契約違反となる場合がありますので御注意ください。

※ 平成31年4月1日から、制限の対象を1次下請負人に限らず「全ての下請負人」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管

理部契約課になります。

(5) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第36号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月18日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
電話044 - 200 - 2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要

があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院非常用発電設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	履行期間	契約の日から令和4年3月15日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
申込締切日	令和3年8月24日(火)まで受付けます。	

予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和3年9月9日(木) 必着
開 札 日	令和3年9月13日(月) 午前10時00分

川崎市病院局公告第37号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行する

こと。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院解剖室系統換気設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和4年3月15日まで
競争参加資格	<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
申込締切日	令和3年8月31日（火）まで受付けます。	
予定価格	未定	
入札保証金	免除とします。	
最低制限価格	設定します。	
郵便入札締切日	令和3年9月16日（木）必着	
開札日	令和3年9月21日（火）午前10時00分	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院手術室系統空調用チラー改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和4年3月15日まで
競争参加資格	<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	

申 込 締 切 日	令和3年8月31日(火)まで受付けます。
予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和3年9月16日(木)必着
開 札 日	令和3年9月21日(火)午前10時00分

川崎市病院局公告第38号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参又は郵送により受付けます。郵送による場合には、申込期間最終日の午後5時15分までに必着とします。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口で回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 郵便により入札書を提出する場合には、こちらから送付する競争参加資格確認通知を確認した後、発送してください。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、

最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これ

を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する耳鼻咽喉科用診療椅子の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年8月25日から令和3年9月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年9月14日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年9月10日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第39号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年8月25日

川崎市病院事業管理者 増田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類

は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参又は郵送により受付けます。郵送による場合には、申込期間最終日の午後5時15分までに必着とします。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加

者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- (6) 入札及び開札について
ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人としま

す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
ウ 郵便により入札書を提出する場合には、こちらから送付する競争参加資格確認通知を確認した後に発送してください。

- エ 入札保証金は免除します。
- オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。
- カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
- イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院空調自動制御用コントローラ整備委託
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1-30-37(川崎市立多摩病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「施設維持管理」 種目「電気・機械設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和3年8月25日から令和3年9月1日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和3年9月10日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和3年9月8日 必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第18号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月10日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 物品及び役務の名称

令和3年度庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等のリースに関する契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

令和3年8月6日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース 株式会社
横浜支店 支店長 谷頭 洋一
横浜市西区高島一丁目1番2号
横浜三井ビルディング23階

5 契約金額

47,289,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

令和3年6月25日

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第17号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和3年8月17日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日時 令和3年8月24日(火)14時00分から

2 場所 教育文化会館 第6・7会議室

3 議事

議案第23号 令和4年度 教職員人事異動方針について

議案第24号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和2年度

版)について

議案第25号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方について

議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

4 その他報告等

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和3年8月24日

川崎市選挙管理委員会

委員長 坂本 茂

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程(昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第12号様式及び第13号様式中「年月日執行」を「年執行」に改める。

第16号様式中「年月執行」を「年執行」に改める。

第35号様式から第37号様式までの様式及び第47号様式中「年月日執行」を「年執行」に改める。

第48号様式中「年月執行」を「年執行」に改める。

第51号様式中「年月日執行」を「年執行」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

監 査 公 表

3 川 監 公 第 7 号

令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について (公表)

令和3年6月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

3川監公第7号
令和3年8月19日

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

川崎市職員措置請求について(公表)

令和3年6月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月21日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

なお、別紙2には、陳述を同時に行った政務活動費に係る監査結果(令和3年8月19日付け3川監第449号)の内容を含む。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月30日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものである。川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(7) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(4) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(4) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によつて支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(4) 執行にあたっての原則

政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、用途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数に乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関する調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するの報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) 交付申請手続 (条例第5条第1項)
政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (8) 交付決定 (条例第5条第2項)
市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (9) 支出請求 (規則第3条、第8条)
会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (10) 政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)
政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。
- (11) 収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録簿(写し)等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

- (12) 剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)
交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。
- (13) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)
議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。
- (14) 収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)
議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。
- (15) 関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)
会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。
- (16) 秋田恵議員 (以下「秋田議員」という。)による支出について
請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。
 - ア 人件費として、令和2年3月31日付けで合計640,000円を支出した。
 - イ 調査研究費として、武中桂 (以下「X氏」という。)に対し、令和元年7月30日付けで35,000円を支出した。
 - ウ 広報・広聴費として、X氏に対し、令和2年2月10日付けで90,146円、同年3月31日付けで20,000円の合計110,146円を支出した。
 - エ 研修費及び人件費として、研修同行者に対し、令和2年3月23日付けで合計37,600円を支出した。
 - オ 事務費として、令和2年2月1日付け、同年3月17日付け、同年5月31日付けで合計171,612円を支出した。
 - カ 事務所費として、令和元年12月14日付け、令和2年2月18日付け、同年3月12日付けで合計348,800円を支出した。
 - キ 広報・広聴費として、合同会社Morilabo (以下「A社」という。)に対し、合計1,100,000円を支出した。
 - ク 調査研究費として、A社に対し、合計1,705,000円を支出した。

を契約期間終了日に支払うとされていた。
上記業務委託契約の成果物として、秋田議員の支出伝票と領収書等支出に係る証ひょう書類等を整理したファイルが関係人調査において提示された。

秋田議員によると、上記人件費に関する勤怠表等は作成しておらず、勤務状況については受託者とSNS上でやりとりし、受託者から業務を実施した旨の連絡を受けた日付を支出伝票に記載し、1日当たり1万円円で計算した金額の領収書を作成してもらい、支出伝票に添付したとのことであった。

(4) 判断

指針によると、「人件費は、会派又は交付対象議員が、その活動の補助者を雇用するのに要する経費であり、条例等では、政務活動費全体に占める人件費の割合、雇用形態について規定しておらず、個々のケースの状況に鑑み、実態に即し按分により政務活動費を充当しなければならない」としている。

そこで検討するに、上記人件費については、業務委託契約に基づくもので、支払いは契約期間終了日とされ、成果物として政務活動費に関する証ひょう書類等を整理したファイルが関係人調査において提示されており、その事務の対価として、委託した個人に対する支払が不当とまでは認められない。

また、業務受託者の業務内容が年度末に政務活動書類の完成等の政務活動補助業務(ただし、履行に必要な関連業務並びに付随する業務を含むものとする)とされていること等に鑑みれば、政務活動関連運費に該当するものといえる。

以上によれば、上記人件費の支出に関して、業務受託者の勤務実態を正確に把握できず証拠がなく、政務活動費の支出として十分に説明責任が果たされていないとは言い難いものの、これを直ちに否定するだけの証拠も見当たらない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足る証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 個人に支出した調査研究費について

請求人は、令和元年7月30日付け3万5000円の調査研究費の支出について、X氏に支出した際に散した領収書に宛名が記載されていないこと、X氏は秋田議員の友人であり、専門家ではなく、住所も遠方であることから、当該支出は私的流用である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。
上記調査研究費の成果物として、秋田議員が議会で使用したディスプレイに表示するスライドのデータ(秋田議員追加提出資料①)、支出を証する書面として、支出伝票及び請求書、領収書(秋田議員追加提出資料⑧)が提出された。ま

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するものにも、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 人件費について

請求人は、令和2年3月31日付け64万円の人件費の支出について、被雇用者の業務には政務活動の補助以外のものが混合するとして按分すべきところ、按分していないこと、時給ではなく日給としていること、勤務実態を公のものとす動怠表の添付がないこと、毎月支払うべき賃金を年1回の後払いとし、労働基準法に違反していることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果について

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

令和2年3月31日付けで支出された64万円の人件費は、雇用契約に基づく支出ではなく、業務委託契約に基づく支出で、業務委託契約書(秋田議員提出資料別紙E)によると、業務内容は、政務活動書類の完成等の政務活動補助業務とされ、契約期間は契約締結日である令和元年7月5日から令和2年3月31日まで、業務委託料及び支払方法は100万円を上限とし、1日当たり1万円

た、X氏は環境問題に関する論文を執筆していること、秋田議員が、令和元年第3回川崎市議会定例会において、令和元年7月2日に森林環境譲与税に関する一般質問を行っており、その際にディスプレイを使用していること、本件の領収書の宛名が空欄であることを確認した。

秋田議員によると、X氏について、以前から名前は知っていたものの、大学時代等に交流はなく、令和元年第3回川崎市議会定例会における一般質問のための調査を行っていた際、環境社会学の専門家として、X氏を紹介されたもので、信頼できる人として調査研究を依頼し、その金額は、秋田議員がX氏とSNS上でやりとりして決まったとしている。

(4) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、上記調査研究費については、領収書の宛先が空欄ではあるものの、秋田議員から成果物が提出されており、たとえ、X氏が秋田議員の友人であったとしても、そのこと故に支出が不適正とはいえず、その他、私的な経費に充てられたと認められる証拠はない。

なお、宛名のない領収書は、支払いを行った者を確認することができず、政務活動費の支出に係る証拠資料としては適性を欠くものであるが、件名が「令和元年第3回定例会分資料作成費」となっており、このことをもって、政務活動費として支出されたことを否定することはできない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

ウ 個人に支出した広報・広聴費について

請求人は、令和2年2月10日付け9万146円、同年3月31日付け2万円(合計1万146円)の広報・広聴費の支出について、秋田議員のホームページの更新が2019(令和元)年5月から2020(令和2)年3月までの間一度しか更新されていないこと、支出先であるX氏がホームページ作成や管理に関する専門家ではなく、私的流用の疑いがあること、支払方法も管理を始めた2019(令和元)年5月から10か月後の2020(令和2)年1月31日に一括して行われており、旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。支出伝票(秋田議員追加提出資料⑧)によると、上記広報・広聴費については

経費の1/3を拡分して政務活動費を充てている。

秋田議員によると、X氏に自身のホームページの管理を依頼しており、契約書は作成されていないものの、X氏は、ホームページ作成及び管理の技術を習得し、事業ホームページの作成や管理を行っていることから、技術力に問題はなし、また、ホームページについては、秋田議員のSNSと連動しており、随時新しい情報に更新しているとのことであった。

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員とX氏との間に、契約書等は作成されておらず、具体的な契約内容が不明であるが、秋田議員のホームページが存在し、更新されているか否かはさておき、この情報を維持管理する費用として一定額の支出が必要であることは認められる。

したがって、上記広報・広聴費の支出として、契約書等を作成しておらず、その経緯について十分に説明責任を果たしているとはいえないものの、これに直ちに不適正とまで認めることは困難である。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

エ 研修費及び人件費について

請求人は、令和2年3月23日付け3万7600円の研修費及び人件費の支出について、愛知県で行われた「SDGsフォーラム」の交流会に第三者が同行することと疑義があること、上記人件費が高額であること、同時期に東京都渋谷区においても同様のフォーラムが開催されていることなどから、当該支出は観光目的の私的流用と疑わざるを得ないものであり、不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

支出伝票によると、令和2年3月22日付けで交通費として2名分4万5200円、同日付けで人件費として1万5000円が支出されており、秋田議員が出席した中部ESD拠点「SDGsフォーラム2020」は同年2月22日13時30分から18時まで、中部大学名古屋キャンパスにおいて開催され、同フォーラムでは、講演のほか、SDGsに関する50の事例が、8つの会場において同じ時間帯に発表されている(秋田議員提出資料別紙H-1、H-2)。

秋田議員によると、本フォーラムは、地域課題の解決を目指すものとして、1年以上にわたり行われたSDGsに関する50の事例を、複数の会場において同時に並行して発表されるものであるから、同行者とともに、多くの情報を得る必要があったとしている。東京都渋谷区で開催されたフォーラムとは内容が異なり、人件費については往復の移動時間を含めた拘束時間を考慮したものであるとしている。

(4) 判断

指針によると、「研修費は、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費であり、他団体が主催する研修に参加する場合、旅費、出席負担金(参加負担金)、資料購入費が支出経費の例として挙げられている。また、議員以外の参加者として、政務活動の補助者は必要限度において支出可能」としている。

そこで検討するに、本フォーラムでは、複数の事例の発表が同時に行われ、同行者と別々に情報収集する必要があることは否定できないこと、また、拘束時間を考慮して人件費を支出したことについては一定の合理性があることから、上記支出が私的流用であると認められない。また、東京都渋谷区で開催されたフォーラムとは内容が異なるという点であり、その参加の要否については議員の判断によるというべきである。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

オ 事務費について

請求人は、令和2年2月1日付け、同年3月17日付け、同年5月31日付け合計17万1612円の事務費の支出について、当該事務費で購入したパソコンは汎用性が高く、政務活動以外に使うことが十分考えられるため、パソコン購入代には按分が必要であり、購入したパソコンが最上位機種である必要性に疑義があることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。上記事務費によって購入したパソコン及びラベルライターは、それぞれ秋田議員の議会控室において使用されており(秋田議員提出資料別紙I)、それとは別に、自費で購入したパソコン2台が自宅及び事務所において使用されていた(秋田議員追加提出資料②)。

支出伝票によると、パソコン購入に充てた政務活動費は15万8000円であり、購入額17万4800円から自己負担額1万6800円を差し引いた額

10

が充てられている。

秋田議員によると、上記事務費で購入したパソコン及びラベルライターを議員控室から持ち出して使用することではなく、メールアドレスも政務活動用と私用は区分し、オンライン配信による議会・委員会傍聴に支障がないデータ容量と通信速度、議場でのディスプレイ写真の解像度を勘案した資料作成を行うために必要であったことから、家電量販店の専門販売員に相談の上、当該パソコンを購入したとしている。

(4) 判断

そこで検討するに、一般的にはパソコン及びラベルライターについては、使用実態に応じて按分すべきものではあるが、本件においては、いずれも議員控室において使用しており、秋田議員の自宅及び事務所には別のパソコンがあり、メールアドレスも政務活動用と私用は区分して使用しており、私的に使用されているという証拠もないことから、按分を要するとまでは認められない。

また、政務活動用に購入した機種であるLAVIE NS700/MABは、LAVIE Note Standardのカテゴリー内では最上位機種ではあるが、使用目的に比して著しく過剰であるとまでは認められない。

なお、パソコン購入に係る支出伝票について、本来4年で減価償却すべきところ、誤って簿価総額から自己負担額を除いた全額を令和元年度に減価償却相当額として計上していたが、簿価を超えた償却は行っておらず、損害は認められなかった。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

カ 事務所費について

請求人は、令和元年12月14日付け、令和2年2月18日付け、同年3月12日付け合計34万8800円の手務所費の支出について、他の議員と比較して賃料が高額であり、秋田議員の看板などが設置されておらず、政務活動事務所として認識できないこと、当該事務所宛に配達証明付きの郵便物を送付しても返送されており、市民からの郵便物を受け取らない事務所であるため、政務活動事務所としての形態を備えていないことなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。秋田議員の事務所は幸区中幸町の3階建て建物内にあり、賃料月額19万9000円で同建物の1階1部屋、2階1部屋の2部屋(計43.69㎡)を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとして借

11

政報告4種類を作成している。
「相談費」については、成果物が提示されており、直ちに不適切とはいえない。
しかしながら、上記4種類の市政報告の内容は、最初に作成した市政報告(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型へ組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円の1/2については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

ク 調査研究費について

請求人は、合計17万5000円の調査研究費の支出について、その支出先であるA社は、そのホームページに占いにに関する記載があるのみで、調査研究費とは関連性がない事業者であること、緊急対応などとして高額な支出を行っていること、支出の透明性を高めるために必要である政務活動記録票を支出伝票に添付していないこと、調査を依頼した内容が議会で質問されていないことなどから、当該支出は、他目的での私的流用と疑わざるを得ないものであり、不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、前記のとおり、18の目的掲げを掲げる法人である(秋田議員提出資料別紙A)。

調査研究に関し、秋田議員は、A社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼1件当たり100万円以内で5万円単位と定められている(秋田議員提出資料別紙B-2)。

上記成果物として、関係人調査時に官公庁のホームページ等に登載されている資料をまとめたものが提示されたほか、校庭開放に関する調査報告書などが提出された(秋田議員追加提出資料⑥)。

A社に支出した金額については、作成前に秋田議員から額を提示し、A社の合意が得られたため決定したもので、請求書や見積書等は作成していないとしている。

今回対象となった5件の支出伝票のうち、「相談費」22万円として支出したのは、市政報告の作成が初めてであるため、国会議員や他の市議会議員がどのような国政・市政報告を作成しているか調査依頼をしたもので、成果物として、国政・市政報告等を集約した紙ファイル1冊が提示された。

その他の項目である「原稿費」33万円、「構成費」16万5000円、「デザイン費」27万5000円、「修正費」11万円については、所属会派(チーム無所属)が解散したこと、所属地域政党を離れることとなったことによる印刷物のデザインの変更などにより、再作成が必要となったり、市のSDGsの取組とひもづけるために修正をしたりしたことによるとしている。

具体的には、当初作成した市政報告を「原稿費」とし、所属会派が解散したことによる修正を「構成費」とし、所属地域政党を離れることとなったことによるデザインの変更を「デザイン費」とし、市のSDGsの取組と連動させるための修正を「修正費」としたとしている。表に示すと次のとおりである。

支出伝票件名	金額(円)	関係人調査で確認した内容
市政報告 相談費	220,000	他の議員の市政報告を集約したファイル
市政報告 原稿費	330,000	市政報告No.1の作成
市政報告 構成費	165,000	市政報告No.1から会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	市政報告No.1に加筆
市政報告 修正費	110,000	市のSDGsの取組と連動したものを加筆

全体として市政報告の作成費用が高額となったのは、白紙の状態から作成を依頼したためで、印刷物によるポストイティング等は個人情報保護の観点からの疑問やページレス化の実践への課題認識があったことから、印刷物ではなく、ホームページのみに登載することとし、インターネットを利用できない方には個別に印刷して渡しているため、印刷物は存在しないとしている(ただし、関係人調査において、プリントアウトしたものが提示された。)

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、令和元年度に市政報告を作成するに当たり、まず過去の国会議員や市議会議員の調査報告書の検討を行い、それを集約した電子データに市政報告相談費として22万円を支出し、その後、秋田議員の市

これらの概要は次のとおりである。

支出伝票件名	金額 (円)	関係人調査で確認した内容
校庭開放に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
子供のサッカーゴール事故例に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
被災世帯への支援に関する調査報告書	385,000 (緊急対応)	令和元年12月7日から同月11日まで
避難行動に関する調査報告書	330,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
台風19号に関する調査報告書	220,000	令和元年10月12日から同月20日まで
文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査報告書	330,000	令和2年2月20日から同年3月10日まで

なお、令和元年第5回川崎市議会定例会における、チーム無所属の代表質疑において、台風19号の検証等に関する質問が行われている。A社が作成した調査に係る成果物として、上記調査報告書の名目ごとに官公庁等がホームページに登載している資料等を印刷した紙ファイル6冊が提示された。

秋田議員によると、所属党派(チーム無所属)の解散、所属地域政党からも離れることにより、一人で全ての業務を行うことを要するなど、限られた時間の中で同時に複数の質問を立てる必要があったため、前記の市政報告の作成依頼のほか、A社に継続して複数の調査依頼を行ったとしている。

秋田議員によると、令和元年12月9日に当局から補正予算に関する議案内容の説明を受け、代表質疑を担当するよう命じられたが、原稿提出が同月11日と短期間であり、一般質問において、議長宛て提出するディスプレイ使用申出書等の期限日と重なっていたため、納期を変更し緊急対応を含む調査を依頼し、金額についてはA社と事前に相談の上、決定したとしている。

また、A社に社員はおらず、一人で業務を行っており、緊急対応については睡眠時間を削りながら、期限内に間に合わせてもらったとしている。

(4) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査研究を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定し、短いものでは数日で調査研究結果を電子データを取得できたとしており、各調査

報告の名目ごとに電子データを印刷した紙ファイルを提示している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その調査報告ごとと成果物が提示されており、その金額が著しく高額であるとは認められることは困難である。

また、請求人は、秋田議員の調査報告書の内容も問題とするが、調査研究の結果が、議会又は委員会における質問等において明確にあらわれていなくとも、そのことは必ずしも市政に生かされていないことを意味するとはいえないものと解される。

なお、政務活動記録票は公開された収支報告書と支出伝票には添付されていないが、このことをもって、直ちに不適正であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記(2)カ及びキについては、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由がある認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和元年度に交付した政務活動費のうち、前記2(2)カ及びキについて、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和3年11月30日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及

別紙 1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員殿

令和3年6月21日

請求人

【住所】 (省略)

【職業】 (省略)

【氏名】 金屋 隼斗

第1 請求の要旨

秋田恵 (あきためぐみ) に対し政務活動費4,062,352円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し御告すること

を求めらる。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

- ① 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、人件費として、令和2年3月31日付で合計金額640,000円を政務活動費から支出した (資料1)
- ② 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、調査研究費として、武中桂に対し、令和元年7月30日付で35,000円を政務活動費から支出した (資料2)
- ③ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、広報・広聴費として、武中桂に対し、令和2年2月10日付で90,146円、令和2年3月31日付で20,000円の合計金額110,146円を政務活動費から支出した (資料3)
- ④ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、研修費および人件費として、研修同行者に対し、令和2年3月23日付で合計金額37,600円を政務活動費から支出した (資料4)
- ⑤ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、事務費として、令和2年2月1日付、3月17日付、5月31日付で合計金額171,612円を政務活動費から支出した (資料5)
- ⑥ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、事務所費として、令和元年12月14日付、令和2年2月18日付、3月12日付で合計金額348,800円を政務活動費から支出した (資料6)
- ⑦ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、広報・広聴費として、合同会社Moriloaboに対し合計金額1,100,000円を政務活動費から支出した (資料7)
- ⑧ 秋田恵 (あきためぐみ) は令和元年度、調査研究費として、合同会社Moriloaboに対し合計金額1,705,000円を政務活動費から支出した (資料8)

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例において、会派および議員の責務として「議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に

び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書等を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の実施や完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしほれば困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出していることとされ、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、契約書等が必要としているが、一般的に契約行為、例えば印刷物の作成においては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、支払請求、支払、受領書の発行という流れが商慣行となっており、政務活動費においても、こうした商慣行に倣って進めることが、透明性の確保、市民への説明責任を果たすことにつながるものと考えられる。また、ホームページの管理など、一定期間役務の提供を受けるものについては、金額や業務内容など必要事項を記載した契約書を作成することが望ましいと考えられる。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

料作成を委託し政務活動費から支出することは私的流用であり不当である。
政務活動費は、私人としての活動経費は支出不可となつてゐるため、返還を求めらる。

③個人である友人に支出する広報・広聴費について

秋田議員は、当選前に作成した「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」(神奈川県政治団体名簿に登録)政治団体のホームページの管理費として2019年5月～2020年3月まで毎月1万円(3万円の1/3)を政務活動費の広報・広聴費として武中桂氏に支出している。

しかし、こちらのホームページは2019年5月～2020年3月の間は1度しか更新されておらず、議会発言は準備中(資料10)であり、政務活動及び市政に関する内容はない。

※2020年8月より議会発言を更新して市政情報を新たに追加

また、ホームページ管理費の支出先は、会社ではなく秋田議員の友人である武中桂氏個人ですが、経歴や職業を見る限りホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、私的流用の疑いがある。支出に関しても2019年5月から管理していることになつてゐるため、10カ月後の2020年1月31日(資料3)にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないさまざまなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられる。

よつて、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めらる。

④理解しがたい研修費および人件費について

秋田議員は、2020年2月22日に愛知県で行なわれた『SDGSフォーラム』の交流会に同行者をつけ、同行者の交通費22,600円及び人件費15,000円の合計金額37,600円を政務活動費から支出(資料4)している。

政務活動費の運用指針において、研修費の議員以外の参加者については、「政務活動の補助者は必要限度において支出可能」となつてゐるが、補助者が必要であると限られた場合は支出可能のため、この交流会においては第三者が同行する必要性に疑義がある。

なぜなら、例えば、秋田議員に一人で講義を聞いて理解する能力がない場合であっても、講義内容をヴォイスレコーダーで録音して、後日補助者に聞いてもらえばよいだけである。

この交流会のプログラムを見ると開催時間は、13時半～18時(途中休憩30分)で開催されているため、4時間の交流会である。

秋田議員は、人件費15,000円を補助者に支出しているが、時給換算すると時給3,750円となるため非常に高額であり、人件費15,000円とした根拠も不透明である。また、同時期に関東ESDにおいて東京都渋谷区で『SDGSフォーラム』が開催されているため、同行者を引き連れて愛知県まで行くのは観光目的の私的流用と疑いさる

を得ない。

よつて、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めらる。

⑤汎用性が高い事務費について

秋田議員以外のパソコン購入代を調べるのと政務活動以外の使途も予測して1/2～1/3の按分がされてゐるが、秋田議員は按分されていない。

そして、デスクトップでないノートパソコンまたはラベルライターは控室用として、政務活動費から全額支出しているが、両方とも持ち運び可能で政務活動以外に使うことが十分考えられるため、政務活動以外では使われない明確な区分が不能の場合は按分が必要である。

また、秋田議員が政務活動費で購入したノートパソコン(NS700MAB)は、ブルーレイ搭載の1TBのHDD搭載の2019年春モデルの最上位機種(資料11)で、LAVIENOTE全5機種のうち、BDXL対応・フルHD対応はこの機種のみであり、政務活動のみで使用するのに最上位機種の必要性に疑義がある。

よつて、政務活動費の支出として按分が必要であるため、ノートパソコン及びラベルライターの支出合計171,612円の50%按分である85,806円の返還を求めらる。

⑥高額すぎる美態不明の事務費について

平成22年5月28日、川崎市議会議員に対する政務調査費(現:政務活動費)に関する住民監査請求では、当時監査委員の松川欣起氏及び奥宮京子氏は「政務調査費(現:政務活動費)が公金から交付されていることを踏まえると、最小の経費で最大の効果を挙げ(地方自治法第2条14項)という趣旨が、一層考慮されることを望むものである」と意見されてゐる。

しかし、秋田議員が政務活動費から支出している事務費は、他の議員の事務費と比較をすると2～4倍の高額賃料(図2)であるため、最大な経費を費やした事務所である。

議員名	月額事務所費
秋田めぐみ	199,000
松川正二郎	88,000
青木のりお	87,000
石田康博	86,400
山田琢磨	86,400
浅野文直	80,000
斎藤しんじ	70,000
末永直	70,000

本間賢次郎	85,000
野田雅之	68,000
吉沢なおみ	60,000
月本たくや	53,000
橋本まさる	50,000
浦田大輔	50,000
全議員、上記の事務所費より50%按分で支出	

図2

秋田議員の事務所費	
令和元年12月14日	49,915
令和元年12月14日	99,500
令和2年2月18日	99,665
令和2年2月12日	99,720
合計金額	348,800

図3

また、川崎市議会の政務活動費の運用指針において、事務所賃賃料は、『事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。』と定められている。

そのため、政務活動費から事務所費として支出できる事務所の形態は、市民が外観等を見て政務活動事務所としてわかる事務所であることが前提である。

秋田議員の政務活動事務所は入居から1年半以上も経過しているのに、外観および郵便ポストに何一つとして事務所であると思われる表札及び看板等がないところか、事務所入り口および側面には、『CIFER』と大きく書かれた看板があり、全くもって市民の誰も政務活動事務所であると認識ができない。(資料12)

秋田議員が政務活動の事務所とされている住所(川崎市幸区中幸町4-9-5 101)へ定例会議または委員会が開催されていない期間である2021年5月21日～30日の9日間に配達証明付きの郵便物を送付するが、市民からの郵便物を受け取らない(資料13)事務所であるため、政務活動の事務所としての形態を備えていない。

そして、秋田議員の政務活動事務所の外観は、バルテノン神殿のような外観で、外からは中が見えないように大きな紫色のカーテンとパーテーションで目隠しをしており、床は大理石のため、見た目は政務活動事務所というよりも『占いの館』もしくは『美容室』である。

また、自身の政務活動費からホームページ管理費を支出しているホームページにおいても、政務活動事務所の所在地を記載せず、この事務所から徒歩10分程の川崎市議会に

は秋田議員専用の控室があり、そこに常備されているパソコンやラベラライターの政務活動費から支出されているため、市民に所在地を明かささない高額な事務所の存在価値が不明である。

※議員控室において被雇用者の出入りや政務活動は可能とのこと(議会事務局より) 政務活動費の運用指針によれば、事務所としての形態を備えていない場合は事務所賃賃料を政務活動費から支出することは認められないと定めているため、令和元年12月分～令和2年3月分の事務所賃賃料の合計金額348,800円(図3)の返還を求める。

⑦占いの館に支出した広報・広聴費について

秋田議員が政務活動費の広報・広聴費から多額の支出をしている合同会社Morri Labo (<https://www.morrihideohiko.com>) は、2019年10月3日(資料14)に合同会社として法人番号が指定されたばかりの事業者である。

しかしながら、秋田議員は設立直後の合同会社Morri Laboに対して2,850,000円という多額の政務活動費をたった数ヶ月で支出している。

不審に感じ2020年7月3日に合同会社Morri Laboの請求書記載の所在地に訪問したところ、所在地には合同会社Morri Laboとわかる表札及び看板等(資料15)は一つもない。

また、合同会社Morri Laboのホームページを確認したところ、占いに關するごとし記載(資料16)されおらず、料金設定は『対面セッション占い1時間6万円』『電話セッション占い10分1万円』『メールセッション占い5分5千円』(資料17)の3つの高額な占いの料金のみが記載されていない。

そして、合同会社Morri Laboへの支出伝票は全部で11枚(図4)あるが、全てが占い設定金額と同じ5千円単位であり、ホームページは企業にとつて額であるが、そこに占い料金以外の金額や項目は何一つないとすれば、占いに使ったと考えるのが妥当である。

秋田議員が占いの館へ支払った項目と金額	
実施年月日	調査研究費
2019.10/25	台風19号に関する調査研究費 22万円
2019.12/10	校庭開放に関する調査研究費 22万円
2019.12/16	被災世帯への支援に関する調査研究費 38,5万円
2019.12/20	サッカーゴール事故例に関する調査研究費 22万円
2019.12/22	避難行動に関する調査研究費 33万円
2020.3/11	文化芸術の活動及び街作りに関する調査研究費 33万円
実施年月日	広報・広聴費

2019.11/21	市政報告 相談費	22万円
2019.12/13	市政報告 原稿費	33万円
2019.12/25	市政報告 構成費	16.5万円
2020.1/10	市政報告 デザイン費	27.5万円
2020.1/15	市政報告 修正費	11万円
合計金額		280万5千円

図4

さらに、事業者代表の肩書は占い師、パーソナルコンサルタント(心の悩み相談に使われる用語)と書かれており、「40代で人の未来や現状を話しただけで把握できるというスキルの特異性に気づき、そこから全ての人をより良い未来へ進み、幸せになつて欲しい」と思い、占いとコンサルタントを行なうことを決意する。」と自己紹介文が記載されているため、秋田議員が数多く支出した調査研究費および広報・広聴費とは関連性が無い事業者である。

広報・広聴費として1,100,000円を合同会社Morri Laboへ支出しているが、通常の印刷事業者であれば1つの支出伝票に入れる項目(市政報告相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費)であるのに、5つの支出伝票に分けていることも不可解である。

そして、市政報告相談費として220,000円(資料18)を支出しているが、アドバイスをもらっただけで大卒初任給の平均月給210,200円(令和元年度)を上回る高額料金を税金が元手の政務活動費から支出することは道理的に考えても理解できない。

政務活動費の運用指針において、広報・広聴費は「会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行なうのに要する経費」と記載されており、「委託先の選定理由および委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。

そのため、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいない(複数の幸区民に確認)ことも不可解に感じただため、秋田議員へ2020年7月31日にメール(資料19)、2021年5月21日に内容証明書(資料9)にて、いずれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めるが拒否される。

よって、合同会社Morri Laboに支払った広報・広聴費の成果物は存在せず、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

⑧占い師に支出した調査研究費について

秋田議員は合同会社Morri Laboへ5つの調査研究費を支出しており、最初に2019年10月に『台風』に関する調査研究費』を支出しているが、合同会社Morri Laboは同月の2019年10月に合同会社として法人番号が指定された事業者であ

るため、実績のない事業者である。
合同会社Morri Laboのホームページでは、占いに関する料金設定しかなかったため、調査研究とは関連性が無い事業者ですが、2019年12月10日～22日(図4)のたった13日間で4つの調査を依頼するなど、本日に調査や研究がされたのみ疑義がある。

また、2019年12月に『被災世帯への支援に関する調査研究費』を支出しているが、備考欄に「代表質疑の日時が直近のため緊急対応」と記載あり、緊急で対応しただけで100,000円(資料20)と高額な報酬を支出するなど理解できない請求書の内訳である。

秋田議員は6つの調査研究費を高額で支出しているのにも関わらず、支出の透明性を高めるために必要とされている『政務活動記録表』をいづれも支出伝票に添付していない。「被災地世帯への支援に関する調査研究費」は、代表質問するために緊急対応で依頼しているが、特に調査や研究成果が分かることは質問されていない。

他の5つの調査研究は一般質問項目として調査依頼しているにも関わらず、現在までの間に調査や研究成果が分かる内容は何一つ議会で質問をされていない。

また、3月10日の一般質問(資料21)を秋田議員は当日欠席している。このように、政務活動に関連性のない事業者に対して成果の不透明な業務の依頼が繰り返し行われていることから、秋田議員と合同会社Morri Labo代表の占い師が以前から知人関係であり、他目的での私的流用を行なっているのではないかと疑わざるを得ない。

合同会社Morri Laboのように調査研究および広報広聴の経験や実績のない事業所への支出が認められるのであれば、業種、事業形態、実績など関係なく、例えば飲食業者に調査を依頼しても支出が認められることから、政務活動費の使い方はルールがない無法地帯となる。

よって、合同会社Morri Laboに支払った調査研究費は、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

(3) 結論

以上、上記各支出は、政務活動費として支出できない又は抜分が必要である支出であるため、返還を求めた請求に及んだ。

3 請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会の理事長倉屋圭斗は、新型コロナウイルス感染拡大により生活困窮者となった方々へ、ボランティアで様々なサポートを提供していたところ、市民から一通のメールが届く。その内容は、「SNSで川崎市議会議員の政務活動費の不正を疑う投稿がある。たくさんの方の市民がコロナウイルスで大変の状況の中、

別紙2

請求人の陳述録

まず、秋田議員ですが、政務活動費が私たちが市民の税金であることを十分理解できていないとされています。現在、東京都議会議員の法令違反の説明責任を果たしていないことが世論では大変問題視されていますが、秋田議員には、自身の法令違反や様々な不適切な支出に関して、市民の皆様にご説明をさせていただきます。

私が不適切だと主張する項目が8項目ありますので、早速、順に陳述いたします。

まず、人件費の問題についてです。政務活動費の運用指針では、雇用に当たっては労働基準法を遵守しなければならぬとされています。しかし、秋田議員の雇用契約は、令和元年7月から働いていたことになっている人件費も約9か月後の令和2年3月31日にまとめて一括で支払われているため、労働基準法第24条第2項の「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」に違反しています。また、9か月後に払う日給までは、令和2年3月31日に勤務した人件費は当日払いをしているため、そもそも労働基準法第15条の賃金の締切り、支払いの時期に関する事項を明示することになっている労働条件の明示も違反しているのではないのでしょうか。

また、政務活動費の運用指針には、被雇用者の職員雇用履歴台帳、源泉徴収票、賃金台帳、出勤伝票、社会保険関係書類を議員が保管することになっていますが、これらの提示を再三にわたって求めましたが、秋田議員は応じないため、たとえこれらの書類を監査委員が求めて秋田議員が提示したとしても、もともと存在せず、新たに作成したものと捉えて監査していただきたい。

秋田議員を除くほかの議員の人件費は、政務活動費の補助以外の業務を混合するとして、抜分し、時給単位で細かく支払い、勤怠表を添付し、毎月きちんと支出されていますが、秋田議員は抜分せず、時給でなく1万円単位の根拠は不明、勤怠表の添付がない。そして、労働基準法に違反して年1回の後払いです。

この件につきまして、私はこう推測しています。そもそも、9か月間の給料が未払いなのに働き続ける人間がいるでしょうか。これは、政務活動費の返還を免れるため、実際に行ってはいない人件費を年度末の最終日である3月31日にまとめて計上したとしか考えられません。また、秋田議員は、チラシの作成、配布やホームページ更新ほとんどなく、高額な事務所には看板が一切ないため、市民への対応も一切なされない。理に、私がメールや手紙を送っても無反応です。

以上のことから、秋田議員と被雇用者との雇用関係は、日給1万円で勤怠表の添付や抜分をしない不透明な会計処理であり、初勤務から約9か月に及ぶ期間も給料が支払われていない、労働基準法に違反した雇用契約であります。よって、税金が元である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、秋田議員は労働基準法に違反している不適切な雇用契約をしているため、人件費は不当であり不適切なため、返還を求めます。

これが適切であると判断してしまえば、真面目に勤怠表をつけて抜分している議員は、今後は勤怠表もつけず、抜分もせず、労働基準法を遵守しなくともよいという前例をつくってしまい、法律を守らなくては、個人である友人に支出した調査研究費について、

秋田議員が令和元年7月30日に支出した調査研究費は、領収書に宛て名が記載されていません。政務活動費の運用指針の36ページには、領収書受理等の処理の主な注意点において、宛て名に交付対象議員の議員名を記載することになっているが、こちらも守られていません。また、委託先は秋田議員の友人であり、今回の支出と関連性がない職業をされており、川崎市に関する資料作成を専門家でない遠方の友人に委託し、政務活動費から支出することは、私的流用であります。そもそも、調査研究の委託先が法人でもなく、奥男のない個人です。公金での支出先としてふさわしくありません。万が一、こちらが認められるのであれば、遠方に住む全く無関係な職種の飲食店や土木業の友人に調査研究を依頼して、政務活動費から支払うことも可能ということになります。運用指針を守らない友人個人に支払ったこの調査研究費は不適切なため、返還を求めます。

次、ホームページ管理費についてです。

秋田議員は、当選前に作成した秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会、こちらは政治団体登録しておりません。政治団体のホームページの管理費として2019年5月から2020年3月まで毎月1万円を政務活動費の広報・広聴費として友人に支出しています。しかし、こちらのホームページは、2019年5月から2020年3月の間は1度しか更新されておらず、政務活動及び市政に関する内容はありませ

本当に議員が不正行為をしていたら許せない。」等であった。

私たちの団体は『自分だけが良ければいい!』そんな人間になりたくなくない!』をスローガンに掲げて地域活動をしてきたため、団体の代表として看過することができなかつた。

そのため、多大な時間と労力を使い徹底調査したところ、秋田議員の政務活動費は不適切な支出が多数存在したため、監査請求を起こすことを決意した。

添付資料

- 資料1 秋田議員が人件費で支出した支出伝票および領収書
- 資料2 秋田議員が調査研究費として武中桂氏へ支出した支出伝票および領収書
- 資料3 秋田議員が広報・広聴費として武中桂氏へ支出した支出伝票
- 資料4 秋田議員が研修費および人件費として同行者へ支出した支出伝票
- 資料5 秋田議員が事務費として支出した支出伝票
- 資料6 秋田議員が事務所費として支出した支出伝票
- 資料7 秋田議員が広報・広聴費として合同会社Mori Laboへ支出した支出伝票
- 資料8 秋田議員が調査研究費として合同会社Mori Laboへ支出した支出伝票
- 資料9 秋田議員へ送った内容証明書
- 資料10 秋田議員の1度しか更新されていないホームページ
- 資料11 秋田議員が政務活動費から全額支出した最上位機種パソコン
- 資料12 秋田議員の政務活動事務所の外観等
- 資料13 秋田議員が受け取り拒否をした一般留郵便
- 資料14 合同会社Mori Laboの法人番号が指定された記録
- 資料15 合同会社Mori Laboの所在地の実体
- 資料16 合同会社Mori Laboのホームページ
- 資料17 合同会社Mori Laboの料金設定
- 資料18 合同会社Mori Laboに支出した市政報告相談費の支出伝票
- 資料19 秋田議員へ成果物を求めたメールの内容
- 資料20 合同会社Mori Laboに支出した緊急対応費が含まれた支出伝票
- 資料21 秋田議員の一般質問の内容

政務活動費に係る法令等(本件措置請求に関連する部分のみ)

1 地方自治法(昭和22年法律第67号)

- 第100条 1～13 略
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができている経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号)

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。(会派及び議員の責務)
- 第2条 会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に關する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的として、これを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。
- 第3条 政務活動費は、議長に構成の届出があつた会派及び当該会派の議員(次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する。
- 2 会派に対する政務活動費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
- 3 交付対象議員に対する政務活動費の月額は、400,000円とする。
- 4 第2項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。
- (交付の方法)
- 第4条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日(以下「交付日」という。)における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。
- 2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。
- 3 各会派2項の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。
- 4 交付日において次の各号のいずれかの場合の事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じたものとみなす。
 - (1) 議員の任期満了
 - (2) 議会の解散
 - (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
 - (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
 - (5) 会派の解散
 - (6) 議員の会派への加入
- 5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があつた場合で、当該申請があつた日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後るときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。
- 6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があつた場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請があつた日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

また、令和2年度では、秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を青木議員を青木議員も委託していましたが、青木議員が委託する会社は事業概要に政策支援やシンクタンクを記載しており、弁護士をはじめ各分野の通算立案や調査の経験豊富な専門的メンバーが多数在籍している会社であることがホームページから見て分かります。一方、秋田議員が委託するMorri Laboは、ホームページを見ても占いに関する内容が記載されているのみで、代表者の肩書も占いであります。そして、両者が委託した金額を比較しても、秋田議員は高額過ぎます。青木議員は、複数の調査を政策支援の専門の会社に依頼して6万円。秋田議員は、1つの調査を政策支援の専門外の会社に依頼して66万円の11倍です。以上ことから、調査研究費としてMorri Laboを選定した経緯、委託内容、金額に不当性がああり、政務活動費に求められる透明性、適正性に反するため、返還を強く求めます。

また、広報・広聴費として合計金額110万円をMorri Laboへ支出していますが、通常の印刷事業者であれば1つの請求書に入れる項目であるのに、5つの請求書に分けていることもとても不可解です。そして、市政報告相違費として22万円も支払っていますが、アドバイスをもらっただけで大卒初任給の平均月給を上回る料金を支払うことには理解ができません。

こちら備考欄に市政報告の作成の相談やアドバイス、市政報告作成の注意点、市政報告事例紹介及びアドバイスなど、わけの分からないことに22万円払っていますが、なぜ現職の川崎市議会議員が遠方に住む議員経験のない占いの師の方に市政報告に関するアドバイスをもらう必要があるんですか。また、なぜ川崎市に住む現職議員が川崎市に住んでいない議員経験のない一般の人に川崎市の市政報告に關するアドバイスをもらい、税金が元手である政務活動費から支払う必要があるんですか。はっきり言って、めちゃくちゃ私には理解ができません。こちらも議会事務局に相談すれば無料ではないでしょうか。そして、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいないことも不可解に感じましたため、秋田議員へ2020年7月31日にメールで、2021年5月21日に内容証明書にて、いづれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めましたが、拒否されています。

また、監査委員から提示を求めて秋田議員が提出した場合であっても、市民に対して再三にわたって提示しなかったこと、急遽作成した可能性が考えられます。この辺も考慮して監査していただきたい。最後によろしいですか、この件につきましては、私以外にもたくさん市民の方々が情報共有していますが、全員が公金である政務活動費の支出として不適切な支出であり、占いに使った以外は考えられないと察しています。かわさき市民オンブスマンの方々も同様に考えられているので監査請求が2枚出されたいと察しています。かわさき市民オンブスマンの方々も同様に考えられているので監査請求が2枚出されたいと察しています。かわさき市民オンブスマンの方々も同様に考えられているので監査請求が2枚出されたいと察しています。かわさき市民オンブスマンの方々も同様に考えられているので監査請求が2枚出されたいと察しています。

私はこの1年間、多大な努力、時間、お金を費やして監査請求をしました。公平公正な監査をお願い申し上げます。以上でございます。

(交付の決定の取消し)
 第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基
 つく規則の定められたものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消
 し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。
 (政務活動費の返還命令)

第14条 市長は、前条の規定により、政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、
 規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務
 活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。
 (収支報告書の閲覧等)

第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則
 で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条
 に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧
 に供しななければならない。この場合において、当該収支報告書の写しの請求があったときは、
 その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第1項の規定による収支報告書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付
 に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第1項の規定により収支報告書を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって
 得た情報を適正に用いなければならない。

(雑用)

第16条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員
 が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、
 議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について運用する。この場合において、
 第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所
 属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあ
 るのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合においては、その相続人その他
 の一般承継人)」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所
 属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又
 は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年4月30日までに」とあるのは「連やかに」と、第
 12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人
 である会派の当該所属議員が死亡した場合においては、その相続人その他の一般承継人)」と、
 「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合において
 は、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。
 (委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略

別表(第10条関係)

経費の区分	内容	支出できる経費	種別
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の 事務、地方行政等に関して調 査研究をするのに要する経費	会派借上料、委託料、講師謝礼、 食糧費、印刷製本費、消耗品費、資 料購入費、旅費、バス等借上料、出 席負担金等	
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修 会を開催し、又は他の団体等が 開催する研修会に参加するの に要する経費	会派借上料、委託料、講師謝礼、 食糧費、印刷製本費、消耗品費、資 料購入費、旅費、出席負担金等	
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその 活動若しくは市政について市民	会派借上料、印刷製本費、ホー ムページ等製作費、食糧費、送料、旅	

この限りでない。
 (交付の申請及び決定)
 第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合)にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び
 交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めると
 ころにより、議長を經由して、市長に申請しななければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定
 をしたときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表
 者又は当該交付対象議員に通知しななければならない。
 (変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更が
 あったときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を市長に届け出な
 なければならない。
 (増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受け
 ようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を經由して、市長に申
 請しななければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定
 をしたときは、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、その旨を当該会派の代表
 者に通知しななければならない。
 (減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は
 第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若し
 くは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことと
 することができ、この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号
 に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したとき
 は、規則で定めるところにより、連やかに議長を經由して、当該会派の代表者又は当該交付対象
 議員に通知しななければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場
 合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。
 (経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、
 所属議員の中から経理責任者1人を應當がなければならない。ただし、所属議員が1人である場合
 は、当該議員がその職務を行うものとする。
 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市
 民相談を含む)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思
 を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動
 をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に充てて交付する。
 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとす
 る。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政
 務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30
 日までに議長に提出しななければならない。

2 前項の規定により収支報告書(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなならない。
 3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)
 の提出があったときは、連やかにその写しを市長に提出しななければならない。
 (剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規
 則で定めるところにより、市長に返還しななければならない。

に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	事務所賃借料、維持管理費等

- 3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則 (平成13年川崎市条例第16号) (趣旨)
- 第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第16号、以下「条例」という。)の実施のために必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- 第3条 条例第4条第1項の規定で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日となる条例(平成5年川崎市条例第16号)第1条第1項に掲げる市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
- 第4条 条例第6項(ただし書を除く。)の規定により政務活動費を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。
- 第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第1号様式の2)によるものとする。
- 第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第4号様式)によるものとする。
- 第7条 条例第7条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。
- 第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

- るものとする。
- (請求書の提出)
- 第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月「金銭会計規則」という。第82条の規定により請求書を提出しなければならない。
- (支出の手続及び書類の保存期間)
- 第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
- 2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を複製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を作成し、提出した年度の翌年度の4月1日から起算して8年を経過する日まで保存しなければならない。
- (政務活動費収支報告書)
- 第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。
- (剰余金の返還)
- 第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
- (交付の決定の取消通知)
- 第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消し内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
- (返還命令)
- 第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。
- (収支報告書等の閲覧等)
- 第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
- 2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
- 3 条例第15条第3項に規定する収支報告書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
- (雑用)
- 第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名された場合において、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について運用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 略

3 川 監 公 第 8 号

令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年6月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

(別紙)

3川監第448号
令和3年8月19日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川口 洋一 様
同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について (通知)

令和3年6月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が秋田恵議員及び本間寛次郎議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月23日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員との立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月30日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員及び本間寛次郎議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものである。川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(7) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(4) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(4) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によつて支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(4) 執行にあたっての原則

政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、用途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数に乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関する調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するの経費
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するの経費
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) 交付申請手続 (条例第5条第1項)
政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (8) 交付決定 (条例第5条第2項)
市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (9) 支出請求 (規則第3条、第8条)
会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (10) 政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)
政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならぬ。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。
- (11) 収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録簿(写し)等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

- (12) 剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)
交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。
- (13) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)
議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。
- (14) 収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)
議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。
- (15) 関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)
会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。
- (16) 各議員による支出について
請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。
- ア 秋田恵議員 (以下「秋田議員」という。)
合同会社Morilabo (以下「A社」という。)に対し、調査研究として、合計1,705,000円及び広報・広聴費として、合計1,100,000円を支出した。
- イ 本間賢次郎議員 (以下「本間議員」という。)
株式会社北斗 (以下「B社」という。)に対し、広報・広聴費として、合計1,244,780円を支出した。

2 監査委員の判断

- (1) 政務活動費の性格について
法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員

は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならぬ」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と解される」(最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 秋田議員

請求人は、調査研究費として支出した合計170万5000円及び広報・広聴費として支出した合計110万円について、支出先であるA社は、ホームページには占いに係る記載があるのみで、政務活動に関する調査研究及び市政報告紙作成とは無関係であり、これらの委託先として選定した理由に疑義があること、また市政報告の作成については契約金額も高額であること、市政報告紙作成に当たっては委託内容に重複があることから、これらの支出には不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査研究費について

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、履歴事項全部証明書によると、占いのほか、人材育成、企業戦略の立案など118の目的を掲げる法人である(秋田議員提出資料別紙A)。

調査研究に関しては、秋田議員は、A社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼1件当たり10万円以内で5万円単位と定められている(秋田議員提出資料別紙B-2)。

上記成果物として、関係人調査時に官公庁のホームページ等に搭載されている資料をまとめたものが提示されたほか、校庭開放に関する調査報告書などが提出された(秋田議員追加提出資料⑥)。

これらの概要は次のとおりである。

支出伝票件名	金額(円)	関係人調査で確認した内容
--------	-------	--------------

校庭開放に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
子供のサッカーゴール事故例に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
被災世帯への支援に関する調査報告書	385,000 (緊急対応)	令和元年12月7日から同年11日まで
避難行動に関する調査報告書	330,000	令和元年11月20日から同年12月9日まで
台風19号に関する調査報告書	220,000	令和元年10月12日から同年2月9日まで
文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査報告書	330,000	令和2年2月20日から同年3月10日まで

なお、令和元年第5回川崎市議会定例会におけるチーム無所属の代表質疑において、台風19号の検証等に関する質問が行われている。

A社が作成した調査に係る成果物として、上記調査報告書の名目ごとに官公庁等がホームページに登載している資料等を印刷した紙ファイル6冊が提示された。

秋田議員によると、所属会派(チーム無所属)の解散、所属地域政党からも離れることにより、一人で全ての業務を行うことを要するなど、限られた時間の中で同時に複数の質問を立てる必要があったため、後述(イ)の市政報告の作成依頼のほか、A社に継続して複数の調査依頼を行ったとしている。

秋田議員によると、令和元年12月9日に当局から補正予算に関する議案内容の説明を受け、代表質疑を担当するよう命じられたが、原稿提出が同日11日と短期間であり、一般質問において、議長宛て提出するデイスプレイ使用申出書等の期限日と重なっていたため、納期を変更し緊急対応を含む調査を依頼し、金額についてはA社と事前に相談の上、決定したとしている。

また、A社に社員はおらず、一人で業務を行っており、緊急対応については睡眠時間を削りながら、期限内に間に合わせてもらったとしている。

b 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定し、短いものでは数日で調査研究結果を電子データで取得できたとしており、各調査項目の名目ごとに電子データを印刷した紙ファイルを提示している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その調査報告ごとに成果物が提示されており、その金額が著しく高額であるとは認められない。

また、請求人は、秋田議員の調査報告書の内容も問題とするが、調査研究の結果が、議会又は委員会における質問等において明確にあらわれていないことも、そのことは必ずしも市政に生かされていないことを意味するとはいえないものと解される。

なお、政務活動記録票は公開された収支報告書と支出伝票には添付されていないが、このことをもって、直ちに不適正であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

(4) 広報・広聴費について

a 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。
A社は、前記のとおり、18の目的を掲げる法人である(秋田議員提出資料別紙A)。

A社が作成した成果物は、電子データとして納品されているとして、それを印刷した紙ファイル1冊(国会議員や市議会議員の国政・市政報告等を集約したもの)が提示されたほか、秋田議員の市政報告4枚が提出された(秋田議員提出資料別紙D-1~4)。

秋田議員によると、A社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホームページはA社のものではなく、かねてよりの古いブランドとしてのものであるとしている。

秋田議員の市政報告の作成について、A社では調査から作成までを一貫して依頼できることから委託先として選定し、その理由として秋田議員が、「チーム無所属」に所属していた際、難航していた情報の整理についてA社に調査を依頼したところ、きちんとしたエビデンスを提示した上で報告があったため、有益であると判断し、その後の調査や市政報告の作成を依頼するようになったとしている。

A社に支出した金額については、作成前に秋田議員から額を提示し、A社の合意が得られたため決定したもので、請求書や見積書は作成していないとしている。

今回対象となった5件の支出伝票のうち、「相談費」22万円として支出し

たのは、市政報告の作成が初めてであるため、国会議員や他の市議会議員がどのような国政・市政報告を作成しているか調査依頼をしたもので、成果物として、国政・市政報告等を集約した紙ファイル1冊が提示された。

その他の項目である「原稿費」33万円、「構成費」16万5000円、「デザイン費」27万5000円、「修正費」11万円については、所属会派(チーム無所属)が解散したこと、所属地域政党を離れることとなったことによる印刷物のデザインの変更などにより、再作成が必要となり、市のSDGsの取組とひもづけるために修正をしたりしたことによるとしている。

具体的には、当初作成した市政報告を「原稿費」とし、所属会派が解散したことによる修正を「構成費」とし、所属地域政党を離れることとなったことによるデザインの変更を「デザイン費」とし、市のSDGsの取組と連動させるための修正を「修正費」としたとしている。

表に示すと次のとおりである。

支出伝票件名	金額(円)	関係人調査で確認した内容
市政報告 相談費	220,000	他の議員の市政報告を集約したファイル
市政報告 原稿費	330,000	市政報告No.1の作成
市政報告 構成費	165,000	市政報告No.1から会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	市政報告No.1に加筆
市政報告 修正費	110,000	市のSDGsの取組と連動したものを加筆

全体として市政報告の作成費用が高額となったのは、白紙の状態から作成を依頼したためで、印刷物によるポストイティング等は個人情報保護の観点からの疑問やペーパーレス化の実践への課題認識があったことから、印刷物ではなく、ホームページのみに登載することとし、インターネットを利用できない方には個別に印刷して渡しているため、印刷物は存在しないとしている(ただし、関係人調査において、プリントアウトしたものが提示された。)

b 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、令和元年度に市政報告を作成するに当たり、まず過去の国会議員や市議会議員の調査報告書の検討を行い、それを集約した電子データに市政報告相談費として、22万円を支出し、その後、秋田議員の市政報告4種類を作成している。

「相談費」については、成果物が提示されており、直ちに不適切とはいえない。

しかしながら、上記4種類の市政報告の内容は、最初に作成した市政報告(秋田議員提出資料別紙D-1)をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き2段を横書き2段への組替えしたもの(同D-2)、議会質問等を加筆したもの(同D-3)、A4判S型をA4判E型への組替えし、SDGsの絵や評価を加筆したもの(同D-4)であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものととなっている。

以上によれば、上記4種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計55万円のうち、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の1/2相当額である27万5000円の返還請求を行う必要があるといえる。

イ 本間議員

請求人は、広報・広聴費とした支出した124万4780円について、支出先であるB社は、現地において目立った看板などもなく、特別の理由がなければ選定しないような業者であり、また契約金額も高額であるから、業者選定の経緯と金額に不当性がある旨主張している。

以下、本件支出が不当といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって判明した事実は以下のとおりである。B社は、履歴事項全部証明書によると、広告代理業、看板製作、印刷業等を法人の目的としており、所在場所に印刷業であることを示す看板等はないが、インターネット上のサイトにおいて宣伝・広告業を営んでいる会社として記載されている。契約金額については、事前に電話やメールで確認し、原稿の制作に係る経費のほか、製版・簡易校正、刷版、印刷、断裁、折り加工、用紙、納品に係る費用が支出されている(本間議員提出資料3-3、4-3)。

本件支出の対象となった成果物は、《自由民主3月議会号》《自由民主12月議会号》としてタブプロイド判が現物として提出されている(本間議員提出資料5、6)。

本間議員は、市議会議員当選前からB社の評判を聞いていたことから、市議会の補欠選挙の候補予定者に選ばれた際、最初は会議室で打合せをし、以降は電話やメール等の方法により、文案のたたき台と数値等のデータを示し、B社に

広報物の作成を依頼した。本間議員は、各タブプロイド判5,000部について、自身で有権者に渡すなどして配布した。本間議員は、B社の対応のよさや仕事の質の高さが評判どおりであったことから、B社を信頼し、継続して広報物等の制作を依頼しているとのことであった。また、B社では営業方針として、得意顧客とその紹介先の仕事を対象に事業を展開しており、自社の広告は積極的に扱っていかないとのことであった。

(4) 判断

本件支出について、印刷物を発注した際の見積書には見積内容、単価等が詳しく記載されており、B社が受注している作業内容、作業範囲等を考慮すれば、本件支出が不当に高額であるとはいえず、本件支出の対価となるタブプロイド判の印刷物が現実取得して自身で配布しており、その支出が不適切であるとは認められない。

したがって、本件支出が不当であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記(2)ア(イ)については、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由がある認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和元年度に交付した政務活動費のうち、前記2(2)ア(イ)について、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めると、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和3年11月30日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及

ひ議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしほしほ困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出していることとされる以上、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、契約書等を必要としていないが、一般的に契約行為、例えば印刷物の作成においては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、支払請求、支払、受領書の発行という流れが商慣行となっており、政務活動費においても、こうした商慣行に倣って進めることが、透明性の確保、市民への説明責任を果たすことにつながるものと考えられる。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

2021(令和3)年6月23日

請求人

住所 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所内

電話044-211-0121

FAX 044-211-0123

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

第1 請求の要旨

1 秋田恵に対し、政務活動費2,805,000円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

2 本間賢次郎に対し、政務活動費1,244,780円の返還請求権を行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

(1) 秋田恵に対するもの

秋田恵は、令和元年度、調査研究費として、合同会社Mori Laboに対し、2019(令和元)年10月25日付、同年12月10日付、同月16日付、同月20日付、同月22日付、2020(令和2)年3月11日付の請求書(資料1の1～6)に基づき合計1,705,000円を政務活動費から支出した。

また、令和元年度、広報・広聴費として、2019(令和元)年11月21日付、同年12月13日付、同月25日付、2020(令和2)年1月10日付、同月15日付の請求書(資料2の1～5)に基づき合計1,100,000円を政務活動費から支出した。

(2) 本間賢次郎に対するもの

本間賢次郎は、令和元年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、2019(令和元)年9月30日、及び2020(令和2)年3月30日に合計1,244,780円を政務活動費から支出した(資料3の1、2)。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

- 1 2月20日 サッカーゴール事故例に関する調査研究費
一般質問項目として調査依頼したもの
- 1 2月22日 避難行動に関する調査研究費
一般質問項目として調査依頼したもの
- 2 2020年 3月11日 文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査研究費
また、広報・広聴費として支出した、市政報告についての委託の内容は下記のとおりである。
- 2 0 1 9年 1 1月 2 1日 市政報告を作成するにあたっての相談及びアドバイス 2 2万円
- 1 2月13日 市政報告作成のための調査及び原稿作成 3 3万円
- 1 2月25日 市政報告作成のための内容及び全体構成確認 1 6万5千円
- 2 0 2 0年 1 月 1 0日 市政報告のレイアウト及びデザイン 2 7万5千円
- 1 月 1 5日 市政報告内容及びデザイン並びにレイアウト修正 1 1万円

秋田議員は、市政報告を作成するにあたり、相談費、原稿作成費、内容・構成確認費、デザイン費、修正費の各項目ごとに数十万円を支払っており、委託内容に重複部分があると考えられ、不自然・不合理でかつ社会常識的に高額であると認められる。

以上の点を総合的に考慮すると、秋田議員の調査研究費及び市政報告についての支出は、業者の選定の経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費として認められない。

(3) 本間賢次郎に対するもの

本間賢次郎は、令和元年度、広報・広聴費として、株式会社北斗に対し、令和元年9月30日付、令和2年3月30日付で合計1,244,780円の政務活動費の支出をしている。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正性が求められ、運用指針でも「作成業務の委託は、委託先の選定理由及び委託内容を明確にした上で、契約を締結」することが求められている。したがって、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が社会的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

本間議員が印刷等を委託した株式会社北斗は、法人の存在は確認できたものの業務についての広告などは見つけることができず、現地において目立った看板等もなく、郵便受けに社名の表示が認められるだけで(資料5)印刷会社として現認、発見するのは困難な業者であった。したがって、特別の理由がなければ通常は選定しないような業者であり、委託先業者選定の透明性に疑義が感じられる。さらに、その契約内容は、タブロイド版2頁3000部で616,680円であり、非常に高額である。

以上の点を総合的に考慮すると、本間議員の市政報告紙についての支出は、業者の選

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的とする、地方自治法第100条14項に基づき制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派及び議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。政務活動費については「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」(第147回常国会での衆議院地方行政委員長の提案説明)とされており、「議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。」「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第2条抜粋」とされている。

したがって、政務活動費の使用には、強い透明性と適正性が求められる。

(2) 秋田恵に対するもの

秋田恵は、令和元年度、合同会社Mor i Laboに対し、調査研究費として合計1,705,000円、広報・広聴費として合計1,100,000円を支払った。

政務活動費の使用には、強い透明性と適正性が求められ、委託先業者の選定に疑義があり、または委託内容が不自然・不合理であったり、社会常識的に高額であるなどといった場合は、政務活動費としての支出は適当でなく認められない。

秋田議員が調査研究等を委託した合同会社Mor i Laboは、ホームページにパーソナルコンサルタントを掲げるものの、コンサルタントである藤秀彦氏の肩書は占い師である。ホームページには、対面・電話・メールの3種類のセッションによる占いについての内容紹介(あなたが占って欲しいこととお話しただいたいでそれに対して鑑定していきます。)や料金設定が掲載されているのみで(資料4)、およそ政務活動に関する調査研究、及び市政報告紙作成とは無関係である。

秋田議員は、同社に対して下記の調査研究を委託しているが、上記ホームページからは、およそ、政務活動に関する専門的事項について情報を収集・調査し、データ解析・関係法案の整理・課題の抽出を実施して専門的知見・解説を提供・報告することができるとして、合同会社Mor i Laboを、政務活動に関する調査及び市政報告紙

面作成を委託する先として選定した理由に疑義がある。

調査研究委託の内容

- 2 0 1 9年 1 0月 2 5日 台風19号に関する調査研究費
- 1 2月10日 校庭開放に関する調査研究費
代表質疑の日時が直近のため緊急対応
- 1 2月16日 被災世帯への支援に関する調査研究費

請求人の陳述録

今回、監査請求をしたのは、秋田県議員と本間賢次郎議員に関するものです。
まず、秋田県議員ですが、調査研究費及び広報・広聴費として、合同会社Mori Laboという
ところに対して合計280万5,000円を支払っています。政治活動費の総額は540万円です。その
半分以上をこのMori Laboに支払っていることになりました。

私たちが合同会社Mori Laboについてホームページを確認したところ、資料4として添付し
ましたとおり、コンサルタントに当たる藤野氏の肩書は古い前でありまして、掲載されているのは、
知面、電話、メールによる占いの料金です。おおよそ政治活動に関する調査研究を実施することができ
るような会社には見えません。秋田議員が政治活動に関する調査研究を委託する先として、どのような理
由によってこのMori Laboを選定したのか、多岐に疑問を持ちました。

調査研究委託の内容は、推置請求書の3ページに記載したとおりです。項目はいくつかありますが、
公表されているのは、添付しました資料1の1～6にありまして、委託した調査研究の題目、何に
関する調査かという点と、あとは定型的情報収集、調査、データ解析、関係法案整理、課題の抽
出、専門的知見、解説の提供、報告という点です。しかし、この委託内容によれば、当然、調査
報告書の成果物があると考えられます。

川崎市の政治活動費に関しては、支出項目や金額、支出先等が公表されるだけで、成果物を同時に公
表することをしません。よって、今回のように、どのような調査、解析がなされ、どのような資料
が議員に提供されたのか全く分からないため、政治活動費として適正な支出であったかどうか、市民
には検証する方法がありません。そこで、監査請求を申し立て、その手続の中で何らかの成果物が開示
されるであろうことを期待するしか道がないのです。

広報・広聴費についても同様です。Mori Laboのホームページからは、特に市政報告作成に
関するノウハウを持っているようには見受けられません。市政報告を作成するに当たり、秋田議員はど
のような理由によって印刷会社でも出版会社でもないこの会社にデザインやレイアウトを依頼するこ
とにしたのか、明らかにしていたらいいなと思います。

支出の内容についても疑問があります。推置請求書の3ページに記載しましたが、市政報告を作成す
るに当たり、まず、相談、アドバイス料を支払い、次に調査、原稿作成料、それから内容、全体構成確
認料、レイアウト及びデザイン料、最後にそれらの修正料等、5回におわたってそれぞれ数十万円を支払
っています。この結果、どのような市政報告が出来上がったのか、これも成果物の添付が義務づけられ
ていないため、分かりません。したがって、私たちはこれについても監査請求を申し立てざるを得ませ
んでした。

次に、本間賢次郎議員についてですが、本間議員は広報・広聴費として株式会社北斗に対して合計1
24万4,780円の支出をしている、このことを私たちは問題にしています。
株式会社北斗については、資料5として写真を添付しましたが、郵便受けに株式会社北斗という表示
があるのみです。この外見からは、印刷会社であることを認識できません。本間議員はどのような理
由によって市政報告の作成を依頼する会社として北斗を選定したのか、疑問を持たざるを得ません。
また、その金額も、タブロイド判3,000部で61万6,680円ですから、1部当たり205円を
超えます。

私たちかわさき市民オンブズマンが全市民議員の印刷費を調査したところ、平成30年度の中央値は
1部当たり、72円でした。この数値からも、本間議員の205円というのは相当に高額であるとい
うことが見てとれるのですが、これについても出来上がった市政報告が添付されていないため、実際の
ところは明らかになりません。そのため、これも政治活動費として適正な支出であることを確認するこ
とができないので、監査請求を申し立てた次第です。

以上のとおりですが、監査に当たりましては、秋田議員からの事情聴取を行うだけでなく、調査研
究報告書や印刷物等の成果物の写物をぜひ検証していただくことを要望いたします。
続いて、秋田議員のMori Laboに関する支出について、補足してお話しさせていただきます。
我々の調査により、合同会社Mori Laboは占いの会社です。です。で、サービスの中
身を核討させていただきましたが、提供されているサービスとしては古いしと考えられません。とい
うことになれば、秋田議員が支出されている調査研究費や広報・広聴費という名目を出されていますが、
実質的にこの中身が占いに充てられている費用だということであれば、これは項目を偽った支出ということにな
りますので、このような支出は全く違法なものです。

また、仮にこの古い占いが、例えば台風19号に関することだとわか、校庭開放に関する項目に関わるも

定の経緯、金額に不当性があり、政治活動費として求められる透明性・適正性に反する
ため、その支出は認められない。

3 川崎市長の怠る事実について

川崎市長は地方自治法第148条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行する
ことになっており、加えて同法第149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得
し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。

また、「川崎市長の政治活動費の交付等に関する条例」第5条は市長の交付決定権を
定めるとともに、第13条は市長に対し、「会派又は交付対象議員における政治活動費の
支出がこの条例及びこの条例に基づく規則に基づき規則の定めと違反したものであると認めるときは、
当該交付の決定の全部または一部を取り消し」と市長の潜在的調査権につき定め、さらに
第14条では交付の決定を取り消したときの返還命令権について定めている。

したがって、市長はその提出された取支報告書が適正であるかどうかについて調査し、
問題があれば決定を取り消し返還命令権を行使する責務を有する。

しかし、川崎市長により政治活動費の支出が適正に調査された形跡もない。

川崎市長は、政治活動費の支出を適正にする義務を怠り多額の違法支出の存在を放置
しており、財産管理を怠る事実の存在は明らかである。

4 請求者

請求者「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市や市議会の行政運営に対し、自意的な
市民意識を大切にし、住民自治を発展させ、公正で活力ある社会の実現をめざし1997
年に結成された市民団体であり、川崎市の行政運営に対するチェック機能の問題点と
今後のあり方について、行政監査、議会等につき市民的チェックの視点から調査、研究し、
種々な提言を行い、川崎市内各地域に行政監視のネットワークを広めることを主な活
動内容とする団体である。

5 地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な措置を請求
する。

添付資料

- 資料1の1～6 秋田県議員の調査研究費にかかる請求書及び支出伝票
- 資料2の1～5 秋田県議員の広報・広聴費にかかる請求書及び支出伝票
- 資料3の1、2 本間賢次郎議員の広報・広聴費にかかる請求書及び支出伝票
- 資料4 合同会社Mori Laboのホームページ
- 資料5 株式会社北斗の外観写真

別紙 3

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - 第100条
 - 1から13 省略
 - 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
 - 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
 - 16 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
 - 17 以降 省略
- 2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年条例第11号）

（趣旨）

 - 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。（会派及び議員の責務）
 - 第2条 会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実にし、議会の活性化に資することを目的として、これを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。
 - 第3条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。
 - 2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000円又は50,000円のうち各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
 - 3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000円とする。
 - 4 第2項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。（交付の方法）
 - 第4条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。
 - 2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。
 - 3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。
 - 4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じたもののみとする。
 - (1) 議員の任期満了
 - (2) 議員の解職
 - (3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名
 - (4) 議員の所属会派からの脱会又は除名
 - (5) 会派の解散
 - (6) 議員の会派への加入
 - 5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。
 - 6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第1項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、この限りでない。

ののだとしても、それはあくまで占いでありますので、調査研究としては取り扱うことはできない内容になつていきます。また、政教分離の関係からしても、占いは行為が政務活動に関係するといふのはどうも言えるものではございませんので、政務活動に関連しない支出についてこれに支出しているといふことになりまふうに思慮しておりますので、そのあたり実態どりのような内容の調査研究が行われ、どのような内容のサービスの内容を受けられたのかという点について重点を置いて調べていただきたいと思います。以上です。

第13条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づき規則で定められたものと認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

第14条 市長は、前条の規定により、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

第15条 議長は、第11条第1項及び第2項の規定により取支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第8条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該取支報告書等を一般の閲覧に供しなければならず、この場合において、当該取支報告書の写しの請求があつたときは、その写しを交付しなればならない。

2 前項の規定による取支報告書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第1項の規定による取支報告書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第1項の規定により取支報告書を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（準用）

第16条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であつた者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあつては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員が死亡した場合にあつては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなつた年度」と、「毎年4月30日までに」とあるのは「連やかに」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であつた者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあつては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であつた者（交付対象議員が死亡した場合にあつては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替へるものとする。

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

（交付の申請及び決定）

第5条 会派の代表者（所属議員が1人である場合にあつては、当該議員をいう。以下同じ。）及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

（変更の届出）

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

（増額の申請及び決定）

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

（減額等の決定及び通知）

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかにかつ該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しなかったときは、この限りでない。

（経理責任者の設置等）

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動（調査研究、研修、広報、広聴（市民相談を含む。）、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。）に資するため必要な経費に充てて交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

（収入及び支出の報告等）

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書（以下「取支報告書」という。）を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により取支報告書を提出する場合には、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による取支報告書及び領収書等の写し（以下「取支報告書等」という。）の提出があつたときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

（剰余金の返還）

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

（交付の決定の取消し）

経費の区分	内容	支出できる経費	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等	講師謝礼、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等	講師謝礼、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等	印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等

第9条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書提出しなければならない。

(支出の手続及び書類の保存期間)

第10条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を提出しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を複製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

第11条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

第12条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

第13条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

第14条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第15条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日(以下「休日」という。)

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

第16条 条例第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について適用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

4	要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体が開催する意見交換会等各種会議に参加するに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年規則第16号)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の実施のための必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(交付日)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日に当たる場合は、休日の前日を交付日とする。

(指定日)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第1号様式の2)によるものとする。

(更新)

第5条 条例第6条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第2号様式)によるものとする。

(減額)

第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費減額交付申請書(第3号様式)によるものとする。

(決定)

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(請求)

第8条 条例第9条第2項の規定による通知は、政務活動費減額交付決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(請求書の提出)

第9条 条例第10条第2項の規定による通知は、政務活動費収支報告書(第7号様式)によるものとする。

(請求書の提出)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

(請求書の提出)

第11条 条例第12条の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

(請求書の提出)

第12条 条例第13条の規定による取消しは、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書提出しなければならない。

(請求書の提出)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書提出しなければならない。

(請求書の提出)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書の提出は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書提出しなければならない。

(請求書の提出)

第15条 条例第15条第1項の規定による収支報告書の提出は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書提出しなければならない。

(請求書の提出)

3 川 監 公 第 9 号

令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年7月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

(別紙)

3川監第449号
令和3年8月19日

金屋隼斗様

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

川崎市職員措置請求について(通知)

令和3年7月2日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果**第1 監査委員の除斥**

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付**1 請求の内容**

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月2日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施**1 請求人の陳述**

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

なお、別紙2には、陳述を同時に行った政務活動費に係る監査結果(令和3年8月19日付け3川監第447号)の内容を含む。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月30日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものである。川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(7) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(4) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(4) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが浑然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(4) 執行にあたっての原則

政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、用途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等にも努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数に乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関する調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼金、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費 会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するの報酬・日当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費 消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) 交付申請手続 (条例第5条第1項)
政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (8) 交付決定 (条例第5条第2項)
市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (9) 支出請求 (規則第3条、第8条)
会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (10) 政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)
政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。
- (11) 収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録簿(写し)等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

- (12) 剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)
交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。
- (13) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)
議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。
- (14) 収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)
議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。
- (15) 関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)
会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。
- (16) 秋田恵議員 (以下「秋田議員」という。) による支出について
請求人が対象としている令和2年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。
 - ア 広報・広聴費として、武中桂 (以下「X氏」という。) に対し、令和3年3月26日付けで294,571円を支出した。
 - イ 調査研究費として、合同会社Morilabo (以下「A社」という。) に対し、令和2年6月29日付け、同年7月30日付け、同年10月15日付け、同年12月21日付け、同年12月22日付け及び令和3年3月11日付けで合計3,630,000円を支出した。

2 監査委員の判断

- (1) 政務活動費の性格について
法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充

実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならぬ」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と解される。(最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容についての透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 個人に支出した広報・広聴費について

請求人は、令和3年3月26日付け29万4571円の広報・広聴費の支出について、支出先であるX氏がホームページ作成や管理に関する専門家ではなく、私的流用の疑いがあること、管理費を1年後にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないようなホームページ管理委託契約を交わしていると考えられること、当該ホームページは、秋田議員が代表者である政治団体「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」のホームページであることから、按分すべきこと、議会発言は2020年6月23日の一般質問、市政情報は2019年の市政報告を最後に投稿されていないことから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。支出伝票によると、上記広報・広聴費については経費を按分することなく政務活動費が充てられている。

秋田議員によると、X氏に自身のホームページの管理を依頼しており、契約書は作成されていないものの、X氏は、ホームページ作成及び管理の技術を習得し、事業ホームページの作成や管理を行っていることから、技術力には問題はないこと、また、ホームページについては、秋田議員のSNSと連動しており、随時新しい情報に更新しているとのことであった。

令和元年度は1/3の按分としていたが、これは政務活動のほか、政治団体「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」、地域政党あしたのかわさきき活動の考慮したものであり、令和2年度はこれらの活動に関する記述を全て削除したこ

とから、按分を行わないこととしたとしている。

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員とX氏との間に、契約書等は作成されておらず、具体的な契約内容が不明であるが、秋田議員のホームページが存在し、この情報を維持管理する費用として一定額の支出が必要であることは認められる。

したがって、上記広報・広聴費の支出として、契約書等を作成しておらず、その経緯について十分に説明責任を果たしているとは言えないものの、これを直ちに不適正とまで認めることは困難である。

令和3年8月10日にホームページを調査したところ、「当ウェブサイトは、秋田めぐみと“川崎の魅力”を伝える会(以下「当会」)の事業内容等を紹介するサイトです」との記載があるが、このページは個人情報情報の保護等に関するプライバシーポリシーを記載したものであり、活動内容を記載したものではないことから、直ちに按分を要するとまでは認めるとは困難である。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

イ 調査研究費について

請求人は、合計363万円の調査研究費の支出について、その支出先であるA社は、そのホームページに占いにに関する記載があるのみで、調査研究に関する専門的知見、情報収集力、調査やデータ解析、関係法案の整理、課題の抽出、解説の提供などをすることができるとは考えられず、政務活動に関する調査研究の委託先として選定した理由に疑義があり、また、金額も高額であることから、政務活動費に求められる透明性、適正性に反し、当該支出は認められない旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、履歴事項全部証明書によると、占いのほか、人材育成、企業戦略の立案など18の目的を掲げる法人である(秋田議員提出資料別紙A)。

調査研究については、秋田議員は、A社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼1件当たり100万円以内で5万円単位と定められている(秋田議員提出資料別紙B-2)。

令和2年度に実施した調査の内容は次のとおりである。

支出伝票件名	金額(円)	支出日
--------	-------	-----

コロナウイルスに関する調査研究費	440,000	令和2年6月29日
保育料の日割り計算に関する調査研究費	330,000	令和2年7月10日
屋上緑化に関する調査研究費	440,000	令和2年10月15日
ペーパークーや車いすの市バス利用に関する調査研究費	440,000	令和2年12月21日
脱炭素戦略(EVモビリティ)に関する調査研究費	440,000	令和2年12月21日
子ども・子育て支援情報システムに関する調査研究費	660,000	令和2年12月22日
コロナフロンティアに関する調査研究費	440,000	令和3年3月11日
預金差押えに関する調査研究費	440,000	令和3年3月11日

なお、令和2年第4回川崎市議会定例会において、保育園の日割り計算に関する質問、令和2年第6回川崎市議会特別委員会において、屋上緑化に関する質問、令和2年第6回川崎市議会定例会において、ペーパークーや車いすの市バス利用及び脱炭素戦略に関する質問、令和3年第1回川崎市議会定例会において、国民健康保険滞納者の差押預金口座の取りに関する質問が行われている。

秋田議員によると、A社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホームページはA社のものではなく、かねてよりの古いブランドとしてのものであるとしている。

秋田議員の市政報告の作成において、A社では、調査から作成までを一貫して依頼できることから委託先として選定し、その理由として秋田議員が、「チーム無所属」に所属していた際、難航していた情報の整理についてA社に調査を依頼したところ、きちんとしたエビデンスを提示した上で報告があったため、有益であると判断し、その後の調査等を依頼するようになったとしている。

また、金額については、A社と事前に相談の上、決定したとしている。

(イ) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査研究を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その金

額が著しく高額であるとまで認めることは困難である。

したがって、本件支出が違法であるとの請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各支出について違法若しくは不当と認めることはできないから、請求人の上記主張はいずれも採用できない。よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

調査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件使用基準に合致するか否かについては、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしづらい困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出していることとされる以上、支出が本件使用基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和3年7月2日

請求人

【住所】 (省略)

【氏名】 金星 集斗

第1 請求の要旨

秋田恵 (あきためぐみ) に対し政務活動費3,924,571円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これら行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

①秋田恵 (あきためぐみ) は令和2年度、広報・広聴費として、武中桂に対して、令和3年3月26日付で294,571円(資料1)を政務活動費から支出した。

②秋田恵 (あきためぐみ) は令和2年度、調査研究費として、合同会社Morri Labo に対し、令和2年6月29日付、同年7月30日付、同年10月15日付、同年12月21日付、同年12月22日付、令和3年3月11日付の請求書(資料2)に基づき合計3,630,000円を政務活動費から支出した。

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例において、会派および議員の責務として「議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならぬ」とされている。政務活動費の運用指針において、執行にあたる原則では「政務活動費が公益であることから、使途内容等についての透明性確保が求められるため、会派および交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票および活動記録票における説明の充実等に努めること」とされている。

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものであり、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

① 個人である友人に支出する広報・広聴費について

秋田議員は、当選前に作成した「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」(神奈川県政治

団体名簿に登録) 政治団体のホームページ (https://www.akitamegumi.com) の管理費として2020年4月～2021年3月に毎月3万円の合計金額360,000円から自己負担額の65,869円を差し引いた金額の294,571円を政務活動費の広報・広聴費として武中桂氏に振分することなく全額支出している。

しかし、ホームページ管理費の支出先は、会社ではなく秋田議員の友人である武中桂氏個人ですが、経歴や職業を見る限りホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、私的流用の疑いがある。

また、管理月から1年後にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないようなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられる。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

② 占いに前払った広報・広聴費について

秋田議員が政務活動費の調査研究費から多額の支出をしている合同会社Morri Labo (https://www.morrihidehi.co) のホームページを確認したところ、占いに関することが記載されておらず、料金設定は『対面セッション占い1時間6万円』『電話セッション占い10分1万円』『メールセッション占い5分5千円』の3つの高価な占い料金のみしか記載されていない。

そして、合同会社Morri Laboへの支出伝票は全部で8枚(図1)あるが、全てが占い設定金額とびつたし当てはまり、ホームページは企業にとつて額であるが、そこに占い料金以外の金額や項目は何一つないとすれば、占いに使ったと考えるのが妥当である。

実施年月日	秋田議員が占い師へ支払った項目と金額	調査研究費
2020.6/29	コロナウイルスに関する調査研究費	44万円
2020.7/10	保育料の日割り計算に関する調査研究費	33万円
2020.10/15	屋上緑化に関する調査研究費	44万円
2020.12/21	ベビーカーや車いすの市バス利用に関する調査研究費	44万円
2020.12/21	脱炭素戦略(EVモビリティ)に関する調査研究費	44万円
2020.12/22	子ども・子育て支援情報システムに関する調査研究費	66万円
2021.3/11	コロナワクチンに関する調査研究費	44万円
2021.3/11	預金差押えに関する調査研究費	44万円
	合計金額	363万円

図1

秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を委託する議員(青木のりお氏)がい

るので比較させて頂くと、青木議員が委託する会社は、事業概要に政策支援やシンクタンクを記しており、弁護士を始め各分野の施策立案や調査に経験豊富な専門的メンバーが多数在籍している会社であることがホームページからみてわかる。(資料3)

一方、秋田議員が委託する合同会社Morri Laboは、ホームページをみても占いにに関する内容が記載されているのみで、代表者の肩書も占い師である。

それだけでなく、両者が委託した金額を比較しても秋田議員は高額なのがわかる。(図2)

秋田議員と青木議員の委託内容についての比較	
秋田議員	青木議員
政策支援の専門会社	でない
委託費用	約6万円
調査内容	複数の調査でも同一料金

図2

したがって、合同会社Morri Laboは、これらの調査研究に関する専門的知見・情報収集力・調査やデータ解析・関係法案の整理・課題の抽出・解説の提供などを行うことができるとは考えられないため、政務活動に関する調査研究の委託する先として選定した理由に疑義がある。

以上の点を総合的に考慮すると、事業者を選定した経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費に求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

(3) 結論

以上、上記の支出は、政務活動費として支出できないため、返還を求めた請求に及んだ。

3 請求者

請求者である金屋圭斗が代表を務める団体(NPO法人国民の健康と生活を守る会)宛に川崎市議会議員の政務活動費の不正を疑う情報提供があったから調査することになった。調査した結果、秋田議員の政務活動費は不適切な支出を多数発覚したため、一刻も早く不適切な事業者への公金流出を防止したく監査請求を起した。

添付資料

資料1 秋田議員が広報・広聴費として武中桂氏へ支出した支出伝票および領収書

資料2 秋田議員が調査研究費としてMorri Laboへ支出した支出伝票および領収書

資料3 秋田議員と比較する青木議員の支出伝票

別紙2

請求人の陳述録

まず、秋田議員が、政務活動費が私たちが市民の税金であることを十分理解できていないと、考えています。現在、東京都議会議員の法令違反の取扱いが、世論では大変問題視されていますが、秋田議員は、自身の法令違反や様々な不適切な支出に関して、市民の皆様へ説明をすべきだと思います。

私が不適切だと主張する項目が8項目ありますので、早速、順に陳述いたします。

まず、人件費の問題についてです。

政務活動費の運用指針では、雇用に当たっては労働基準法を遵守しなければならぬとありますが、令和2年3月31日までに一括で支払われているため、労働基準法第24条第2項の「賃金は、毎月1回以上、一定の期日をもって支払われなければならない。」に違反しています。また、9か月後に払う日給までは、令和2年3月31日に勤務した人件費は当日払いをされているため、そもそも労働基準法第15条の賃金の締切り、支払いの時期に関する事項を明示することになっているにもかかわらず、違反しているのではないのでしょうか。

また、政務活動費の運用指針には、被雇用者の職員雇用履歴台帳、源泉徴収票、賃金台帳、出勤記録、社会保険関係書類を議員が保管することになっていますが、これらの提示を再三にわたって求めましたが、秋田議員は応じないため、たとえこれらの書類を監査委員が求めたとしても、秋田議員が提示したとしても、もとも存在せず、新たに作成したものと捉えて監査していただきたい。

秋田議員を除くほかの議員の人件費は、政務活動費の補助以外の業務を混合するとして、被分、時給単位で細かく支払い、勤怠表を添付し、毎月きちんと支出されていますが、秋田議員は被分せず、時給でなく日給1万円の間接は不明、勤怠表の添付がない。そして、労働基準法に違反して年1回の後払いです。

この件につきましても、私はこう推測しています。そもそも、9か月間の給料が未払いなのに働き続ける人間がいるのでしょうか。これは、政務活動費の返還を免れるため、実際に行っていない人件費を年度末の最終日である3月31日にまとめて計上したとしか考えられません。また、秋田議員は、チラシの作成、配布やホームページ更新もほとんどなく、高額な事務所には看板が一切ないため、市民への対応も一切ないのに、現に、私がメールや手紙を送っても無反応です。

以上のことから、秋田議員と被雇用者との雇用関係は、日給1万円での勤怠表の添付や被分をしない不透明な会計処理であり、初勤務から約9か月間も給料が支払われていない、労働基準法に違反した雇用契約であります。よって、税金が元である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、秋田議員は労働基準法に違反している不適切な雇用契約をしているため、人件費は不当であり不適切なため、返還を求めます。

次に、個人である友人に支出した調査研究費は、領収書に宛て名が記載されていません。政務活動費の運用指針の36ページには、領収書受理等の処理の主な注意点において、宛て名に交付対象の議員の名前を記載することを求めています。これも守られていません。また、委託先は秋田議員の友人であり、今回の支出と関連性がない職業をされており、川崎市に関する資料作成を専門家でない遠方の友人に委託し、政務活動費から支出することは、私的流用であります。そもそも、調査研究の委託先が友人でもなく、息子の個人であります。公金の支出先としてふさわしくありません。万が一、こちらが認められるのであれば、遠方に住む全く無関係な職種の飲食店や上七業の友人に調査研究を依頼し、この調査研究費から支払うことも可能ということになります。運用指針を守らない友人個人に支払ったこの調査研究費は不適切なため、返還を求めます。

次、ホームページ管理費についてです。

秋田議員は、当選前に作成した秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会、こちらは政治団体登録してあります。政治団体のホームページの管理費として2019年5月から2020年3月まで毎月1万円を政務活動費の広報・広聴費として友人に支出しています。しかし、こちらのホームページは、2019年5月から2020年3月の間は1度しか更新されておらず、政務活動費及び市政に関する内容はありませ

んでした。

そして、ホームページ管理費の支出先は前件同様、遠方に住む秋田議員の友人個人であり、経歴や職歴を見る限り、ホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、こちらも私的流用です。また、こちらも人件費同様、2020年5月から管理していることになっていますが、10か月後の2020年1月31日にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではあり得ないようなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられます。そもそも、10か月間も委託費が未払いなのに委託を続ける事業者がいるのでしょうか。そのために、政務活動費の返還を免れるためにまとめて計上したとしか考えられません。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

また、令和元年は不適切ながら3分の1を被分していますが、令和2年度はなぜか被分もせずに出しています。こちらは先日、追加で証拠書類を提出しましたが、こちらの取次報告書に記載されているURLは、政治団体である秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会のホームページのため、適切な被分する必要があります。

ホームページの出身について、更新や投稿されるページは、議会発言及び市政情報の2つですが、議会発言は2020年6月28日の一般質問を最後に投稿されていません。また、市政情報は2019年の市政報告を最後に投稿されていません。よって、2020年4月から2021年3月までの期間、この政治団体のホームページを管理費として秋田議員の友人個人に毎月3万円を政務活動費から支払っています。2020年6月23日以後9か月間、更新または投稿されないホームページの一体何を管理する必要があるのでしょうか。当然ながら不適切なため、全額返還もしくは令和2年度は被分しての返還を求めます。

次に、研修費及び人件費について。

秋田議員は、2020年2月22日に愛知県で行われたSDGsフォーラムの交流会に同行者をつけ、同行者の交通費2万円、600円及び人件費1万円5,000円の合計金額3万円7,600円を政務活動費から支出しています。政務活動費の運用指針において、研修費の議員以外の参加者は、政務活動の補助者は必要限度において支出可能とはなっていますが、この交流会において第三者が同行する必要性が全くもって理解できません。なぜなら、この交流会のプログラムの見ると、開催時間は1時半から6時、途中休憩30分あり、たった4時間の交流会です。たとえ秋田議員に1人で講義を聞いて理解する能力がない場合であっても、講義内容をボイスレコーダーで録音して、後日補助者に聞いてもらえばよいだけで済みます。また、人件費として1万円5,000円を補助者に支払っていますが、時給換算すると時給3,750円とかなり高く、非常にも高額であり、人件費1万円5,000円とした根拠も不明であります。また、同時期に関東ESDにおいても東京渋谷区SDGsフォーラムが開催されているため、同行者を引き連れて愛知県まで行くのは、観光目的の私的流用と疑いざるを得ない。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

次に、事務費についてです。

秋田議員以外のパソコン購入代を調べると、政務活動以外の使途も予測して2分の1から3分の1の被分がされていますが、秋田議員は被分をされていません。デスクトップでないノートパソコンまたはラベルライターは控室用として政務活動費から全額支払っていますが、両方とも持ち運び可能で、政務活動以外に使うことが十分可能であるため、政務活動以外では使わない明確な区分けが不能の場合は被分すべきではないでしょうか。

また、秋田議員が政務活動費で購入したノートパソコンは最上位機種ですが、政務活動のみで使用するパソコンを最上位機種にする必要は全く理解できません。よって、これらは被分が必要であるため、ノートパソコン及びラベルライターへの50%被分の差額の返還を求めます。

次に、高額過ぎる莫大不明な事務所費について。秋田議員が政務活動費から支出している事務所費は、ほかの議員の事務所費と比較すると2から4倍の高額な資料です。「最少の経費で最大の効果をあげる」、地方自治法第2条14項とは真逆な最大な経費を費やした事務所であります。また、川崎市議会の政務活動費の運用指針において、事務所の賃貸料は事務所としての形態を有無、備品の内容などを総合的に考慮して判断すると定められていること、表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容などを総合的に考慮して判断すると定められていることから、政務活動費から事務所費として支出できる事務所の形態は、市民が外観等を見て政務活動事務所として分かる事務所であることが前提です。しかし、秋田議員の政務活動事務所は、入居から1年半以上経過しているのに、外観及び郵便ポストに何一つとして事務所の分が分かる表札及び看板がないどころか、事務所入り口及び側面には意味不明なC i f e rと大きく書かれた看板があり、市民の誰もが政務活動事務所であると認識ができません。

また、令和2年度では、秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を青木議員も委託していましたが、青木議員が委託する会社は事業概要に政策支援やシンクタンクを記載しており、弁護士をはじめ各分野の施策立案や調査の経験豊富な専門のメンバーが多数在籍している会社であることがホームページから見て分かります。一方、秋田議員が委託するMorri Laboは、ホームページを見ておくと、お問い合わせの履歴や過去の報告書も公開されています。また、代表者の肩書も「代表者」として、商社が委託している点も注目されます。秋田議員は、複数の調査の専門外の会社で依頼して66万円(111倍)です。依頼した金額を比較しても、秋田議員は高額過ぎます。青木議員は、複数の調査の専門の会社の会社に依頼して6万円。秋田議員は、1つの調査を政策支援の専門外の会社に依頼して66万円(111倍)です。以上ことから、調査研究費としてMorri Laboを選定した経緯、委託内容、金額に不当性があ

り、職務活動費に求められる透明性、適正性に反するため、返還を強く求めます。また、広報・広聴費として合計金額110万円をMorri Laboへ支出していますが、通常の印刷業者であれば1つの請求書に入れる項目であるのに、5つの請求書に分けていることも不可解です。そして、市政報告相談費として2万円も支払っていますが、アドバイスをもらっただけで当初仕給の平均月給を上回る料金を支払うことには理解ができません。

こちら備考欄に市政報告の作成の相談やアドバイス、市政報告作成の注意点、市政報告実例紹介及びアドバイスなど、わけの分からないこと(2万円払ったのに2万円払っていませんが、なぜ現職の川崎市議会議員が速方に住む議員経歴のない古い師の方に市政報告に関するアドバイスをもらう必要があるんですか。また、なぜ川崎市に住む現職議員が川崎市に住んでいない議員経歴のない一般の人に川崎市の市政報告に関するアドバイスをもらう、税金が元手である職務活動費から支払う必要があるんですか。はつきり言うて、めたくちや私には理解ができません。こちらも議会事務局に相談すれば無料ではないでしょうか。そして、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいないことも不可解に感じましたため、秋田議員へ2020年7月31日にメールで、2021年5月21日に内容証明書にて、いずれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めましたが、拒否されています。

また、監査委員から提示を求めた秋田議員が提出した場合であっても、市民に対して再三にわたりに提示しなかつたことから、急遽作成した可能性が考えられます。この辺も考慮して監査していただきたい。最後によろしいですか、この件につきましても、私以外にもたくさんの方々の市民の方々の情報共有してありますが、全員が公益である職務活動費の支出として不適切な支出であり、古い使った以外は考えられないと察しています。かわさき市民オープンアズマンの方々も同様に考えているので監査請求が2枚出されたいです。

私はこの1年間、多大な労力、時間、お金を費やして監査請求をしました。公平公正な監査をお願い申し上げます。

これらの高額な事務所には配達証明書つき郵便物を送付しましたが、市民からの郵便物を受け取ることさえもしない事務所であることも判明しています。

そして、この高額な事務所の外観はバルコニー・神蔵のような外観で、外からは中が見えないような大きな紫色のカーテンやパーティションで目隠しをしており、床は大理石のため、見た目は職務活動事務所というよりも占いの館もしくは美容室です。

また、この高額な事務所から徒歩10分の川崎市議会には秋田議員専用の控室がありますが、これまで秋田議員が職務活動費の事務費から支出している中から高額な事務所用と議会控室用の2つに分けており、これらをまとめてみました。まず、高額事務所用として購入されたものは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵の小型ホームシアターと明記されたプロジェクト機のみです。一方、議会控室用として購入したのは、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、コレクター、4枚木製ラック、これらを控室にて職務活動に使用と支出伝票に明記されています。これら高額事務所用と控室用にそれぞれ購入した備品を客観的に見ると、ソファとホームシアタープロジェクト機を常備している高額事務所にも、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、コレクター、4枚木製ラックを常備している議会控室が秋田議員の職務活動事務所の役割を担っていると考えられます。

そのため、市民に所在地を明かささない高額事務所の存在価値が疑問であります。なぜなら、職務活動で主に使われているのはノートパソコンやラベルライターですが、こちらは先ほど事務費についても申し上げたように、議会控室専用として按分せずに全部職務活動費から支払っているの、議員控室以外では原則使用しないことになっているはずですが、そして、高額な事務所にはセパレートソファとホームシアタープロジェクト機が職務活動費から購入していないため、この事務所は別の用途で使用されている事務所ではないでしょうか。

また、職務活動費の運用指針によれば、事務所としての形態を備えていない場合は、事務所賃貸料を職務活動費から支出することは認められないと定めているため、こちらの事務所料の返還を求めます。最後に、古い頃に支出した問題についてです。

秋田議員が多額な職務活動費を支払っているMorri Laboのホームページの中身を私は添付資料としてたくさん添付しています。URLも記載しているので見ていただければいいかと思いますが、秋田議員はMorri Laboが設立してからの数週間後から多額な職務活動費をこちらに支払っていきながら不信を感じ、2020年7月3日に所在地を訪問しましたが、所在地はMorri Laboと分かる表札及び看板等は何一つありません。

ホームページといえば事業の額ですが、そこには古いに関することしか記載されておらず、料金設定は、対面セッション1時間6万円、電話セッション10分1万円、メールセッション15分5,000円の3つの高額な料金のみです。そして、このMorri Laboへの支出伝票は、令和元年度と2年度を合わせて全部で19枚ありますが、全てが古い設定金額の最小単位と合致しているため、どう考えても古い以外に使用したと考えるのには無理があります。さらに、事業者代表の肩書は古い師、そしてパーソナルコンサルタントですが、パーソナルコンサルタントは、心の痛み相談に使われる用語です。調査研究費として14種類の様々な問題の調査依頼を受けていることが、この事業者が全ての問題や課題に精通している人物であり、データ解析、関係法案の整理、専門的知見を提供できるとは考えられません。

そして、細かな話をさせていただきますが、2019年12月16日の被災世帯への支援に関する調査研究費は、備考欄に「代表質疑の日時が直近のため緊急対応」と記載してあり、緊急で対応したことで10万円も支払っていますが、一般社会では、下請会社はこの資料を提示しただけで2年間必要とされている職務活動記録簿をいずれも支出伝票に添付していません。調査研究費だけで2年間で合計約533万円支払っていますが、これら全てで調査した結果の資料を提示してほしいです。こちらは1枚1,000円ほど計算すると5,330枚ほどの調査資料となるかも知れませんが、全てを提示してほしいです。中には、1つの調査研究費で66万円と高額な金額を支払っているものもありますが、これだけの金額を支払い、ホームページほどの調査した資料では、当然納付ができません。

これらの調査研究費において成果物が存在しないことも大変問題だと思いますので、成果物を全て公開または提示していただきたい。

秋田議員は14種類の調査研究費を高額で支出しているにもかかわらず、支出内容を明確にするため必要とされている職務活動記録簿をいずれも支出伝票に添付していません。調査研究費だけで2年間で合計約533万円支払っていますが、これら全てで調査した結果の資料を提示してほしいです。こちらは1枚1,000円ほど計算すると5,330枚ほどの調査資料となるかも知れませんが、全てを提示してほしいです。中には、1つの調査研究費で66万円と高額な金額を支払っているものもありますが、これだけの金額を支払い、ホームページほどの調査した資料では、当然納付ができません。

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手続及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(政務活動費収支報告書)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

(収支報告書の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

3 川監公第10号

令和3年8月26日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年6月30日付けをもって受理した受理した標記の
請求について、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づ
き監査を実施しました

ので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

(別紙)

3川監第465号
令和3年8月26日

NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋隼斗 様

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

川崎市職員措置請求について (通知)

令和3年6月30日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、市が各務雅彦議員及び吉次直美議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行使するよう川崎市長に対し催告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月30日付けでこれを受理し、監査対象局を議会議とした。

第3 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

- 1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認められるものである。
- 2 本件措置請求については、財務会計上の行為のうち、財産の管理を怠る事実について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。
- 3 監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない旨、法第198条の3第1項に規定されていることから、監査委員の中立性は法律により義務付けられており、その趣旨に沿って努力しているところである。
- 4 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められず、法第252条の43第9項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局を議会議として監査を実施することとした。

締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。
 さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

- (4) **実費弁償の原則**
 政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。
- (5) **按分による支出**
 会派及び議員による、「調査研究その他の活動」(政務活動)と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となって行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかでない場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適当であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものと考ええる。

(6) **執行にあたっての原則**
 政務活動費の用途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ **政務活動費の交付対象と充てることができる経費**
 政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。
 政務活動費を充てることができている経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市会場借上料、委託料、講師謝	

第4 **監査の実施**
 1 **請求人の陳述**
 監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月4日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会議長の立会いがあった。
 請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 **関係人調査**
 法第199条第8項の規定に基づき、令和3年8月4日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。
 関係人調査の対象は、各務雅彦議員及び吉次直美議員とした。

3 **監査対象事項**
 本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第5 **監査の結果**
 1 **前提事実の確認等**
 関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) **政務活動費について**
ア 概要
 政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動の充実に、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針(以下「指針」という。))」によると、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められる。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。
 (7) **政務活動について**
 普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の

	の事務、地方行政等に関し て調査研究をするのに要する 経費	礼、食糧費、印刷製本費、消耗 品費、資料購入費、旅費、バス 等借上料、出席負担金等
2	研修費	会場借上料、委託料、講師謝 礼、食糧費、印刷製本費、消耗 品費、資料購入費、旅費、出席 負担金等
3	広報・広聴費	会場借上料、印刷製本費、ホ ムページ等製作費、食糧費、送 料、旅費等
4	要請・陳情活 動費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会場借上料、委託料、食糧費、 印刷製本費、消耗品費、資料購 入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	印刷製本費、委託料、図書雑誌 購入費、新聞購読料、データベ ース利用料等
7	人件費	報酬・日当、交通費、社会保険 料等
8	事務費	消耗品費、事務機器・備品等賃 借料、事務機器・備品等購入 費、電話料、送料等
9	事務所費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

- (7) **交付申請手続 (条例第5条第1項)**
政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。
- (4) **交付決定 (条例第5条第2項)**
市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。
- (4) **支出請求 (規則第3条、第8条)**
会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。
- (4) **政務活動費の活用、整理・調製 (条例第9条、指針)**
政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理(支出伝票に貼付等)、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。
- (4) **収支報告書等の提出 (条例第11条、指針)**
会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表(写し)、支出伝票(写し)、領収書等(写し)、政務活動記録票(写し)等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。
- (4) **剰余金の返還 (条例第12条、規則第11条)**
交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。
- (4) **議会局による点検・確認作業、閲覧準備等 (指針)**
議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報保護のマスキングを行う。
- (4) **収支報告書等の閲覧 (条例第15条、規則第14条)**
議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。
- (4) **関係帳簿の保管 (規則第9条、指針)**
会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年

和感のある請求項目、単価及び諸経費と考えられ、事業主が過去に2度も刑事告発されたことから、政務活動費の支出先としてふさわしくない旨主張している。

以下、本件支出が違法とイえるかについて検討する。

(7) 調査結果について

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。同議員によると、A社は代表の柴木真由美氏(以下「X氏」という。)が運営する個人事業の屋号であるところ、A社はレンタルオフィス事業者が提供するパーチャルオフィスサービスを購入し、当該サービスの拠点の1つの住所を事業場の住所として設定していた(同議員提出資料「添付資料1」)。

なお、上記のパーチャルオフィスサービスでは、事業主が事業場の住所として利用できるオフィス住所をレンタルするとともに、郵便物の転送、電話代行、貸会議室等のオフィスに必要な機能を提供しており、上記住所に法人の登記もできるとされている(同「添付資料2」)

A社の電話番号の変更について示すと次のとおりである。

電話番号	本件措置請求の各資料により確認した日付
03-68-0000-0000(本件支出に係る連絡先。以下「電話番号1」という。)	令和2年3月24日、同月28日、同月30日、同月31日及び同月6月30日
080-0000-0000-0000	令和2年8月16日
0120-0000-0000-0000	令和2年8月20日
050-0000-0000-0000	令和2年12月16日
03-44-0000-0000	令和3年4月20日

同議員によると、A社の住所をX氏に確認したところ、X氏の名刺に記載されたA社の住所は誤記があり、本件措置請求で提示された電話番号のうち、市政報告の作成等を依頼した令和2年3月までのものは電話番号1で、その他の番号は無関係であるとしている。

支出伝票の備考欄に記載された項目について、領収書にある「文書作成・校正料」とは、デザインの方向性を決定して各担当者に作業を振り分け指示を行うなど成果物完成までの管理監督を行うことに係る費用で、「デザイン料」とは、デザインの方向性を具体的に作業に係る費用で、「データ作成料」とは、原稿データを印刷会社指定のフォーマットに加工調整する作業に係る費用であり、いずれも一般的な内容で何ら特殊なものではないとしている。

印刷料の単価について、同議員は、事業者が仕入れコスト、諸経費、納期等の様々な要因を考慮し営業努力を踏まえて決定するものであり、第三者が「数量

度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 各務雅彦議員(以下「各務議員」という。)

広報・広聴費として、プランエム(以下「A社」という。)に対し、令和2年3月30日付け、同月31日付けで合計1,100,550円を支出した。

イ 吉沢直美議員(以下「吉沢議員」という。)

広報・広聴費として、A社に対し、令和2年3月24日付け、同月28日付けで合計556,880円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派(所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。)及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならぬ」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」(最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決)とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」(最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決)とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務活動費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、使途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 各務議員及び吉沢議員(以下「両議員」という)に共通した広報・広聴費について

請求人は、支出先であるA社について、所在地が特定できず、電話番号を短期間に繰り返し変更するなど、実体が確認できず、業者選定に疑義があるとし、A社には定められた料金設定もなく、意図的に請求項目を増やし過大に請求し、連

が多くなければ安く設定されるべき」と決定すべきものではなく、依頼した市政報告が単価に見合わないとは考えていないとしている。

また、市政報告の作成などの依頼先としてA社を選定した際、X氏が過去に2度も刑事告発されたことは、両議員とも全く認識がなかったとしている。

なお、両議員は、市政報告の作成などのA社への依頼に当たり、見積書等は徴取せず、事前に口頭で料金を確認したとしている。

(4) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、A社は前記バーチャルオフィスサービスを利用しており、名刺に記載された住所地にA社が所在していることを前提とするものではなく、事業主の名刺の住所に誤記があったことやA社の電話番号に齟齬があったことは認められるものの、このようなバーチャルオフィスを利用することに違法性等の問題があるわけではなく、また、それらの記載の誤りをもって、A社の実体不明であると認めることは困難である。

そして、支出伝票に添付された領収書の項目、諸経費及び委託料について、両議員によると、市政報告を作成するに当たって、事前に金額を口頭で確認し、伝えた内容の文章のたつき台等を作成し、A社が文字の大きさを内容に要約しているとしており、両議員が説明しているA社の作業内容や作業範囲等を考慮すれば、その内容や金額に特段の疑義があるとは認められない。

なお、請求人は、A社の代表者であるX氏の刑事告発履歴を問題とするようであるが、たとえ当該事実があったとしても、直ちにA社が支出先としてふさわしくないとはいえない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 各務議員の広報・広聴費について

請求人は、令和2年3月30日付け、同月31日付け合計110万5500円の広報・広聴費の支出について、支出伝票(整理番号3012)に添付されたA社の領収書上のステインング枚数(3万2000枚)と支出伝票(整理番号3013)に添付された株式会社ニッケン石橋(以下「C社」という。)の請求書上のステインング枚数(4万5000枚)の合計枚数(7万7000枚)が、支出伝票(整理番号3011及び3012)に添付されたA社の領収書上の合計印刷部数(5万7500枚)よりも多いことから、支出伝票等の内容に虚偽記載の可能性があり、2019(令和元)年12月5日に市政報告(VOL1)を他社へ発注

した金額と比較しても、2020(令和2)年3月30日にA社に発注した市政報告は高額であり、それを各務議員のホームページでも公開していないことから、極めて不自然である旨主張している。

また、A社の下請事業者から提出された回答書(本件措置請求添付1)には、「令和2年4月15日にA社へ市政報告のデータを送り、同月30日付けでA社に請求書を発行しており、各務議員が作成した支出伝票上のポストイング実施年月日である同月30日には成果物は存在しておらず、政務活動費の使い切り目的で不当に支出していたと疑わざるを得ない」旨が記載されており、政務活動費に求められる透明性及び適正性に反するため、当該支出は認められない旨主張している。

以下、本件支出が違法とイえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

本件支出の対象となった成果物は、全て現物として提出されているところ、各務議員によると、本件措置請求資料1の「2020年3月30日」付けの領収書の件名(市政報告VOL1)は正しくは「市政報告VOL2」で、「2020年3月31日」付けの領収書の件名(市政報告VOL2)は正しくは「市政報告VOL3」であり、上記「2020年3月30日」付けの領収書の印刷部数1万7500部との記載は誤りで、実際は4万5000部の印刷を依頼し、3つ折り作業は依頼していなかったと説明している。

これらの点について、各務議員は、令和3年7月29日付け「取支報告書等修正届(交付対象議員用)」を追加提出し、上記支出伝票の印刷部数を4万5000部に修正し、3つ折り作業の項目を削除した(各務議員追加提出資料「添付資料3」)。

上記各領収書の記載内容を誤った理由について、各務議員によると、内容を精査せずに支出伝票を作成したためであるとし、領収書の記載内容を問い合わせたところ、A社から「別の顧客の受注内容と取り違えて領収書を作成した」、「自らのミスで理由とする委託料の過少請求であるため、委託料差額の追加請求は行わない」との申出を受けたと説明している。

A社に4万5000部のポストイングを依頼しなかった理由は、各務議員の選挙区である多摩区のポストイング事業者のC社にも依頼したいと判断した市で、別会社に依頼した最初の市政報告(VOL1)よりも、A社に依頼した市政報告(VOL2及びVOL3)が高額になったのは、VOL1を依頼した事業者の本業がチラシ作成ではなく、市政報告作成の経験がなく作業範囲が狭かったこと、部数が少なかったことなどによるものであるとしている。

別紙1

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和3年6月30日

請求人

【住所】 (省略)

【氏名】 NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋 集斗

第1 事業の概要

第2 請求の要旨

①各務雅彦 (かがみ まさひこ) に対し政務活動費1,100,550円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを使用するよう川崎市長に対し勧告することを求める。
②吉沢直美 (よしざわ なおみ) に対し政務活動費556,880円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを使用するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第3 請求の原因

①対象となる財務会計行為

(1) 各務雅彦 (かがみ まさひこ) に対するもの
各務雅彦は令和元年度、広報・広聴費として、ブランジェムに対し、令和2年3月30日付、令和2年3月31日付で合計1,100,550円の政務活動費を支出している(資料1)

(2) 吉沢直美 (よしざわ なおみ) に対するもの

吉沢直美は令和元年度、広報・広聴費として、ブランジェムに対し、令和2年3月24日付、令和2年3月28日付で合計556,880円の政務活動費を支出している(資料2)

②財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

ら、請求人の上記主張はいずれも採用できない。
よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べらる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、いくつかの疑義が判明している。

具体的には、支出伝票の用途内容及び数値に誤りがある事例が判明しており、誤記を理由として、一部については修正手続がとられているが、支出伝票は、用途内容の透明性確保の基本であり、内容を精査の上、正確に支出伝票を作成されたい。

また、その過程において、印刷物やポスティングの履行の確認がなされていない事例も判明している。

通常、印刷物を作成する場合には、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行になっており、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保及び市民への説明責任につながっていくものと考えられる。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、実施報告書を求めないが、これを不要とする趣旨ではなく、政務活動費の支出の透明性を確保するため、日頃からこれらの書類を整えておく姿勢も必要であると思料する。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものである。

作成および印刷等を下請け事業者へ丸投げしているが、下請け事業者の請求書の記載項目は1つのため、プランエムは意図的に請求項目を増やしていると考えられる。

チラシは訴えたい内容を文章化し、それを印象的に伝えるためデザインして作成するのに項目を分ける必然性はない。また、文章もデザインも「データ」にほかならないので、データ作成料が項目化されているのは理解できない。

更にディレクション料(指導料の意味か?)に至っては趣旨不明である。

したがって、項目を作為的に増やし過大に請求するためのカラクリとしか考えられない。単価については、印刷物5,500枚でも40,000枚でも印刷物のチラシ単価6円と同額であるが、通常の印刷会社は数量が多くなれば1枚当たりのチラシ単価は必然的に安くなる。

諸経費についても、385,550円でも713,900円でも一律37,000円と同額なのは、社会常識的にありえないため、定められた料金設定はなく金額を操作していると考えられない。

C. 2度も刑事告発歴のある個人事業者

同議員が年度末に政務活動費で支出した事業者(個人事業者)であるプランエムは、過去に2度も刑事告発をされた人物が単独で事業を行なっている。(資料6)
税金である政務活動費の支出先として相応しくなくいため、支出は認められない。

(3) 各務雅彦(かがみ まさひこ)に対するもの

各務議員のプランエムの領収書について、支出伝票の実施年月日では年度末の3月30日に市政報告書VOL2(資料7)を1万7500枚の印刷した他、同日に市政報告VOL3(資料8)を4万枚の印刷し、併せて計5万7500枚の印刷をしたことになっている。

しかし、プランエムには同日の3月30日に3万2000枚のポストイン料を支出しているが、同日の3月30日に地元のポストイン料専門業者である(株)ニッケン石橋に対して4万5000枚のポストイン料を支出した領収書および支出伝票(資料9)があるため、計7万7000枚のポストイン料をしていることになる。

つまり、3月30日に作成した市政報告VOL2・VOL3の合計印刷部数は5万7500枚なのに対して、同日の3月30日には計7万7000枚(プランエム3万2000枚、(株)ニッケン石橋4万5000枚)のポストイン料をしているため、印刷部数よりポストイン料枚数が約2万枚も多いのは請求書虚偽の可能性を疑わざるを得ない。

また、交付された政務活動費に余剰金が生じたときは返還しなければならぬとされているため、年度末の3月31日付近に駆け込み需要のように使われることはあってはならない。

市政報告などの住民への報告は、年度を通じて定期的に行なうべきであり、年度末に集中してなされるべき必然性はない。政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 同議員ともに共通した違法性

A. 実態不明な選定事業者

同議員が委託契約を交わすプランエムの所在地について、支出伝票に添付の領収書またはプランエム代表の名刺には、東京都港区浜松町2-2-5 浜松町ダイヤビル2階(資料3)と記載されているが、所在地を訪問したところ違うビル名である『喜和ビル』が存在しているため、領収書記載のビル名である『ダイヤビル』は存在しない。

調査を重ねた結果、他議員もプランエムと委託契約を交わしていた事実を把握するものの、他議員の領収書記載の住所は浜松町2-2-15となっており番地が異なっている。

こちらの所在地にも訪問したところ、看板はビル名でなく『ハイイツ』(資料4)と記載があり、2階にはプランエムの表札等は一切なく、『バーチャルオフィス』(資料4)と掲示されているため、どちらの所在地も選定事業者の実体が不明であることを示している。

また、議員によって領収書記載の電話番号も異なっているが、真つ当な事業者であれば電話番号を使い分けたり、幾度となく電話番号の変更することは考えられない。(資料5)
そのため、同議員の支出先であるプランエムは、実体の確認できない事業者であり、架空請求または領収書記載の項目を適切に行なわれていない可能性がある。

政務活動費の支出には、前述のように透明性と適正さが求められており、政務活動費の運用指針でも「広報物の委託先は選定理由および委託内容を明確にした上で契約を締結」することが求められているため、委託事業者の選定に疑義がある。

また、領収書の住所の虚偽および電話番号を短期間で繰り返し変更する真つ当でない事業者への支出は適正性に反するため、その支出は認められない。

B. 違和感のある請求書項目および単価

同議員とも、領収書記載の上から4つの項目(文書作成料・ディレクション料・デザイン料・データ作成料)は、通常であれば全て1つにされる項目である。プランエムは広報物の

2019年12月5日に市政報告VOL.1を2万7780円(資料10)で他社へ発注しているが、年度末の2020年3月30日にVOL.2・VOL.3をそれぞれ約38万円、約7.1万円という高額でプランエムへ発注したものの、自身のHP(資料11)にはプランエムが作成したVOL.2・VOL.3のチラシを公開しないことについても極めて不自然である。

プランエムが丸投げする下請け事業者より書面で回答書(添付1)を頂いたが、そこには「年度末に余った予算の政務活動費取戻目的で行なった」監査の際の担保に少々異なるために作成した「そもそも完成データは年度後の4月15日に送っている」「プランエムから請求額を上げる不正行為のアドバイスを求められた」など使い切り目的や不当に支出していたと疑わざるを得ない回答をもらう。

また、プランエムの下請け事業者は4月15日にプランエムへ完成したチラシデータを送り、4月30日付(資料12)にプランエムへ請求書を発行しているため、各務議員の収支報告書記載のポストインが実施年月日の3月30日は、現物は存在していないはずである。そして、下請け事業者の回答書には「監査の際の担保に少々異なるため作成した」とあるため、監査委員へ証拠印刷物として提出するの意的として少数の部数を印刷するなど、あらかじめ隠蔽工作を企てていた可能性もあり極めて悪質である。

したがって、委託内容および金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

(4) 吉沢直美(よしざわ なおみ)に対するもの
吉沢議員は、年度末の3月24日(市政報告VOL.1)と3月28日(市政報告VOL.2)に立て続けでプランエムと委託契約を交わし細収書が存在するものの、プランエムが丸投げる下請け事業者は吉沢議員のチラシは請け負っていないと証言する。

そのため、2020年7月下旬に「市政報告のチラシを見せて欲しい」と吉沢議員の支援者から吉沢議員にお願いしたところ、一旦は拒否されるが数週間後に素人が作成したような市政報告チラシが送られてきたため、隠蔽工作で急ぎよ作成した可能性がある。

市政報告チラシの内容はVOL.1『学校で手話ダンスを！台風被害について』、VOL.2『タワーマンションの防災力を向上！平間、向河原の踏切対策！胎児音児の支援！』(資料13)などで、新型コロナウイルスの時期に、関連性がほとんどない市政報告を、実施年月日の2020年3月30日に作成配布したとは考えられない。

また、送られてきた市政報告チラシには、名前のスペルがNAOMI(なおみ)ではなく

NOMI(のみ)(資料14)と間違っているため、低品質で粗悪なチラシと言え。チラシを見て直ぐに気がつく一番大切な自身の名前の前名の間違えを、プランエムも吉沢議員も気付かないのは、隠蔽工作で急ぎよ作成された可能性以外は考えられない。

その後、2020年9月上旬に吉沢議員の支援者より、「市政報告チラシを作成した印刷会社を紹介してほしい」と吉沢議員にメールしたところ、プランエムではない別会社(資料15)を紹介して支援者にまで嘘をつくことから、悪行を隠すためと考えざるを得ない。

吉沢議員がプランエムに登録されている内容と同じ見取りを吉沢議員が市民に紹介した会社から頂いたところ、項目全てが圧倒的にプランエムより安価である。(下記の表参照)
そのため、本件についての委託事業者の選定に疑義がある。

プランエムと紹介会社の印刷費等の比較(共にA4画面)

	デザイン料	印刷代(三つ折り含む)	送料、諸経費	合計(税抜き)
プランエム	156,000円	114,000円 (16,000枚)	37,000円	307,000円
紹介会社	49,500円	79,200円 (18,000枚)	6,000円	134,700円

※合計ではプランエムのポストイン代を除いています。

以上のことから、吉沢議員は実態不明の事業者(個人事業者)であるプランエムと共謀し政務活動費を不当に使い切り、政務活動費を返還することを免れ、財産上不法の利益を得た可能性が極めて高いと考える。

したがって、委託内容および金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

③ 請求者
請求者であるNP0法人国民の健康と生活を守る会は、区役所との協同事業をはじめ、就労相談支援、生活困窮者のサポートなどの社会貢献活動を行なっている市民団体です。

2020年6月に市民の方から一通の情報提供メールが届きました。

内容は、「領収書プランナーの誘惑に負けた一期末の議員たち #川崎市議会議員」などがSNSで投稿されており、信憑性は低いですが、たくさんの方の市民が新型コロナウイルスで大変の状況の中、本当に議員が不正行為をしていたら許せない！』をスローガンに掲げ地域活動しているため、看過することができなかった。

私たちの団体は『自分だけが良ければいい！そんな人間になりたくない！』をスローガンに掲げ地域活動しているため、看過することができなかった。

そのため、新人議員を対象に調査を行なった結果、各務雅彦議員および吉沢直美議員の令和元年度の政務活動費にいくつつかの疑わしい支出を发觉する。
その後、約一年間という多大な時間と労力を使い徹底的に調査を行ない、疑わしい支出の真実を証明する様々な証拠が整ったため、監査請求を起すことにした。

④地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な処置を請求する。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 陳述書 | ブランエム下請け事業者社長からの陳述書 |
| 添付1 | ブランエム下請け事業者社長からの各務議員に関する回答書 |
| 資料1 | 各務雅彦議員がブランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び取支報告書 |
| 資料2 | 吉沢直美議員がブランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び取支報告書 |
| 資料3 | ブランエムの所在が実態不明である証拠 |
| 資料4 | ブランエムのもう一つの所在地にあるバーチャルオフィス |
| 資料5 | ブランエムは各議員によって電話番号が異なる証拠 |
| 資料6 | ブランエム代表の刑事告発歴 |
| 資料7 | 各務雅彦議員がブランエムへ依頼した市政報告書VOL.2 |
| 資料8 | 各務雅彦議員がブランエムへ依頼した市政報告書VOL.3 |
| 資料9 | 各務雅彦議員が地元業者へ依頼したボタスティング料の領収書 |
| 資料10 | 各務雅彦議員がブランエムでない他社へ依頼した市政報告書VOL.1 |
| 資料11 | 各務雅彦議員のHPにはブランエムの作成物は公表しない |
| 資料12 | ブランエム下請け事業者からブランエムへの請求書 |
| 資料13 | 吉沢直美議員の市政報告チラシ |
| 資料14 | 吉沢直美議員の名前を間違えた市政報告チラシの拡大写真 |
| 資料15 | 吉沢直美議員が支援者に偽りの事業者を紹介したメール |

個別外部監査請求とその理由

川崎市内には、真つ当な印刷会社が多数存在するのにも関わらず、両議員が委託契約を交わしているブランエムは、川崎市外の個人事業者、所在地は虚偽で実態不明、社会常識的にありえない単価設定、2度も刑事告発歴のある代表、成金物は名前を間違える粗悪なチラシ、議員本人も市民へ紹介できない事業者である。

本件の監査請求は監査委員4人のうち議員選出の2名が除斥されるが、他2名の監査委員においても以下の理由により公平公正な判断が困難であることも推測される。

ブランエム代表の柴木真由美氏は、元神戸市議会議員（自民党系会派）を経験しており、数年前に大きく報道されていた政務活動費を架空の領収書で騙し取り、詐欺罪で逮捕された元神戸市議会議員（自民党系会派）とは同僚議員である。

本件について、ブランエム下請け事業者社長（添付1）から推測すると、同僚議員の逮捕を一部始終間近で見ていたブランエム代表の柴木真由美氏は、監査請求をされた際に証拠印刷物として提出するのを目的として少数の部数を印刷するなど、事前に隠蔽工作をしている可能性が極めて高いと考えざるを得ない。

2020年5月29日、かわさき市民オンブズマンは政務活動費に関する住民監査請求を起こしましたが、監査委員は対象議員の聞き取りを妄信して判断していたため、住民訴訟へと発展しています。

そのため、本件においても対象議員または2度の刑事告発歴のあるブランエム代表への聞き取りを妄信した監査では公平公正な監査結果にならないと考えられる。

また、本件の対象である二人の川崎市議会議員は、共に自民党所属の議員である。

本件を監査する2名の監査委員は、普段は自民党所属の監査委員と業務を遂行しているため、監査の対象議員が自民党所属の議員では客観的な第三者の立場で判断することが困難であると考えられる。

したがって、それらの懸念を払拭させるためには、本件は地方自治法第252条の43第1項の規定に基づく外部監査人による「個別外部監査」により監査を行なわれることが不可欠であるため、併せて請求する。

別紙 2

請求人の陳述録

まず、本件は、2人の自民党議員に対する監査請求です。そのため、本件を監査する2人の監査委員においても、ふだんは自民党所属の監査委員と業務を遂行している、いわば同僚であるため、客観的第三者の立場で判断することは困難であると考え、これらの懸念を払拭するため、個別外部監査を求めましたが、個別外部監査は認められず、議員たちが議会で選任した監査委員が監査することになりましたが、付度感情がない公平公正な監査をしていただけると信じて陳述いたします。

市民の税金が元手である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、吉沢議員及び各務議員が委託契約を交わした個人事業者であるプランエムは、これから述べる4つの理由により、一般の会社は委託契約を交わさない事業者であります。そのため、両議員が委託契約を交わしていることに疑念を抱いています。

まず、理由1、所在地を虚偽する実体不明な事業者である。1.2ページの資料2を御覧ください。吉沢議員の領収書では、プランエムの所在地は浜松町2-2-5の浜松町ダイヤビルとなっております。

次に、1.4ページの資料3の右上を御覧ください。このプランエムの代表の名刺にも、所在地は同じく浜松町2-2-5の浜松町ダイヤとなつていますが、下の写真を御覧ください。現地調査したところ、こちらの所在地のビル名は浜松町営和ビルでございます。そのため、領収書や名刺に記載されたダイヤビルはそもそも存在しません。また、途中から名称が変わったわけでもなく、30年前からこちらは浜松町の営和ビルです。そして、プランエムの下請会社の社長は、プランエム代表の名刺記載の所在地に郵便物を送付したところ、宛名人不存在で戻ってきたこととです。また、令和2年度の所在地は、なぜか浜松町2-2-15と変更されており、同じく浜松町ダイヤビルとなっておりますが、正しい建物名は浜松町ダイヤハイイツです。そして、現地にはバーチャルオフィスが存在するたため、どちらにせよ、プランエムは実体不明な事業者と言えます。

次に、理由2です。10か月で5回も領収書の電話番号を変更する事業者である。追加証拠①を御覧ください。プランエムは川崎市の議員だけでなく、東京都の議員とも委託契約を交わしていることが分かります。この事業者が2020年6月から2021年4月の10か月の間に発行した領収書5枚を添付していますが、全て領収書の電話番号が違います。果たして真つ当な事業者であれば、電話番号を使い分けたり、幾度となく変更することは考えられません。そのため、信用を第一とする一般の会社は委託契約を交わしたりしない事業者であると言えます。

次に、理由3、定められた料金設定がなく、金額を操作する事業者である。両議員が委託契約を交わした事業者には、定められた料金設定が存在せず、領収書によって広告や単価などの金額を操作している。1.8ページの資料1.2を御覧ください。プランエムは各務

議員の広報物の作成を本日来てくださった下請事業者へ丸投げしていますが、下請事業者のプランエムの請求書では、記載項目は1つだけです。

次に、1.0ページの資料1を御覧ください。令和元年度のプランエムの領収書には、上から、文章作成・校正料、ディレクション料、デザイン料、データ作成料などといった項目が追加されているが、意図的に過大請求するため、様々な請求項目を増やしたと思われ

ます。次に、追加証拠⑥を御覧ください。これらを裏づける証拠として、令和2年度の吉沢議員の2枚のプランエムの請求書を添付しましたが、ディレクション料、デザイン料、データ作成料のみで、令和元年度にあった文章作成・校正料の項目は消えています。となると、令和元年度の領収書の項目にある文章作成・校正料の6万円は、そもそも必要のなかった項目であることが分かる。

次に、追加証拠④を御覧ください。こちらは各務議員の令和2年度のプランエムの請求書を添付しましたが、文章作成・校正料は1万円と超大幅に減額されており、令和元年度の6万円から6分の1も安くなっているため、令和元年度は過大に請求額を増やしていたとしか考えられない。

次に、追加証拠⑤を御覧ください。ここには令和2年度の各務議員と吉沢議員が「新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策」と題したプランエムが作成したチラシを、都内Aさんは同じようなチラシを先にプランエムに依頼しています。追加証拠⑥のEからGを御覧ください。こちらは見て分かるように同じようなチラシです、3枚とも。もう1度追加証拠⑥のAを御覧ください。都内Aさんは政務活動費などの公金ではなく自費で支払っていますが、公金が元手である政務活動費から支払った各務議員と吉沢議員の請求書と比較すると劇的な差があります。3人とも同じような制作物ですが、自費で支払った都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、文章作成・校正料、送料及び諸経費などの項目はなく、印刷部数は半以下なのにチラシ1枚単価も大幅に安いです。私が言いたいのは、プランエムに自費でチラシをお願いするとデータ作成費しか取りませんが、川崎市の税金から議員がチラシをお願いすると、なぜかディレクション料、デザイン料、文章作成・校正料、そして送料及び諸経費と項目が一気に増え、高額料金を請求することに大変不審に思います。川崎市の税金の場合は高額に徴収する川崎価格というのが存在していると言っても過言ではありません。このあたりの説明もプランエム及び両議員に求めます。これらのことから、プランエムには定められた料金設定がそもそも存在せず、前年度の領収書の項目は過大に請求額を上げるため金額を操作していたと疑わざるを得ない。

次に、1.1ページの領収書を御覧ください。こちらの領収書では、4万枚印刷してチラシ単価が6円です。

次に、1.2ページの領収書を御覧ください。こちらの領収書では、5,500枚印刷し

は五十何グラムのやつを発送する癖があったんだと思うんですけども、それは分かりかねますけれども、少なくとも吉沢さんが返還を逃れるために請求書に起しておるのはコート90キロ、現物はコート90キロじゃないということが私は言いたいわけですね。そして、手に入れたのは、私のところへ送ってきたのが2020年度の7月時分でしたから。これは送ってききました。

そして、5月から6月にコロナ号を吉沢さんは発注しておりますが、これは現実には何故か刷っておくと思うんですけども、これもいろいろ問題がありまして、3つ折りにしたら名前が表示されないというような、本当に選挙プランナーが印刷をしたのかなというような問題、そしてまた、素人が多分つくったと思うんですけども、業者がつくったとは考えがたい、返済不要と書いたところに種類だけしか表示されていない。これはどういう説明をした方がいいのか、とにかくプロがA Iでつくったやつではないということが私は言いたいわけですね。

だから、吉沢さんのやつは、端的に問題としたら、請求しているコート90キロのものじゃないもので、実際はコート90キロじゃないものをつくっておくにもかわからず、虚偽の請求書を議会事務局に提出しておるのが吉沢直美さんであるということですね。急場しのぎでつくったからだと思うんです。なぜなら、Nomi、Nomiと——政治家だからルビは大事ですよ。キチザワフチヨクミさんではないので、吉沢直美さんの名前の下には、普通でしたら「よさざわおみ」と平仮名で打つところを格好よくローマ字で書いたりするんですけども、焦ってつくったところでメッキが剥げたという表現を関西ではNomi Yozawaとなっておるということでは先ほど金屋さんがおっしゃったとおりであります。そして、私が言いたいのは、この重さが絶対に見えないということ。吉沢さんについてはそうでもあります。以上であります。

次、各務さんについてであります。各務さんからの仕事を頼むと申す下請をしたのは私のところの会社であります。4月の初めにプランエムから電話で依頼が来まして、各務雅彦の市政報告をつくってくれへんか、適当でええんやと。ホームページに1が載っておるから、2、3ということでも2種類つくってくれ、何でもええんやと。何でも、何でもええんやと。あまりにもひどいものはないということ、私どもは短時間で精進込めてVOL2、VOL3をつくらせていただきました。しかしながら、先ほど来、急いで柴木さんが年度末に帳尻を合わせるために、請求品目では、VOL2がVOL1になり、VOL3がVOL2になって、ずれているんですけども、請求品目が、これ自身も軽率な行為が、お互いが現れておると思います。

先ほど金屋さんは値段のこともプランエムのことばかり言いまして、発注する側から、やっぱり安いほうにしなければいけない。税金を使っておるんだという本当の信念があったら、そういうことは絶対起きないと思いますし、各務さんに至っては、私のところは、最初は非常に乗り気じゃなかったんですけども、4月に入って——ここなんです

した。この件が落ち着いた際には、川崎市もそのように新しい第一歩を踏み出されたらいいなと私は思いますが、事件がどうあろうとも、やはり事務局を通じてきちっとした目標をすることでも大切じゃないかなと思います。

話をまた元へ戻しますが、吉沢直美さんと柴木さんが知り合った原因は、川崎市の政務活動費の捻出がしやすかという目をつけた柴木が、私の知人でありますA氏に、川崎市で誰か知り合いないかということをクリックしたという話をすると、A氏は、衆議院議員であります●●●●●の秘書をしておりました吉沢直美さん、また、その秘書であります第一秘書のA氏に、私の知り合いであります紹介者A氏が●●●●●事務所に電話してコンタクトを取りまして、一昨年10月か11月に武蔵小杉駅前のイタリア料理店で、吉沢直美さんと、Aという男の子が仲介で、柴木真由美の3人がイタリア料理を食べながら会っております。

そのときに名刺交換をしたらしいんですが、まだ吉沢直美さんは広告会社、選挙プランナーのお付き合いがなかったかのように、お役所の職員さんをお持ちであるような白黒の秘書の川崎市議会議員、吉沢直美と書いたシンプルな名刺を柴木真由美さんと交換したらしいです。そして話が弾んでいくときに、年度末が来たら、消費していただければ政務活動費は返還をしなければいけないというルールは御存じですか、そういうことがあったら、せつなく手にしたものを返すというのはいらないんじゃないかと。そう言えばそうなんですけれども、もったいないという感覚もおかしいと思うんです。ということ、柴木さんと吉沢さんがお付き合いを始めたきっかけが、もったいない、返すのが嫌だというのが動機だということ、まずお話をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほど金屋さんは地域の方から吉沢直美さんの市政報告を入手されました。私は紹介したA氏からVOL1、2、そしてコロナ号というものを——コロナ号は今回の請求書には入っておりませんが、請求書の内容を補填するために必要なことであるので、お許しください。VOL1、2、コロナ号が送ってこられました。それが皆さんの手元にいる吉沢直美さんのVOL1、2であります。これが2020年の3月31日までに作成されたという事です。予算を返還しなくてもいいようにされておると思っております。これの手に触りを見ていただいたら分かりますように、追加証拠の番号ですかね。

現物はございません、これですね。追加証拠2番。

追加証拠に書いてあると思いますが……。

追加証拠2番です。

吉沢直美さんは、プランエムにコート90ということ、コート90の重さで市政報告をつくったということも申告されております。これを持っていただいたら分かると思います。そして、偶然今日見たんですけども、先ほど金屋さんがおっしゃった市民の方が請求を起したやつ、クリックして手に入れたやつの中のものには、プリント業者の請求には55か何かで書いていたんですけども、ふだんから吉沢さんは、チラシを発送するときに

別紙 3

政務活動費に係る法令等 (本件措置請求に関連する部分のみ)

1 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

第 100 条

1 ～ 13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17 ～ 20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例 (平成 13 年川崎市条例第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

第 2 条 会派 (所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。) 及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的として、そのことを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

(交付の対象及び額)

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員 (次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。) に対して交付する。

第 4 条 政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に

当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

(交付の方法)

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日 (以下「交付日」という。) における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じたものとする。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請の日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選考が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請の日が、当該申請の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第 5 条 会派の代表者 (所属議員が 1 人である場合) については、当該議員をいう。以下同じ。) 及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第 6 条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第 1 項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届けなければならない。

(増額の申請及び決定)

第 7 条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第 8 条 市長は、第 4 条第 4 項第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号に該当する事由が生じたとき、又は第 6 条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第 4 条第 4 項第 3 号若しくは第 4 号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が同項第 3 号に該当したときは、同項第 5 号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第 4 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

第 9 条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者 1 人を置かなければならない。ただし、所属議員が 1 人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 10 条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動 (調査研究、研修、広報、広聴 (市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。) に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができる。

(収入及び支出の報告等)

第 11 条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書 (以下「取支報告書」という。) を作成し、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により取支報告書を提出する場において、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類 (以下「領収書等」という。) の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前 2 項の規定による取支報告書及び領収書等の写し (以下「取支報告書等」という。) の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第 12 条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

		に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4	要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5	会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6	資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7	人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・手当、交通費、社会保険料等
8	事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器、備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9	事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則(平成13年川崎市規則第16号)

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。
- (用語)
- 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
- (交付日)
- 第3条 条例第4条第1項の規則で定める交付日は毎月10日とする。ただし、その日が川崎市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の前日を交付日とする。
- 第4条 条例第4条第6項(ただし書を除く。)の規定により政務活動費を交付する場合は、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。
- (政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書)
- 第5条 条例第5条第1項の規定による申請は、政務活動費交付申請書(会派用)(第1号様式)又は政務活動費交付申請書(交付対象議員用)(第3号様式の2)によるものとする。
- (政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書)
- 第6条 条例第7条第1項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書(第4号様式)によるものとする。
- 第7条 条例第7条第2項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。
- (政務活動費減額等決定通知書)
- 第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、会派又は交付対象議員の支出がこの条例及びこの条例に基づき規則の定めと異なるものと認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則の定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第14条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第15条 議員は、第11条第1項及び第2項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)第8条に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

- 2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。
- 3 第1項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。
- 4 第1項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。
- (運用)
- 第16条 第11条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について運用する。この場合において、第11条第1項中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年4月30日までに」とあるのは「連年か」と、第12条、第13条及び第14条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

附 則 略

別表(第10条関係)

経費の区分	内容	支出できる経費	
		種類	
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、パス等借上料、出席負担金等	
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等	
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅	

- るものとする。
(請求書の提出)
- 第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。)第82条の規定により請求書を提出しなければならない。
- 第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。
- 2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類(以下「支出確認書類」という。)を備えなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書(以下「支払証明書」という。)をもってこれに代えることができる。
- 3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を複製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書(会派用)(第7号様式)又は政務活動費収支報告書(交付対象議員用)(第7号様式の2)によるものとする。
- (剰余金の返還)
- 第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。
- (交付の決定の取消通知)
- 第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消し内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。
- (返還命令)
- 第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。
- 2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。
- (収支報告書等の閲覧等)
- 第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。
- 2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。
- 3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。
- (運用)
- 第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者(所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。
- 附 則
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 略

川崎区公告

川崎市川崎区公告第121号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 令和3年度 介護保険料 第3期 and 第4期.

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第122号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第123号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市川崎区長 増田宏之

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include 令和3年度 介護保険料 第2期, 第3期, 第4期.

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第124号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月25日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

幸区公告

川崎市幸区公告第29号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市幸区長 関敏秀

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第44号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第3期	令和3年8月31日	計1件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第45号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第46号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

川崎市中原区公告第47号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和3年8月30日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第48号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和3年8月30日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第62号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第63号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和3年8月31日(第1期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第64号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第2期以降		計1件
令和3年度	介護保険料	第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第65号

次の国民健康保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月16日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
				計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第66号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第67号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第4期分	令和3年8月31日(第4期分)	計5件

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第33号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第4期	令和3年8月31日 (第4期分)	計11件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第33号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第4期	令和3年8月31日	6件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第34号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第35号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月25日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和 3年度				計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第49号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年8月16日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第50号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年8月16日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第51号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第52号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月20日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

辞 令

令和3年8月20日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長 宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課担当課長兼務	佐々木 龍 一	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長

正 誤

川崎市公報第1,825号（令和3年8月25日発行）3361ページ中川崎市公告（調達）第320号は、削除する。